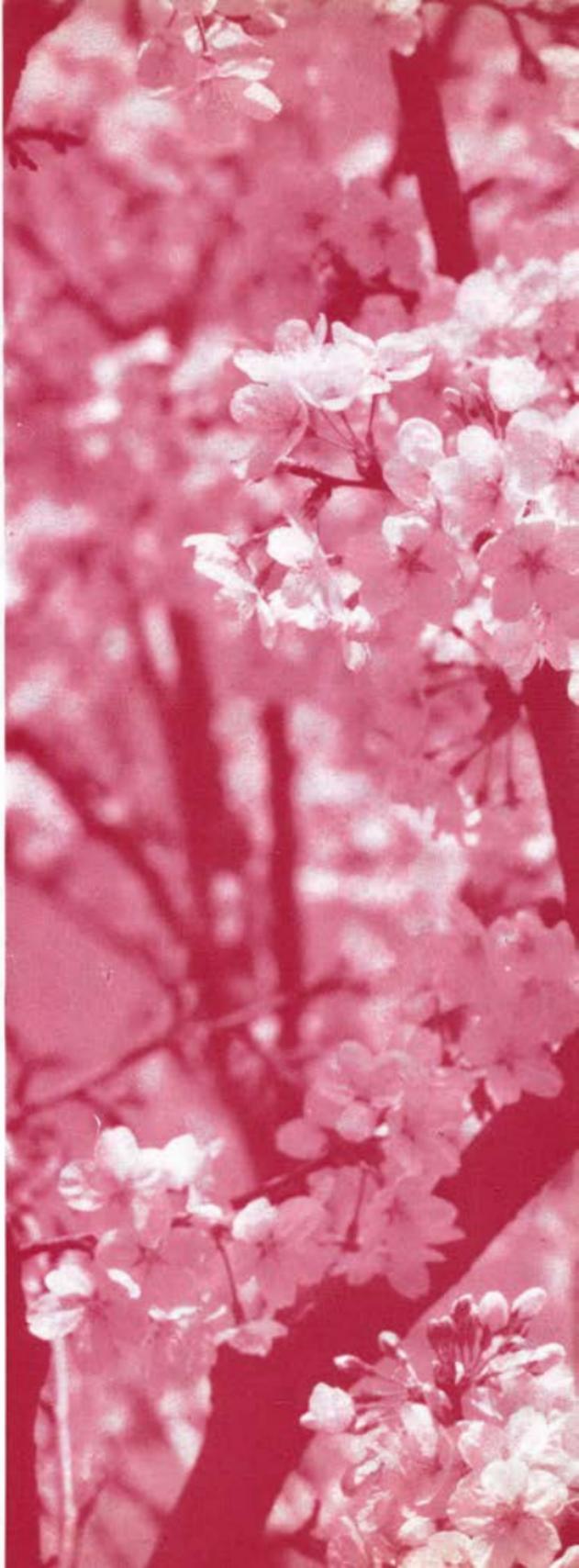


日本思想の系譜

小田村寅二郎編

—文献資料集(上)—



国文研叢書

No. 4

社団法人 国民文化研究会

日本思想の系譜

— 文献資料集 (上) —

小田村寅二郎編

は し が き

ここ二十年らしいのが国では、敗戦による国民的な自信喪失のためか、日本の歴史伝統に対する「見かた」が、かなり「粗雑」なものになってしまった。

過去二千有余年にわたって培われた「精神的な土壌——まごころ」をはじめ、日本の風土の中で自然に日本人の身についた「日本的情緒といわれる心情」、さらには、それらの上に開花した祖先たちの「思想」などは、必ずしも注意ぶかく見つめられたとは云い得なかった。

一例をあげれば、日本歴史の全期間を通じ、長い間日本国民がお慕いしてきた天皇のこと一つを取ってみても、その「粗雑さ」は蔽いかくすことができない。すなわち、天皇と国民との関係は、外形的には確かに上下の秩序の関係に立っていた。すると、それがデモクラシーと相反する形態である、というそれだけの理由で、すぐに封建的な遺物とか非進歩的なものとして片づけてしまって、その両者のあいだにあった人間的な信頼

感などには、学問的立場を含めて、あえて眼をむけようとしなかった。

ところが、気を取り直して、日本の歴史上の文献を手にとって、それぞれの時代に生きた人たちの心情を精確に辿ってみると、われわれはたいへんに迂濶であったことに気づく。すなわち、天皇は、いつも国民生活の向上を念じて、「民心」を悩ましておられたし、国民は天皇のそうしたお心に感応しあって、「まごころ」を養うことに、何よりも力を注いでいたことがわかってくる。天皇と国民との関係には、心と心の触れ合いがすべての骨子をなしていたことに気づくのである。

人間関係、とくに社会秩序・政治機構における人と人との関係を考える場合には、われわれはともすると、外形的な秩序機構の方に論議を傾ける。しかし実際には、その点の是非よりも、その秩序機構を運営していた人たちが、どのような心組みでそれに取り組んでいたかを見きわめることの方が、より一層重要な場合が多い。過去についての価値判断をする場合にも、そこに注目して思考を進めなくては意味をなさない。

そのためには、日本思想そのものを、その時その時の文献——すなわち天皇や国民が

自ら記したものを——を、わたくしたち自身が自分でよく読み、よく味わうことが必要になってくる。現代の日本には、いろいろな外来史観が風靡しているが、それらの史観にとらわれずに、まず過去を正確に知る努力がほしいものである。本書の出版が、曲りなりにもそれに役立つことがあれば、編者の喜びこれに越したことはない。

われわれ日本人は、二千有余年ものあいだ、「一言語・一民族」であり得た。そのおかげで、古典の作者が、現代に生き返ってきて私たちに語りかけてくれ、私たちは、それに耳を傾けることができる。何という有難いことだろうか、と思う。われわれが、煩をいとわず古代まで出かけていき、古人のいおうとしていたことに素直に耳を傾けさえすれば、それでいい。千年も何百年も昔の人たちの時代にわれとわが心を移し置くことができるからである。私たち自身の勉学の姿勢の如何によって、私たちは、過去とつながり、未来へ進む道を求められる。それもこれも、日本という祖国が、多くの先人たちの、いのちをかけた郷土愛・祖国愛によって、長いあいだ独立を保ち得ていたからである。われわれは、改めて数限りない祖先や先人たちに對して、無限の感謝を捧げずに

はおられない。本書を編集しながら、一つ一つの古典を読みかえして、私はいくたびかそのことを心に思った。

最後に、本書の編集にはなお多くの不備や問題点があると思うが、大方諸賢におかされて、もしお気づきのことなどがあれば、どうかご遠慮なく御叱正くださるようお願い申したい。

なお本書への引用資料には、多くの既刊書から活用させていただいた。書中その都度出典を示したのは、謝意を含めることである。出典の執筆者の方々に一々ご挨拶できなかったことをお許しねがいたいと思う。また編集については、今から二十七年前、いまは亡き私の先輩や畏友が編集された「留魂文鈔」（古代から近代までを含めて一八〇頁の小冊）に負うところがきわめて大であった。そしてこのたびは、桑原暁一（千歳高、校教諭）、葛西順夫（一橋高）夜久正雄（亜細亞大教授）、戸田義雄（国学院大教授）、関正臣（亜大生主事）、島田好衛（共同通信論説委員）、香川亮二（法政大、総務部長）、梶村昇（亜細亞大教授）その他の諸先輩・知友に、多大な御協力をいただいたことを感謝し、ここに心からの謝意を表させていただきたいと思う。

昭和四十二年三月二十五日

編者

日本思想と和歌との関係について

本書でいう「日本思想の系譜」の「系譜」の意味が何を意味するかは、本書を手にしたる読者各位にとって、重大な関心のまともになることと思う。そこで、その御質問にお答えすることになるかどうかはわからないが、表記のような「日本思想と和歌との関係」についてだけでも、ここに編者の考え方を述べておきたいと思う。

従来この種の文献集には、「歴代天皇の御製」は載らなかつたのが通例である。それに反して本書では、「古代」「中世」ならびに続刊予定の「近代」「近世」各章とも、その末尾に、必ずその世代における「歴代天皇の御歌」を、天皇年代を追って加えることにした。謹選しての編集である。

天皇を中心として国民生活が営まれてきた日本であるので、歴代天皇の御遺文として、和歌の外にも沢山の詔勅が残されている。詔勅は、もとより天皇のお心を窺うに足るものであるが、その執筆については、天皇の意をうけて側近者によってなされたことも

多いと思われる。従つて大まかにみて、詔勅の内容は、天皇のお考えと相違するものではないにしても、そうかといつて天皇のお心の脈動までがそのまま一つ一つの言葉に正確に表われているとは言ひ得ない面があると思う。

これに対して、「和歌」は、作者自身の創作であり、その言葉のはしはしには、作者の心情が微妙な脈絡をもつて表現されるものであつて、いわば作者の人生姿勢が赤裸々に窺い知られるもの、ということができる。それゆえに、歴代天皇の「人」としてのお心ならびにお心の内容を、われわれ日本人がもし正確に理解しようとすれば、歴代天皇の御歌をさしおいては、他に最適のものを見出すことはできない、と考えた。すなわち天皇その人の思想が、もっとも端的に生き生きとあらわされたものは「御歌」である、と考えたわけである。

日本思想の歩みは、いうまでもなくわれわれの祖先たちの思想の歩みであり、その祖先たちなる人々は、天皇をお慕い申し上げながらその一生を終えた人々であつた。従つてわれわれがいま、「歴代の天皇がたがどの様な人生観、政治観、芸術観、宗教観をもつてその御一生を送られたか」という課題に取り組むことは、とりもなおさず日本思想の

系譜を辿る上で、欠くことのできない要点でなければならぬ。

このように「歴代天皇の御歌」は、いわば日本政治史における最重要な文献であるばかりでなく、ことに思想史上においても、欠くことのできない文献だと判断したい。それゆえ、本書が古代・中世・近世・近代の各時代にわたって、「歴代天皇の御歌」を入れて「日本思想の系譜」に加えた意味もご理解いただけるかと思う。

しかし、それにつけてもここで一言つけ加えておきたいことは、「和歌」そのものに対する現代日本人の感覚が、歴代天皇が「和歌」に対されたお心ぐみと比較してみても、必ずしも一致しない面がある、ということである。

今日では、「和歌」は一種の趣味的な教養の一つに考えられ勝ちであるのに対し、歴代天皇ならびに古代日本人たちは、「和歌の創作」そのことをもって、「人のふむべき道」「日本人のふむべきみち」と考え、これを「しきしまのみち」と名付けてきた。ということは、「和歌を詠む」ことの意味の中に、人として一番大切な「心の動き」を和歌の上にてできるだけ素直に詠みあげる、という基本的な心構えが重視されてきたのである。

明治天皇は、和歌そのものを「しきしまのみち」「人のみち」としてきわめて重視されたお一人であるが、その御歌の中には、「道に寄せての述懐」と題して

ふむことのなかたからむ早くより神のひらきし敷島の道
と詠まれ、また「道」と題して

ひろくなり狭くなりつゝ神代よりたえせぬものは敷島の道

と詠まれておられるが、その「道」とは、人生経験を素直に和歌に詠みあげることをしてのことと思われる。その「道」とは、人の「まごころ」を「うたいあげる」こと、「まごころに生きようとする人間の生活体験の吐露」を目指しての和歌の創作であったといえよう。同じ明治天皇の御歌に、「歌」と題して

まごころをうたひあげたる言の葉はひとたびきけば忘れざりけり
と詠まれ、「子」と題して

思ふ事おもふがまゝに言ひいづるをさな心やまことなるらむ

また、「をりにふれて」と題しておおなくなりになられる明治四十五年には、

おもふこと思ふがまゝにいひてみむ歌のしらべになりもならずも

と詠まれて、赤裸々な真実の吐露を強調しておられるのが印象的である。

私たちは、自分で和歌を詠んでみて、友人に批評してもらうとよく判ることであるが、自分は自分なりに「思ったこと」「感じたこと」を素直に五・七・五・七・七の短歌形式に詠んだつもりでいても、他人からみると、なにか作者のひとりよがりが目につくものである。これは自分では自分の体験を素直に表現したつもりでも、つい体験的な感覚を、さらに概念的に整理した上で表現していたり、概括的な範囲にまでまとめてしまつて表現したりすることが多い。

「しきしまのみち」といわれる日本古来の和歌の道は、人間がともすれば陥りやすいこのような概念化への偏向から、素直な体験を大切にする世界に、常にわれとわが身を呼び戻してくれる役目を果たしているように思う。Bの心がAの心を打ち、AがBの喜びに共感し、Bの悲しみを分ち合えるというのは、実をいえば、Bの赤裸々な悲しさがAの心にそのまま共鳴することであつて、Bの悲しみが「悲しさという一般的概括的な悲しさ」ととのえられたあとで、それがAの共感を呼ぶのではない。論理とか理くつ

では、人は納得しないというのも、そのことを意味しているのであろうか。

それはともかくとして、明治天皇は、こうした和歌創作が、日本の全国民の中に浸透していくことを、このうえなく大切なことと、ご指摘になられた。さきの御歌にもみられるように「和歌を詠む」そのことの中に徹底した庶民性が見られる。まごころを抛り所とする和歌の世界には、上下の権力関係など物の数にもならず霧消してしまうことが察せられてくる。歴代の天皇がこの「しきしまのみち」の修業をいつも続けておられた、というその一事こそ、まさに「天皇制」問題の核心であるといわなければならぬ。それが本書に「歴代天皇の御歌」の一項を各時代ごとに挿入した意味である。

明治天皇がその御一生に十万首に及ぶ創作をなさったという一事は、明治の時代における素晴らしい文化であり、統治者として比類のない、敢しい御反省の連続であったことを思わずにはいられない。その明治天皇が、十万首近い御創作のあげくに、「詞（ことば）」と題されて、

ききしるはいつの世ならむ敷島のやまと詞の高きしらべを

と、よまれたことは、言葉の乱れが目につく現代に照してみても、まことに汗顔の至り

の思いがしてならない。私は、時折この御歌をくり返し拝誦するが、そのたびごとに、「しきしまのみち」を追求された明治天皇の苦闘の御心境と、その「みち」の深奥を一途にきわめられようとなさったはげしい御気魄が、まざまざと迫ってくる。こうした天皇方が百数十代にわたって続いていたのが、われわれの住む日本の国であった。「天皇制」といわれるものの中味は、そこにあった。明治以降の日本政治家たちに「しきしまのみち」の修業が見られなくなったことは、また、たまたに創作する大臣たちがいても、ごく自分個人の個我的な感情の表白しかできなくなっていることは、なんとしても日本思想の重大な衰潮と思わずにはいられない。(編者)

凡 例

一、時代区分は、古代・中世・近世・近代の四つとし、本書には前二者を集録した。古代は平安時代まで、中世は鎌倉時代から戦国時代初期までとした。

一、標題は、思想の系譜をたどる意味から作者名をとることとしたが、作者の明らかでないものは書名をとることにした。なお古事記は書名を標題とした。

一、配列の順序は年代順を原則としたが、思想の系譜をたどる見地から、これによらないところも生じた。

一、引用文献は、なるべく読者の入手し易いものを選んだが、製作の時間的制約から一部は古いものによったものもある。

一、漢字の字体は、主として当用漢字の字体を用いた。

一、仮名づかいは、文献資料を除いてすべて新仮名づかいを用いた。

一、解説の末尾に、その執筆をお願いした方のお名前を（ ）内に註記した。なお、全体的な統一をはかるために、編者において若干訂正した部分もある。また註記のないものは、編者が主となって執筆したものである。

(附 記)

なおここにつけ加えさせていただきたいことは、本書のような文献資料の編集のさい、古代の文献としては、普通世上一般では、「古事記」を冒頭にもってくるのが常である。それには、それなりの理由もあろうし、殊に古事記上巻は「天地創造のくだり」から書きおこされているので、その方がごく自然に受けとられる、ということもできよう。

しかし私は、古事記の神話は、日本古代民族が創作したものであることを重視した。

それは、この国文研叢書 No.1 「古事記のいのち」(夜久正雄著)に夜久氏によってその創作の動機と価値の高さが詳しく記されているが、私も夜久氏の卓越した所説に同感した一人であった。すなわち、神話の内容が創作された年代はかなり古いものであったにしても、それが記された時期は、古事記執筆の時期であり、「聖徳太子の文献」は、「古事記」より前に世に出たものであるので、その方が前に配置されるべきだと考えたからである。「古事記」撰修のことが、古くは聖徳太子によって発意されたことともあわせ、この順序をとったことをご了承願いたいと思う。(編者)

目次

はしがき……………1

日本思想と和歌との関係について……………5

凡例……………12

一、古代

一 聖徳太子……………3

二 古事記……………32

三 日本書紀……………56

四 萬葉集……………67

五 最澄・空海……………83

六 祝詞(延喜式)……………87

七 菅原道真……………95

八 紫式部……………103

九 古代における歴代天皇の御歌……………107

二、中世

十 平家物語……………129

十一 慈円……………139

十二 法然……………148

十三 親鸞……………155

十四 源実朝……………170

十五 後鳥羽院……………177

十六 道元……………197

十七 日蓮……………204

十八 (参考資料)―御成敗式目……………215

十九 北畠親房……………226

二十 太平記……………231

附

二十一 宗良親王……………242
二十二 世阿弥……………247
二十三 蓮如……………255
二十四 中世における歴代天皇の御歌……………263

録

(一) 古代・中世に作成された、その他の史料の紹介……………289
(二) 近世・近代に作成された、史料の紹介……………295
(三) 日本精神史に関する主要叢書の紹介……………298
四 書籍解題・目録・解説などの紹介……………301
(四) コロンビア大学における日本思想研究書の紹介……………304
(六) 年表・辞典などの紹介……………306

あとがき

一、古
代

一、聖 徳 太 子 (五七四—六二一または六二二)

用明天皇の第一皇子。母は穴穗部間人(あなほへのはしひと)皇后。厩戸(うまやどの)皇子・豊聡耳命(とよとみのみこと)・八耳皇子・上宮(かみつみやの)太子ともいう。飛鳥文化の中心的人物。大化改新の前駆的改革者として、日本上代文化の基礎を確立せられ、以後の日本精神・文化の開展に指導的光明を掲げられた。

西暦五七四年に生れ、推古天皇の皇太子として政を摂し、冠位十二階の制を定め、憲法十七条を制定され、「天皇記、国記、臣・連・伴造・国造・百八十部並びに公民等の本記」を記録せしめられた。これによって百官の身分秩序が確立され、政治・教育の大本が示され、はじめて日本歴史が編纂されたのである。しかしこの史書は大化の改新の際焼失して今日伝わらない。また太子は、深く仏教を信じ、法隆寺・四天王寺はじめ諸国に寺院を建立し、三経義疏を著わされた。推古天皇二十九年(六二一年)諸王・諸臣・天下の百姓哀泣のうちに薨ぜられた。その御遺著、三経義疏は、勝鬘経・維摩経・法華経の漢訳三経に対する太子の註釈書であるが、そこに自オノから太子

の思想・信仰が表現されている。当時大陸にまで伝えられた名著である。また日本における個人的著述の最初のものでもある。

以下の引用は「憲法十七条」をふくめ、国民文化研究会発行、黒上正一郎著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」に拠る。勝鬘經義疏については、漢訳經典の本文をかかげ、太子の文章は、漢文であるが、書き下し文に改めて掲載した。勝鬘經の本文は、法隆寺佐伯定胤校訂、昭和会本「勝鬘經義疏」に拠る。太子の文章の書き下しは、前記の黒上正一郎遺著に拠った。日本思想の史的開展はその源流を太子に仰ぐべきであると考えて、本資料集の冒頭に掲載した。(夜久)

なお、前掲黒上正一郎著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」(昭和四十一年、国民文化研究会復刊、A5版三〇〇ページ)の一節から左の一文を引用して、聖徳太子の御思想を知る端緒にしていたきたい。

◆わが建国の精神は、聖徳太子の思想と事業に於いて世界的日本の曙光として輝き出でたのである。固有民族文化と大陸文化との交流接触の時代に出現せさせ給ひ、わが日本の国礎を確立せられたる一代の政治は、また三経義疏にあらはれし如き大陸思想批判綜合の内的事業にその根柢を置かれたのである。太子が維摩經義疏(序説)に自ら「国家の事業を煩わづらはしとなす。但大ただ

悲息むことなく、志益物に存す」と宣ひし御言葉には、この御事業が真に人生の悲痛に徹したまひし偉大の御精神に依つてのみ成就せられたるを偲びまつるのである。「国家の事業を煩となす」とは、外的功業の成果に究極価値を求め給はざりし嚴肅至心の内生を示すのである。而も国民の痛苦を常に自らのそれとし給ひ、「大悲息むことなし」と告白して、国家の事業に一代の労苦をさゝげ給うたのである。大乘仏教並びに儒教を中心とし、当代大陸の相異せる思想の各要素は、この国家生活の運命を荷はしまし、雄大悲痛の御精神に批判統御せられ、我が文化の重大轉機に国民の進むべき一すぢの道は照明せられたのである。されば日本思想の特質を抽象して、単に現实的、活動的なりとし、之を印度思想の観念的、また支那思想の論理的のそれと対照説明する如きは、決して思想開展の真相を究尽せるものではない。真に現实的威力を有する国民生活はまた人生の核心に徹する如き偉大深刻の精神に依つて導かれしことをかへりみなければならぬのである。(以下略)

(黒上正一郎著前掲書、

第四編「聖德太子の御思想表現法と法華義疏の独創的内容を論ず」の「序説」から。同書一七一ページ)

(1) 聖徳太子憲法十七条

推古天皇十二年甲子(六〇四年)夏四月丙寅朔戊辰三

皇太子親筆作憲法十七条、「日本書紀」

一に曰く、和を以て貴しと為し、忤ふこと無きを宗と為す。人皆党あり、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はず、乍ち隣里に違ふ。然れども上和ぎ、下睦びて事を論ふに諧ひぬるときは、則ち事理自ら通ふ。何事か成らざらむ。

二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏法僧なり。則ち四生の終帰、万国の極宗なり。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる。人尤だ悪しきもの鮮し。能く教ふれば之に従ふ。其れ三宝に帰せずんば、何を以てか枉れるを直さむ。

三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載せて、四時順行し、万氣通ふことを得。地天を覆はむと欲するときは、則ち壊るることを致さむのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故に詔を承りて

は必ず謹め。謹まざるば自ら敗れむ。

四に曰く、群卿百寮、礼を以て本と為よ。それ民を治むるの本は要ず礼にあり。上礼ならざれば下齊はず、下礼無ければ必ず罪あり。是を以て、群臣礼あるときは位次乱れず、百姓礼あるときは国家自ら治まる。

五に曰く、饗を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を弁ぜよ。其れ百姓の訴、一日千事あり。一日すら尚爾り。況や歳を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得るを常となし、賄を見て讞を聴く。便ち財有るものの訟は石を水に投ずるが如く、乏しき者の訴は水に石に投ずるに似たり。是を以て、貧しき民は則ち由る所を知らず。臣の道も亦焉に於て闕く。

六に曰く、悪を懲し善を勸むるは、古の良典なり。是を以て、人の善を匿す無く、悪を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐る者は、則ち国家を覆すの利器たり、人民を絶つる鋒劍たり。亦佞媚なる者は、上に対ひては則ち好んで下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗す。其れ此の如き人は、皆君に忠なく民に仁無し。是れ大乱の本也。

七に曰く、人各任掌あり、宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任ずるときは頌音則ち

起り、奸者官を有つときは禍乱則ち繁し。世に生れながら知るもの少し。尅く念うて聖と作る。事に大小無く、人を得て必ず修まる。時に急緩なく、賢に遇へば自ら寛なり。此に因つて国家永久にして社稷危きこと勿し。故に古の聖王は、官の為に以て人を求め、人の為に官を求めず。

八に曰く、群卿百寮、早く朝して晏く退け。公事は監きこと靡し。終日にも尽し難し。是を以て、遅く朝すれば急に速はず、早く退けば必ず事尽さず。

九に曰く、信は是れ義の本なり。事毎に信有るべし。其れ善惡成敗要ず信に在り。群臣共に信あらば何事か成らざらむ。群臣信無きときは、万事悉く敗る。

十に曰く、忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り。心各執有り。彼是とするときは則ち我は非とす。我是とするときは則ち彼は非とす。我必ずしも聖にあらず、彼必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理詎ぞ能く定むべき。相共に賢愚なること、鑲の端無きが如し。是を以て、彼の人瞋ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我独り得たりと雖も、衆に従ひて同じく挙へ。

十一に曰く、明かに功過を察し、賞罰必ず当てよ。日頃、賞は功に在らず、罰は罪に

あらず。事を執とれる群卿、宜よろしく賞罰を明かにすべし。

十二に曰く、国司国造、百姓に斂せいること勿なれ。国に二君なく、民に両主無し。率土そつどの兆民、王を以て主と為す。任ずる所の官司は皆是れ王臣なり。何ぞ敢あへて公おほやけと与ともに百姓に賦斂ふれんせむ。

十三に曰く、諸もろもろの官に任ずる者、同じく職掌を知れ。或は病やまひし、或は使つかひして、事に闕かくこと有らむ。然れども之を知るを得む日は、和すること曾かつて識しれるが如くせよ。其れ与あつり聞きくに非ざるを以て公務を妨ぐること勿なれ。

十四に曰く、群卿百寮、嫉妬しつと有ること無なれ。我既に人を嫉おためば、人亦我を嫉おたむ。嫉妬の患其の極を知らず。所以ゆゑに智己おのれに勝まさるときは則ち喜ばず、才己おのれに優るときは則ち嫉妬ねたむ。是を以て、五百歳の後、乃今賢いましに遇はしむとも、千載以て一聖を待つこと難し。其れ聖賢を得ずんば、何を以てか国を治めむ。

十五に曰く、私わたくしに背そむきて公おほやけに向ふは、是れ臣の道なり。凡おほそ人私有れば必ず恨うらみあり。憾うらみ有れば必ず同ぜず。同ぜざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾うらみ起れば即ち制たがひ法を害す。故に初章に云く、上下和諧せよと。其れ亦是の情こころなるか。

十六に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故に、冬の月は閒いとまあり、以て民を使ふべし。春より秋に至るまでは農桑の節とぎなり、民を使ふべからず。それ農せずんば何をか食くはむ。桑せずんば何をか服きむ。

十七に曰く、夫れ事は独ひとり断とずべからず。必ず衆と与ともに論あげつらふべし。少事は是れ軽し。必ずしも衆とすべからず。唯大事を論あげつらふに逮およんでは、若もしくは失あらむことを疑ふ。故に衆と相弁あひまずれば、辞則ことごとち理ことわりを得む。

(前掲、黒上正一郎著書二二四ページ)

(2) 「日本書紀」から (聖徳太子の外交に関する部分)

「日本書紀」は奈良時代に出来た我が国最古の官撰正史。神代から持統天皇の十一年八月までの事績を漢文で記述した編年体の史書である。三十卷。養老四年(七二〇)舎人親王・太安万侶等の撰進。(本書に引用したものは、戦前に出版された岩波文庫本、黒板勝美編「訓読日本書紀」下巻、推古天皇十六年の条からのものである)

十六年夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清、下客十二人、妹子臣に従ひて筑紫に至る。難波吉師雄成を遣して、大唐の客裴世清等を召し、唐客の爲めに、更に新館を難波の高麗館の上に造る。六月壬寅朔丙辰、客等難波津に泊れり。是の日、飭船廿艘を以て、客等を江口に迎へて、新館に安置らしむ。是に中臣宮地連鳥摩呂、大河内直糠手、船史王平をして掌客と爲す。爰に妹子臣奏して曰く、臣參選し時、唐帝書を以て臣に授けぬ。然るに百済国を経過ぎし日、百済人探りて掠め取りぬ。是を以て上ることを得ず。是に群臣議りて曰く、夫れ使人は、死すと雖も旨を失はず。是の使、何ぞ怠りて大國の書を失ひつる。則ち流刑に坐す。時に天皇勅して曰く、妹子、書を失ふ罪有りと雖も、輒く罪すべからず。其れ大國の客等聞くこと亦不良。乃ち赦して坐したまはず。秋八月辛丑朔癸卯、唐客京に入る。是の日、飭騎七十五疋を遣して、唐客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部連比羅夫、以て礼辭を告す。壬子、唐客を朝廷に召して、使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依網連抱二人を客の導者と爲す。是に大唐の国信物を庭中に置く。時に使主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拜み、使の旨を言上げて立つ。

其の書に曰く、皇帝倭皇に問ふ。使人長吏大禮蘇因高等至て、懷を具にす。朕れ欽

みて宝命を承けて、区宇を臨御す。徳化を弘めて、含靈に覃被らしめむと思ふ。

愛育ふ情、遐邇に隔て無し。知りぬ、皇海表に介居し、民庶を撫で寧んじ、

境内安楽にして、風俗融和ぐといふことを。深き氣ばへ至誠にして、遠く朝貢を脩は

す。丹欸之美、朕れ嘉すること有り、稍暄かなり、比常の如けむ。故れ鴻臚寺の

掌客裴世清等を遣して、往の意を指し宣ふ、并せて物を送ること別の如し。時に

阿倍臣庭に出で、以て其の書を受け進み行く。大伴嚙連迎へ出でて、書を承けて、大門

の前の机の上に置きて奏す、事畢りて退く。是の時、皇子、諸王、諸臣、悉に金の

警華を以て著頭にせり。亦衣服は皆錦紫繡織及び五色の綾羅を用ふ。(一に云く、

服の色は皆冠の色を用ふ) 丙辰、唐客等に朝に饗たまふ。九月辛未朔乙亥、客等に難波の大

郡に饗たまふ。辛巳、唐客裴世清罷り帰る。則ち復た小野妹子臣を大使と為し、吉子雄

成を小使と為し、福利を通事と為して、唐客に副へて遣はす。爰に天皇、唐帝を聘ひ

たまふ。其の辞に曰く、東天皇敬みて、西皇帝に白す、使人鴻臚寺掌客裴世清

等至でて、久しき憶ひ方に解けぬ。季秋薄く冷し、尊候如何。想ふに清念ならむ。此

にも即ち常の如し。今、大禮蘇因高、大礼乎那利等を遣して往でしむ。謹んで白す。不
 具。是の時に唐国に遣せる学生は、倭漢直福因、奈羅訳語恵明、高向漢人玄理、
 新漢人大国、学問僧、新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人広
 齊等、并せて八人なり。是の歳、新羅の人多く化来けり。(前掲、岩波文庫本一〇一ページ)

(3) 「支那の書籍」から(聖徳太子に関する部分)

隋(當時の支那)中国の国名)書の倭国伝には、わが遣使について、次のように記されている。

「大業三年(六〇七)、其王多利思比孤、遣使朝貢ス。使者曰ク、聞ク、海西ノ菩薩太子
 重興ニ仏法ヲ。故ニ遣朝拜セシメ、兼沙門数十人ヲ来リテ学ニ仏法ヲ。其ノ国書
 曰ク。日出処天子。致ニ書ヲ没スル処天子ニ。無恙云云。帝覽之、不悦。
 謂ニ鴻臚卿ニ曰ク、蛮夷ノ書、有ニ無礼ナル者、勿ニ復以テ聞スルコト。」

(岩波文庫所収、随書倭国伝)

(4) 「日本書紀」の「推古紀」から（聖徳太子の片岡山の御歌）

（廿一年）十二月庚午朔、皇太子片岡に遊行います。時に飢うゑたる者道ひとの垂たに臥たせり。仍りて姓名かばねなを問たひたまふ。而して言まさず。皇太子視みて飲食をしものを与あたへたまふ。即ち衣裳みけしを脱ぬぎて飢者おほに覆おほひて言たまはく、安やすく臥ふせよ。則ち歌うたよみて曰いく、シナテル、カタヲカヤマニ、飯イヒニエテ、コヤセル、ソノタビトアハレ、オヤナシニ、ナレナリケメヤ、サスタケノ、君キミハヤナキ、イヒニエテ、コヤセル、ソノタビトアハレ。辛未（二日）、皇太子、使またを遣まして飢者みを視みしむ。使者還かへり来て曰いく、飢者既まに死まりぬ。爰まに皇太子大おほに之これを悲かなしみ、則ち因よりて以もつて当处そのところに葬埋はらめしむ。墓固つかつ封かたむ。数日ひ之後をへて、皇太子近習者つかまつものを召よして、謂かたりて曰いく、先さきの日、道みちに臥ふせる飢者うは、其れ凡人たゞひとに非あらじ、必ず真人ひじりならむ。使つかを遣まして視みしめたまふ。是こゝに於おいて、使者還かへり来て曰いく、墓所かたに到いたりて視みれば、封埋かたうづめるところ動うかず。乃ち開ひきて屍骨かばねを見れば、既すでに空くしくなりたり。唯ただだ衣物きもの疊たみて棺ひつぎの上に置おけり。是こゝに於おいて、皇太子復またた使者つかを返かへし、其の衣きを取とらしめ、常つねの如ごとく且また服きたまふ。時ときの人ひと大おほに異あやしみて曰いく、聖みの聖みを知しること、其れ実まことなる哉かな。逾いよく惶かしこまる。（岩波文庫一〇七ページ）

(5) 勝鬘經義疏 (聖德太子著)

勝鬘經義疏は、勝鬘經の本文を引用されながら、その一句一句について、太子が註釈されたもの。(以下、わくで囲んであるのが經文の本文、その他は太子の筆である。)

勝鬘師子吼一乘大方便方広經(經文「題名」本文)

夫れ勝鬘しやうまんは本是れ不可思議なり。何ぞ知らむ、如來にょらいの分身、或は是れ法雲の大神なりと云ふことを。但遠く踰闍ゆじやの機宜を照し、女質にょじつを以て化けを為す。所以ゆゑに初には則ち舍衛しゃゑ國こくの王のみもとに生れて孝養の道を尽し、中ごろは則ち阿踰闍あゆじやの友称うしやうの夫人ぶにんと為りて三從の礼らいを顯あらはし、終には則ち影嚮しやうかうの釈迦しやくかと共に摩訶衍まかえんの道を弘ひろむ。其の所演を論ずれば、則ち十四を以て体たいと為し、其の大意を談ずれば、非近是遠ひこんぜえんを宗むねと為す。所以ゆゑに如來、説く毎に諸仏の發言に同ずと讚して、則ち為に述成し給ふ。

「勝鬘」とは、世には七宝を以て其の肉身を蔽る。而るに今は万行を以て其の法身を蔽る。故に勝鬘と云ふ。「師子吼」とは、自ら大理を宣ふるに怖畏する所なきこと、義、師子の衆狩を畏れざるに同じ。故に師子吼と云ふ。(中略)「經」とは、法と訓じ、常と訓ず。聖人の教は、復た時移り俗を易ふと雖も、其の是非を改むること能はず。故に常と云ふ。亦物の軌則と爲る。故に法と稱す。(下略)

如レ是ノ我聞^{ナキ}一時。仏住^{ニシテ}舍衛國ノ祇樹給孤獨園^ニ。(經文本文)

夫れ大聖世に応(現)して物の為に法を説きたまふや、經卷の多少を撰ばず、明理の深淺を別たず、皆三段を用ひて説を爲す。第一には序説なり。序は是れ漸由を義と爲す。第二には正説なり。正とは經の正体なり。第三には流通説なり。謂く之を後世に伝ふるなり。此の三を須ふる所以は、良に衆生從來迷塵にして加ふるに復た神鈍なるに由る。若し卒に深理を聞かば、但に受行すること能はざるのみならず、更に謗心を生じて還つて三塗に墜ちなむ。是を以て聖人先づ殊常の相を現じて、物をして樂ひを生ぜしむ。是に於て衆生此の序相に因りて、即ち樂うて応に深理を聞くべき心を發す。故に

即ち為に正体を説く。序・正すで既にをば竟れば、必ず時の衆生皆益を蒙かうむることを得。而るに大聖の慈を垂れて説法し給ふことは、但たにた當時に利を獲るのみにあらず、遠く末代に及びて皆同じく福あらしむ。故に末に即ち為に流通を説きて以て之を勸すすむるなり。(中略)

人は能く法を弘むるが故に先に証し、法は人に由よりて弘まるが故に後に証す。(中略)「是かくの如く」とは、総じて一教の始終を挙あぐるなり。両物の相似たるを如たと曰ひ、一物として非ひなる無きを是ぜと曰ふ。如来と阿難と、其の声口を談ずれば、必ず一と八と既に殊ことなり、金こんと肉と同じきに非あらず、故に文に於て如と曰ふ。一と八と、金と肉と異ことなりと雖も、即ち其の明あす所は即ち是れ一物なり。故に理に於て是と曰ふ。

「我聞く」とは、言ふ心は、阿難親しく仏に従ひて聞くを以て、所伝あやまり謬ならずとなり。且つ外道げだうの我れ自然に知るの過に異なることを表さむと欲す。「一時」とは、如来所説の経教は其の数無量なれども、而も阿難は仏さんまい覚三昧を得て一時に皆領することを明あす。故に一時と云ふ。(下略)

時ニ波斯匿王及ヒ末利夫人。信^レズルコト法^ツ未^レダ久^{カラ}。共ニ相謂^テ言^ク。勝鬘夫人ハ是^レ我ガ女ナリ。聰慧利根通敏ニシテ易^シ悟^リ。若^シ見^レタテマツラバ、仏^ツ者必ズ速ニ解^レシテ法^ツ心得^レ無^キ疑^ハ。(下略)

「時に」とは、勝鬘^{まさ}に常住^{じやうちゆう}を聞くべきの時を言ふなり。「法を信ずること未だ久しからず」とは、大乘の法を信じて未だ久しからざるを謂ふなり。(中略)

「是れ我が女」とは、讚重^{こじは}の辞なり。言ふ心は、子を相^みること父母に過ぐるはなく、臣を知ること君王に如くは莫^なし。我が子の称は、自他を別たず、唯善に在り。今勝鬘は既に己が子たり、且つ明德ありて応に勝道^{しやうだう}を聞くべし。故に、亦自ら我が子と称するなり。

「聰慧利根」とは、耳に善く聴くを聰と曰ひ、心に明かに察するを慧と曰ひ、聰察爽明なる之を利根と謂ふ。「通敏にして悟り易し」とは、表に聞きて裏に達する、之を通と謂ふ。善く聴くの致す所なり。照了深明なる、之を敏と謂ふ。善く察するの致す所なり。理に遇^あひて即ち解^けする、之を悟り易しと謂ふ。利根の致す所なり。前の句は其の性

能を談じ、後の句は其の功用を言ひ、共に相成じやうするなり。教を稟りやうくるは必ず善く聴くに由るが故に、聴を欺ずるを首はじめと為す、此は器已すでに具そなはることを明すなり。

「必ず速すみやかに法を解せむ」とは、一たび聞きて即悟して再教を待たざるなり。「心こころ疑うたがひなきことを得む」とは、神情開朗にして小乗の疑滞なきなり。

勝鬘得てレ書ツ欲喜頂受シ。 読誦受持シ。 生ニ希有ノ心一向ニ旃提羅ニ而
説レテ偈ヲ言ク。

我聞ニキマツルニ 仏ノ音声一 世ニ所レナリ 未ニル 曾テ有一ラ。

所レノ言フ 眞実者ニ 応ニ当ニ修ニス 供養一ヲ。

仰テ惟レバ 仏世尊一 普テ為ニ世間一ノ出テマフ。

亦下應ニ垂ニレ 哀愍一 必ズ令中我ヲ得上レ見中 (以下略)

「希有けうの心を生ず」とは、常住を聞くを謂ふなり。通じて論を為さば常住は本然ほんねんなり。但是を聞くこと希まれなるが故に希有と云ふなり。

而るに勝鬘は但書ただを見るのみ。那ぞ我れ仏ぶんじやうの音声を聞くに、と言ふことを得うとなら

ば、声は以て意を伝へ、書は以て声を伝ふ。故に書をば義を以て仏の声を聞くと云ふ。又見し聞し覚することは、書に従りて解を得るも、亦称して聞くと為す。(中略)

「真実」とは、聖体円備にして偽に非ざるを真と曰ひ、至徳凝念として虚なきを実と曰ふ。

一行の偈あるは、黙念して仏を感じることを明す。言ふ心は、如来は世に応(現)して物の為に偏なし。我れ無知の女人なりと雖も、亦世の数に入る。願はくは慈心を垂れて見たてまつることを得しめたまへとなり。(以上序説)

又如三大地ノ持ニスルガガ四重担ニ。何等ヲカカ為レス四ト。一ニハ者大海。二者諸山。三者草木。四者衆生ナリ。如レ是ノ撰ニ受スル正法一ヲ。善男子・善女人ハ。建ニ立シテ大地一。堪ニ能ナルコト。荷ニ負スルニ四種ノ重任ニ。踰ニ彼ノ大地一ニ。(以下略)

「大海」とは菩薩に比す。言ふ心は、広く衆生を抱くこと、即ち大海の抱納無窮なるが如し。故に以て比と為す。

「彼の大地に踰えたり」とは、地は唯形を負ふのみにて、大士の形と神とを兼ね負ひ

て、教へて悪を改め、善を修せしむるに如かず。故に、彼の大地に躓えたりと云ふ。

世尊。如^クレ是^ノ根^ニ取^{スル}正法^ヲ・善男子・善女人^ハ建^ニ立^{シテ}大地^ニ堪^テ能^ク荷^ス
ニ負^{スル}ニ四種^ノ重任^ヲ。普^ク為^ニ衆生^ノ作^ニ不請^之友^ト。 大悲^ヲモツテ 安^ニ慰^シ哀^ス
愍^シ衆生^ニ。 為^ニ世^ノ法母^ト。

友は是れ相救ふを義と為す。然れども請ひて後に救ふは、真の友に非ず。故に、「不請の友と作る」と云ふ。菩薩の物を化^けするは、慈母の嬰兒^{えいじ}に就^つくが如し。故に「世の法母と為る」と云ふ。(以上摂受正法章)

(6) 維摩經義疏 (聖德太子著)

維摩經義疏は、維摩經の本文を引用されながら、その一句一句について、太子が註釈されたもの。なお、引用箇所が各所にわたるので、維摩經漢訳本文は省略し、改行の上の \blacklozenge 印は、前行とは別の所からの引用を示す。以下の文中の「」内は、經典本文の和訓の書き下しである。

●維摩詰とは乃ち是れ已登正覺の大聖なり。本を論ずれば既に真如と冥一なり。迹を談ずれば既に万品と同量なり。徳は衆聖の表に冠し、道は有心の境を絶す。事は無為を以て事と為し、相は無相を以て相と為す。何ぞ名相として称すべきことあらむ。国家の事業を煩しと為す。たゞ大悲息むことなく、志益物に存す。形は世俗の居士に同じく、処は毗耶の村落に宅り。而して化縁既に畢きて將に妙本に帰せむとし、身に病ありと現じて仮に床に寝せり。謂へらく、疾に因つて問を致し、為に不思議の理を開かむと。是を以て文殊時を知り、旨を承けて疾を問ふ。仍つて大士の種々の妙行を顕はして以て新発を勧む。然らば則ち疾の体たる必ず大慈悲を以て本と為し、教の興る所抑小揚大を宗と為す。(以上総序)

維摩詰とは、これ西国の音なり。秦には浄名と言ふ。和光同塵すれども衆累の為に染せられず、故に浄名と称するなり。妙に其人を唱ふ。故に所説と言ふ。経とは法と訓じ、常と訓ず。聖人の教はまた時移り俗易ると雖も、先聖後賢其の是非を改むること能はず。故に常と称す。亦物の軌則と為る。故に法と称す。しかもまたこれ漢中の語なり。外国には修多羅といふ。修多羅の五義はまた常に釈するところの如し。今人法兩同

なり、故に経を以て修多羅に代ふるなり。両同の義も亦常に積するところの如し。

「一に不思議解脱と名づく」とは、解脱はこれ八地以上の権実二智なり、この二智は本迹殊りと雖も竝に二乗の所議に非ず。故に不思議と言ふなり。然るに諸経に権実二智を明かすこと不同なり。今此経は、すなはち竝に二諦の理を照らすを実と為し、変現施為するを権と為す。此二智は竝に拘累を絶す。故に解脱と称するなり。

此経に二つの名あり。上に維摩詰と言ふは人の名を以て目と為し、下に不思議解脱といふは法を以て題と為す。上に人の名を重ぬるが故に、法に於て之を一と謂ふ。(以上経

題釈)

◆此の経も亦衆経と同じく初に開いて三と為す。一には序説、二には正説、三には流通説なり。夫れ聖人、法を説き物を度して此の三を須ふる所以のものは、理既に深微なり。衆生は根鈍なり。若し卒かに深理を聞かば、但に受け難きのみならず、更に謗心を生ぜむ。故に第一に先づ殊常の相を現じて物をして楽ひを生ぜしむ。此の序事を現はすは必ず正宗の為なり。物の楽ひ既に成じぬれば理また須ふること無し。故に第二に即ち正宗を説く。序正既に竟りぬれば則ち当時の衆生皆利益を得るなり。但聖人の慈悲は無

窮にして遠く末代に及ぶまで同じく今の利を獲しむ。故に第三に流通説あるなり。

◆第一に方丈衆を列ぬる中に就いて三あり。第一に先づ比丘衆を列ね、第二に菩薩衆を列ね、第三に凡夫衆を列ぬ。然るに若し尊より卑に至らば則ち応に先づ菩薩を列ぬべく、若し卑より尊に至らば応に先づ凡夫を列ぬべし。而して今先づ比丘を列ぬるは略して二の意あり。一には事に就いて論を為さば、声聞の人は心に自発を存して化他に非ず。恒に仏辺に仕へて往いて施化することなし。故に先づ列ぬることを得るなり。菩薩は心益物に存して、施化するに方なく、恒に仏に従はず、往来定まれる所なし。所以に之を列ぬること少疎し。凡夫は欲に著し、道を去りて仏を觀奉ること希なり。所以に之を列ぬること遠きにあり。二には理に就いて論を為さば、声聞は生死を厭ひ涅槃を求む。凡夫は生死を愛し涅槃を畏る。二つながら皆仏の深旨に違き俱に中道を失へり。故に之を前後の二辺に列ぬるなり。菩薩は心益物に存するが故に生死を厭はず。万徳常果を証せむと欲するが故に涅槃を畏れず。凡夫の偏に同じからず、妙に中道を得たり。故に之を両間に列ぬるなり。

◆「法城を護らむが為に」とは、夫れ世の城に二義あり、一には外惡干すこと能はず、

二には王道能く通流す。内に合せば、八地以上の菩薩は能く天魔を摧くだき諸の外道を制す。則ち義は世の城の外悪干すこと能はざるに同じく、能く仏法を護り、大乘を流通す。則ち義は世の城の王道能く通ずるに同じ。故に護らむが為にと云ふ。此の句は略して下化を歎ず。

「正法を受持す」とは、聖教は理に当りて邪に非ず。故に正と云ふ。能く物の範たり。故に法と云ふ。今八地以上の菩薩は堅く奉じて失はず、故に受持と言ふ。(中略)

「名十方に聞ゆ」とは、善行既に天下に満つれば則ち有聴の類聞くに称かなはずといふことなし。此の句は名を歎ずるに似たれども、而も名聞みやうもんを以て師子吼ししくの徳を証しやうじやう成す。是の如き尊徳あるが故に其の名も亦十方に満つることを明かす。此の句は上弘仏道なり。

「衆人不請の友として之を安んず」とは、菩薩の慈悲は物の請こふを待たず。故に不請といふ。衆生を教化して同じく極果を証するが故に、友として之を安んずと云ふ。肇どうはつ法師の云く、理接りせつの真友は請こふを待たずして護ること、慈母の嬰兒に赴くが如しと。此の句は下化げけ群生を明かす。(中略)

「魔怨まおんを降伏かうふくし諸の外道を制す」とは、菩薩こつざら故に威を現じて伏せんと欲することな

し。たゞ魔は是れ邪見の主なり。今、大士の広道を見れば即ち自然に恥を懐く。故に義を以て伏制と言ふ。魔を降伏と言ひ、外道を制と称することは、魔は則ち審つまびらかに己が非を知る。故に悪心を起し仏法を破らむと欲す。故に降伏と言ふ。外道は正道を求むと雖も、但悟執ありて宗に乖そむく。故に制といふ。此の句は下化蒼生を明かす。亦即ち上の不請の友を帖でうして上の外悪干まきざることを広むるなり。(以下略)

◆「心行平等にして虚空こくうの如し」とは、能く平等を積す。言ふところは平等の理に達して心を修むること虚空の如くなるが故に、能く然らむと明かす。(以上仏国品第二)

◆「心大海の如し」とは、万機に達して遍照せざること無しと明かす。此の句は其の身業を嘆ず。

◆「而も禅悦を以て味と為す」とは、其の静かに家庭に在る時の行を嘆ず。

◆「風の如し」とは、風は連持鼓動して主なし。念々に連持して主なきこと即ち風の如しと明かす。

「水の如し」とは、水は方円に随ひて実無し。此の身屈折して礼に従ひて主なきこと即ち水の如しと明かすなり。(以上方便品第二)

◆「煩惱を断ぜずして涅槃に入る。是を宴坐と為す。」とは、若し能く煩惱即空なるが故に、断ずべきことなしと解すれば、是則ち自ら涅槃を証す。汝煩惱已に断じて、方に涅槃に入らむと存せば、則ち分別を成ず。何ぞ名づけて宴とせむと。此の句は涅槃を証する方便を能くせざることを呵す。

◆「一食を以て一切に施し諸仏及び衆賢聖に供養して然して後に食すべし」とは、若し能く同じく、凡聖泯然として一空なりと観ずれば、空に二なきが故に一食を以て汝に施す時、即ちは一切に供養す。若し能く是の如く亡ずる者をば真に正人と謂ふべし。汝は則ち凡を抑し、聖を揚げて自ら福田といふ。既に取相を成ぜり。寧ぞ是れ正人ならむ。

◆「内に喜を懐き」とは内に嫉妬なく、「彼の意を護り」とは、只邪意を廻して正に入れむと欲し、「禅定に随ひ衆過を離る」とは、亦善を得、悪を離れしめむと欲するなり。

(以上弟子品第三)

◆「同学」とは、菩提心を発して同じく、仏果を求むるの類なり。一に云く、凡そ同学とは己が志の述ぶる所を謂ひ、非同学とは謂く二乗なり。大士の所行に同ぜざるが故に

非同学と云ふと。亦云く、凡そ我が志に違ふ者は皆是れ非同学なりと。

⊕「心淨く歡喜して賢聖に近づくことを起す。」とは、即ち人をして、心淨く和悦せしむ。愚に近づけば即ち憂苦を生ず。(以上菩薩品第四)

⊕「身の無常なることを説きて身を厭離するを説かざれ」とは、亦応に為に無常を感ずと雖、生死に留りて広く衆生を化せよと説くべしとなり。亦凡夫は常を計するが故に世を染ひて厭離せず。二乗は無常を觀するが故に世を厭ひて物を化せず。皆仏の意に違ひ、俱に中道を失す。菩薩は無常を觀するが故に能く存著せず、厭離せざるが故に能く生死に留りて広く衆生を化し、二乗凡夫の偏に同じからずして妙に中道を得と、此の如く為に説くを、是れ有疾の菩薩を慰諭すと名くるの謂なりと明す。

「身は苦あるを説きて涅槃を樂ふことを説かざれ」とは、身の苦を觀ずと雖、二乗と同じく唯自度に存して外化を絶すること莫れとなり。

⊕「設ひ身に苦ありとも惡趣の衆生を念じて大悲心を起す」とは、大士は其の身の苦を忘れて苦を同じうして化することを明かすなり。此の句は悲能く苦を抜くことを明かす。

◆「我既に調伏せり。亦当に一切の衆生を調伏すべし」とは、応に是の如く群生と其の苦樂を同じうすべしと明かすなり。

◆「彼の有疾の菩薩、応にまた是の念を作すべし」より以下は、調伏を明す中の、第二に著を離れよと勸めて、以て調伏を明す。自行外化を憶して以て心を調伏すと雖も、若し自他の二境を存して修行せば、則ち修する所広からずして、物と其の苦樂を同じくすること能はず。所以に勸めて応に著を離るべしと明かすなり。

◆「是の観を作す時、諸の衆生に於て、若し愛見の大悲を起さば、すなはち応に捨離すべし」とは、此の愛見の悲は善なりと雖も、猶ほ是れ相を存し、自他の二境を平等にして広く衆生を化すること能はざることを明かす。故に応に之を捨つべしと云ふなり。

(以上文殊問疾品第五)

(7) 法華義疏 (聖德太子著)

法華義疏は、法華經の本文を引用されながら、その一句一句について、太子が註釈されたもの。法華經の漢訳本文は省略する。

夫れ妙法蓮華經は、蓋し是れ惣じて万善を取り合して一因となすの豊田、七百の近寿ごんじゆ轉じて長遠ちやうぜんとなるの神樂げんがなり。若し釈迦如来此土に応現するの大意だいいを論ぜば、將に宜しく此經教を演べ、同歸の妙因を修して、莫二まくにの大果を得しめんと欲す。但衆生宿植の善微にして、神闔根鈍、五濁大機を障へ、六弊その慧眼ゑげんを掩ふを以て、卒はかに一乘因果の大理を聞くべからず。所以ゆゑに如来時宜よるしきに随ひ、初め鹿苑ろくゑんに就きて三乘の別跡を開き、各趣ごんぐの近果ごんぐを感じしめたり。これより以来、復た平ひらしく無相を説きて同修を勧め、或は中道を明して褒貶ほうてんすと雖も、猶ほ三因別果の相を明して物の機を養育せり。是に於て衆生、年を歴、月を重ね、教を蒙かうり修行して、漸々に解げを益し、王城に於て始めて一

大乘の機を発するに至りて、如来出世の大意に称会せり。是を以て如来即ち万徳の敬軀を動し、真金の妙口を開き、広く万善同帰の理を明して、莫二の大果を得しめぬ。(以上序品第二)

註、〔4〕勝鬘經義疏、〔5〕維摩經義疏、〔6〕法華義疏の出典について

太子の文の引用は昭和六年、当時の第一高等学校内にあった「一高昭信会」発行の「聖徳太子三經義疏(抜粋、菊判六〇ページの小冊子・絶版)からである。これは一高昭信会における若き指導者、黒上正一郎先生(昭和五年、三十才で病死)が生前、会員のために三經義疏に傍線をどことして、しばしば繰り返し太子の御精神を説かれた個所である。いまこの「日本思想の系譜」を発行する国民文化研究会は、一高昭信会の後身であるゆえ、三經義疏に対する黒上先生の読み方をそのまま受け継いで、太子の御精神を広く世に伝えようとするものである。

二、古 事 記 (七二二)

歴史・伝説・神話の書。三卷。太安万侶（おほのやすまろ）が、奈良時代の元明天皇の勅により、稗田阿礼（ひえだのあれ）の誦習した帝紀及び先代の旧辞を撰録して和銅五年（七二二）献進したことが、序文に書かれている。上巻は天地開闢（かひひらく）から勸葺草葺不合命（うかやふまゐ（フ）のみこと）まで、中巻は神武天皇から応神天皇まで、下巻は仁徳天皇から推古天皇までの記事を収め、神話・伝説と多数の歌謡とを含み、全体は天皇を中心とする国家統一の思想で貫かれている。漢字を用いてあるが、日本最初の国語表現の文学作品で簡潔微妙な国語表現や、歌謡を含む短篇物語が集って全篇を構成する形式は、後代の散文文学の源流となった。はじめて国語による国民思想の表現が行なわれたわけで、いわば日本文学・日本思想の独立とすることができる、建国の叙事詩である。

「古事記」の訓読には本居宣長の作った「古訓古事記」が行なわれていたが、最近では新訓が出ている。岩波文庫・角川文庫・日本古典全書・日本古典文学大系にそれぞれ新訓の全文が出ている。本書に引用したのは角川文庫本、武田祐吉校訂訓読のものである。

「古事記」は読誦して、ことそぎて力ある古代精神のしらべを味わうべき書物である。本書引用個所の選択については国文研叢書 No. 1 夜久正雄著「古事記のいのち」に拠った。(夜久)

(1) 上つ巻、「伊耶那岐の命と伊耶那美の命」から

① 「天地のはじめ」

天地の初発の時、高天の原に成りませる神の名は、天の御中主の神。次に高御産巢日の神。次に神産巢日の神。この三柱の神は、みな独神に成りまして、身を隠したまひき。

次に国稚く、浮かべる脂の如くして水母なす漂へる時に、葦牙のごと萌え騰る物に因りて成りませる神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲の神。次に天の常立の神。この二柱の神もみな独神に成りまして、身を隠したまひき。

上の件、五柱の神は別天つ神。

次に成りませる神の名は、国の常立の神。次に豊雲野の神。この二柱の神も、独神に成りまして、身を隠したまひき。次に成りませる神の名は、宇比地邇の神。次に妹須比智邇の神。次に角杵の神。次に妹活杵の神二柱。次に意富斗能地の神。次に妹大斗乃辨の神。次に於母陀琉の神。次に妹阿夜訶志古泥の神。次に伊耶那岐の神。次に妹伊耶那美の神。

上の件、国の常立の神より下、伊耶那美の神より前を、并はせて神世七代とまをす。

上の二柱は、独神おのおのも一代とまをす次に變びます十神はおのおのも二神を合はせて一代とまをす。

(角川文庫本 武田祐吉訳註 一八ページ)

② 「島々の生成」

ここに天つ神諸の命以ちて、伊耶那岐の命伊耶那美の命の二柱の神に詔りたまひて、この漂へる国を修理め固め成せと、天の沼矛を賜ひて、言依さしたまひき。かれ二柱の神、天の浮橋に立たして、その沼矛を指し下して画きたまひ、塩をろこをろに画き鳴して、引き上げたまひし時に、その矛の末より滴る塩の積りて成れる島は、淤能碁

呂島なり。その島に天降りまして、天の御柱を見立て八尋殿を見立てたまひき。

ここにその妹伊耶那美の命に問ひたまひしく、「汝が身はいかに成れる」と問ひたまへば、答へたまはく、「吾が身は成り成りて、成り合はぬところ一処あり」とまをしまひき。ここに伊耶那岐の命詔りたまひしく、「我が身は成り成りて、成り餘れるところ一処あり。故この吾が身の成り餘れる処を、汝が身の成り合はぬ処に刺し塞ぎて、国土生み成さむと思ほすはいかに」とのりたまへば、伊耶那美の命答へたまはく、「しか善けむ」とまをしまひき。ここに伊耶那岐の命詔りたまひしく、「然らば吾と汝と、この天の御柱を行き廻りあひて、美斗の麻具波比せむ」とのりたまひき。かく期りて、すなはち詔りたまひしく、「汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむ」とのりたまひて、約り竟へて廻りたまふ時に、伊耶那美の命まづ「あなにやし、えをとこを」とのりたまひ、後に伊耶那岐の命「あなにやし、え娘子を」とのりたまひき。おのもおのものりたまひ竟へて後に、その妹に告りたまひしく、「女人先立ち言へるはふさはず」とのりたまひき。然れども隠処に興して子水蛭子を生みたまひき。この子は葦船に入れて流し去りつ。次に淡島を生みたまひき。こも子の数に入らず。

ここに二柱の神議りたまひて、「今、吾が生める子ふさはず。なほうべ天の神の御所に白さな」とのりたまひて、すなはち共に参り上りて、天つ神の命を請ひたまひき。ここに天つ神の命以ちて、太卜に卜へてのりたまひしく、「女の先立ち言ひしに因りてふさはず、また還り降りて改め言へ」とのりたまひき。

かれここに降りまして、更にその天の御柱を往き廻りたまふこと、先の如くなりき。ここに伊耶那岐の命、まづ「あなにやし、えをとめを」とのりたまひ、後に妹伊耶那美の命、「あなにやし、えをとこを」とのりたまひき。かくのりたまひ竟へて、御合ひまして、子淡道の穂の狭別の島を生みたまひき。次に伊予の二名の島を生みたまひき。この島は身一つにして面四つあり。面ごとに名あり。かれ伊予の国を愛比売といひ、讃岐の国を飯依比古といひ、粟の国を、大宜都比売といひ、土左の国を建依別といふ。次に隠岐の三子の島を生みたまひき。またの名は天の忍許呂別。次に筑紫の島を生みたまひき。この島も身一つにして面四つあり。面ごとに名あり。かれ筑紫の国を白日別といひ、豊の国を豊日別といひ、肥の国を建日向日豊久士比泥別といひ、熊曾の国を建日別といふ。次に伊岐の島を生みたまひき。またの名は天比登都柱といふ。次に津島を生み

たまひき。またの名は天の狭手依比売といふ。次に佐渡の島を生みたまひき。次に大倭豊秋津島を生みたまひき。またの名は天つ御虚空豊秋津根別といふ。かれこの八島のまづ生まれしに因りて、大八島国といふ。

(同書一九ページ)

(2) 上つ巻、「邇邇芸の命」から

ここに天照らす大御神高木の神の命もちて、太子正勝吾勝勝速日天の忍穂耳の命に詔りたまはく、「今葦原の中つ国を平け訖へぬと白す。かれ言よさし賜へるまにまに、降りまして知らしめせ」とのりたまひき。ここに、その太子正勝吾勝勝速日天の忍穂耳の命答へ白さく、「僕は、降りなむ装束せし間に、子生れましつ。名は天邇岐志国邇岐志天つ日高日子番の邇邇芸の命、この子を降すべし」とまをしたまひき。この御子は、高木の神の女萬幡豊秋津師比売の命に娶ひて生みませる子、天の火明の命、次に日子番の邇邇芸の命二柱にます。ここを以ちて白したまふまにまに、日子番の邇邇芸の命に詔科せて、「この豊葦原の水穂の国は、汝の知らさむ国なりとことよさしたまふ。かれ命のまにまに天降りますべし」とのりたまひき。

ここに日子番の邇邇芸の命、天降りまさむとする時に、天の八衢に居て、上は高天の原を光らし下は葦原の中つ国を光らす神ここにあり。かれここに天照らす大御神高木の神の命もちて、天の宇受売の神に詔りたまはく、「汝は手弱女人なれども、い向ふ神と面勝つ神なり。かれもはら汝往きて問はまくは、吾が御子の天降りまさむとする道に、誰そかくて居ると問へ」とのりたまひき。かれ問ひたまふ時に、答へ白さく、「僕は国つ神、名は猿田毘古の神なり。出で居る所以は、天つ神の御子天降りますと聞きしかば、御前に仕へまつらむとして、まゐ向ひ侍ふ」とまをしき。

ここに天の兎屋の命、布刀玉の命、天の宇受売の命、伊斯許理度売の命、玉の祖の命、并せて五伴の緒を支ち加へて、天降らしめたまひき。

ここにその招ぎし八尺の勾壙、鏡、また草薙の劔、また常世の思金の神、手力男の神、天の石門別の神を副へ賜ひて詔りたまはくは、「これの鏡は、もはら我が御魂として、吾が御前を拝くがごと、齋きまつれ。次に思金の神は、前の事を取り持ちて、政まをしたまへ」とのりたまひき。

(同書五九ページ)

(3) 中つ巻、「神武天皇」から

① 「東 征」

神倭伊波礼毘古の命、その同母兄五瀬の命と二柱、高千穂の宮にましまして議りたまはく、「いづれの地にまさば、天の下の政を平けく聞しめさむ。なほ東のかたに、行かむ」とのりたまひて、すなはち日向より発たして、筑紫に幸でましき。かれ豊国の宇沙に到りましし時に、その土人名は宇沙都比古、宇沙都比売二人、足一騰の宮を作りて、大御饗獻りき。其地より遷りまして、竺紫の岡田の宮に一年ましまして。またその国より上り幸でまして、阿岐の国の多祁理の宮に七年ましまして。またその国より遷り上り幸でまして、吉備の高島の宮に八年ましまして。 (以下「速吸の門」―角川文庫)

かれその国より上り幸でます時に、亀の甲に乗りて、釣しつつ打ち羽振り来る人、速吸の門に遇ひき。ここに喚びよせて、問ひたまはく、「汝は誰ぞ」と問はしければ、答へ

て曰はく、「僕は国つ神なり」とまをしき。また問ひたまはく「汝は海つ道を知れりや」と問はしければ、答へて曰はく、「能く知れり」とまをしき。また問ひたまはく「従に仕へまつらむや」と問はしければ、答へて曰はく「仕へまつらむ」とまをしき。かれここに槁を指し度して、その御船に引き入れて、槁根津日子といふ名を賜ひき。こは倭の国の造等が祖なり。

(同書七三ページ)

② 「五瀬の命」

かれその国より上り行でます時に、浪速の渡を経て、青雲の白肩の津に泊てたまひき。この時に、登美的那賀須泥毘古、軍を興して、待ち向へて戦ふ。ここに、御船に入れたる楯を取りて、下り立ちたまひき。かれ其地に号けて楯津といふ。今には日下の蓼津といふ。ここに登美毘古と戦ひたまひし時に、五瀬の命、御手に登美毘古が痛矢串を負はしき。かれここに詔りたまはく、「吾は日の神の御子として、日に向ひて戦ふことふさはず。かれ賤奴が痛手を負ひつ。今よは行き廻りて、日を背に負ひて撃たむ」と、期りたまひて、南の方より廻り幸でます時に、血沼の海に到りて、その御手の血を洗ひたま

ひき。かれ血沼の海といふ。其地より廻り幸でまして、紀の国の男の水門に到りまして、詔りたまはく、「賤奴が手を負ひてや、命すぎなむ」と男健して崩りましき。かれその水門に名づけて男の水門といふ。陵は紀の国の竈山にあり。

(同書七三ページ)

③ 「熊野より大和へ」

かれ神倭伊波礼毘古の命、其地より廻り幸でまして、熊野の村に到りましし時に、大きな熊、鬃髯に出で入りてすなはち失せぬ。ここに神倭伊波礼毘古の命倏忽にをえまし、また御軍も皆をえて伏しき。この時に熊野の高倉下、一横刀をもちて、天つ神の御子の伏せる地に到りて獻る時に、天つ神の御子、すなはち寤め起ちて、「長寝しつるかも」と詔りたまひき。かれその横刀を受け取りたまふ時に、その熊野の山の荒ぶる神おのづからみな切り付きえき。ここにそのをえ伏せる御軍悉に寤め起ちき。かれ天つ神の御子、その横刀を獲つるゆゑを問ひたまひしかば、高倉下答へまをさく、「おのが夢に、天照らす大神高木の神二柱の神の命もちて、建御雷の神を召びて詔りたまはく、葦原の中つ国はいたく騒ぎてありなり。我が御子たち不平みますらし。その葦原の中つ国は、

もはら汝が言向けつる国なり。かれ汝建御雷の神降らさね」とのりたまひき。ここに答へまをさく、「僕降らずとも、もはらその国を平けし横刀あれば、この刀を降さむ。

この刀の名は佐土布都の神といふ。またの名は魂布都の神といふ、またの名は布都の御魂。この刀は石上の神宮に坐す。この刀を降さむ状は、高倉下が倉の頂を穿ちて、そこより墮し入れむとまをしたまひき。かれ朝目吉く汝取り持ちて天つ神の御子に獻れと、のりたまひき。かれ夢の教のまにま、且におのが倉を見しかば、信に横刀ありき。かれこの横刀をもちて獻らくのみ」とまをしき。

ここにまた高木の大神の命もちて、覚し白したまはく、「天つ神の御子、こよ奥つ方にな入りたまひそ。荒ぶる神いと多にあり。今天より八咫鳥を遣はさむ。かれその八咫鳥導きなむ。その立たむ後より幸でまさね」と、のりたまひき。かれその御教のまにまに、その八咫鳥の後より幸でまししかば、吉野河の河尻に到りましき。時に筥をうちて魚取る人あり。ここに天つ神の御子「汝は誰そ」と問はしければ、答へ白さく、「僕は国つ神名は贄持の子」とまをしき。こは阿陀の鸕養の祖なり。其地より幸でまししかば、尾ある人井より出で来。その井光れり。「汝は誰そ」と問はしければ、答へ白さく、「僕

は国つ神名は井氷鹿みひかとまをしき。こは吉野の首等が祖なり。すなはちその山に入りましかば、また尾ある人に遇へり。この人巖いははを押し分けて出で来く。「汝は誰そ」と問はしければ、答へ白さく、「僕は国つ神名は石押分いはしわくの子、今天つ神の御子幸いでますと聞きつ。かれ、まゐる向へまつらくのみ」とまをしき。こは吉野の国巢が祖なり。其地そこより蹈み穿ち越えて、宇陀うだに幸でましき。かれ宇陀うだの穿うがちといふ。

(同書七四ページ)

④ 「久 米 歌」

かれここに宇陀えに、兄宇迦斯弟宇迦斯えうかしおとうかしと二人あり。かれまづ八咫鳥を遣はして、二人に問はしめたまはく、「今、天つ神の御子幸いでませり。汝いましたち仕へまつらむや」と問ひたまひき。ここに兄宇迦斯、鳴鏑なりかぶらもちて、その使を待ち射返しき。かれその鳴鏑の落ちし地ところを、訶夫羅前かぶらぎみといふ。「待ち撃たむ」といひて、軍を聚めしかども、軍をえ聚めざりしかば、仕へまつらむと欺陽いっはりて、大殿を作りて、その殿内とのうちに押機おしを作りて待つ時に、弟宇迦斯おとうかしまづまゐる向へて、拝おろがみてまをさく、「僕が兄兄宇迦斯、天つ神の御子の使を射返し、待ち攻めむとして軍を聚むれども、え聚めざれば、殿を作り、その内に押機おしを張

りて、待ち取らむとす、かれまる向へて頭はしまをす」とまをしき。ここに大伴の連等が祖道の臣の命、久米の直等が祖大久米の命二人、兄宇迦斯を召びて、罵りていはく、「你が作り仕へまつれる大殿内には、おれまづ入りて、その仕へまつらむとする状を明し白せ」といひて、横刀の手上握り、矛ゆけ矢刺して、追ひ入るる時に、すなはちおのが作れる押機に打たれて死にき。ここに控き出して斬り散りき。かれ其地を宇陀の血原といふ。然してその弟宇迦斯が獻れる大饗をば、悉にその御軍に賜ひき。この時、御歌よみしたまひしく、

宇陀の 高城に 鳴霜張る。

我が待つや 鳴は障らず、

いすくはし 鷹ら障る。

前妻が 菜乞はさば、

立椏の 実の無けくを

こきしひゑね。

後妻が 菜乞はさば、

榊 実の大けくを

こきだひゑね。

ええ、しやこしや。こはいのごふぞ。ああ、しやこしや。こは嘲笑ふぞ。かれその弟宇迦斯、こは宇陀の水取等が祖なり。

其地より幸でまして、忍坂の大室に到りたまふ時に、尾ある土雲八十建、その室にありて待ちいなる。かれここに天つ神の御子の命もちて、御饗を八十建に賜ひき。ここに八十建に宛てて、八十膳夫を設けて、人ごとに刀佩けてその膳夫どもに、誨へたまはく、「歌を聞かば、一時に斬れ」とのりたまひき。かれその土雲を打たむとすることを明して歌よみましたまひしく、

忍坂の 大室屋に

人多に 来入り居り。

人多に 入り居りとも、

みつみつし 久米の子が、

頭椎い 石椎いもち

撃ちてしやまむ。

みつみつし 久米の子らが、

頭椎い 石椎いもち

今撃たば善らし。

かく歌ひて、刀を抜きて、一時に打ち殺しつ。

然ありて後に、登美毘古を撃ちたまはむとする時、歌よみしたまひしく、

みつみつし 久米の子らが

粟生あはぶには 臭かみ葎ら一もと茎、

そねが茎もと そね芽め繁つなぎて

撃ちてしやまむ。

また、歌よみしたまひしく、

みつみつし 久米の子らが

垣もと下に 植うゑし山は椒か、

口ひひく 吾われは忘れじ。

撃ちてしやまむ。

また、歌よみしたまひしく、

神風かむかぜの 伊勢の海の

大石おひしに はひもとほろふ

細螺しただみの いはひもとほり

撃ちてしやまむ。

また兄師えし木弟師ちし木を撃ちたまふ時に、御軍しん暫しばし疲れたり。ここに歌よみしたまひしく、

楯たな並めて 伊那佐いなさの山の

樹この間よも 行きまもらひ

戦へば 吾われはや飢あぬ。

島つ鳥 鶺鴒うかひが徒、

今助すけに来ね。

かれここに邇に芸ぎ速はや日ひの命いのちまる赴むきて、天つ神の御子にまをさく、「天つ神の御子あも天降あもりましぬと聞きしかば、追ひてまる降り来つ」とまをして、天つ瑞しるしを獻りて仕へまつり

き。かれ邇芸速日の命、登美毘古が妹登美夜毘売に娶ひて生める子、宇摩志麻遲の命。こは物部の連、穗積の臣、姪臣が祖なり。かれかくのごと、荒ふる神どもを言向けやはし、伏はぬ人どもを退け撥ひて、畝火の白橿原の宮にましまして、天の下治らしめしき。

(同書七六ページ)

(4) 中つ巻「景行天皇」から

① 「倭建の命の東征」

ここに天皇、また頻きて倭建の命に、「東の方十二道の荒ふる神、また伏はぬ人どもを、言向け和せ」と詔りたまひて、吉備の臣等が祖、名は御鉏友耳建日子を副へて遣す時に、比比羅木の八尋矛を給ひき。かれ命を受けたまはりて、罷り行でます時に、伊勢の大御神の宮に参りて、神の朝廷を拝みたまひき。すなはちその姨倭比売の命に白したまひしくは、「天皇既に吾を死ねと思ほせか、何ぞ、西の方の悪ふる人どもを撃りに遣して、返りまる上り来し間、幾時もあらねば、軍衆をも賜はずて、今更に東の方

の十二道の悪ぶる人どもを平けに遣す。これに因りて思へばなほ吾を既に死ねと思ほしめすなり」とまをして、患へ泣きて罷りたまふ時に、倭比売の命、草薙の劔を賜ひ、また御囊を賜ひて、「もし急の事あらば、この囊の口を解きたまへ」と詔りたまひき。

かれ尾張の国に到りまして、尾張の国の造が祖、美夜受比売の家に入りたまひき。すなはち婚はむと思ほししかども、また還り上りなむ時に婚はむと思ほして、期り定めて、東の国に幸でまして、山河の荒ぶる神又は伏はぬ人どもを、悉に平け和したまひき。かれここに相武の国に到ります時に、その国の造、詐りて白さく、「この野の中に大きな沼あり。この沼の中に住める神、いとはやぶる神なり」とまをしき。ここにその神を看そなはしに、その野に入りましき。ここにその国の造、その野に火着けたり。かれ欺かえぬと知らしめして、その姨倭比売の命の給へる囊の口を解き開けて見たまへば、その裏に火打あり。ここにまづその御刀もちて、草を刈り撥ひ、その火打ちて火を打ち出で、向火を著けて焼き退けて、還り出でまして、その国の造どもを皆切り滅し、すなはち火著けて、焼きたまひき。かれ今に焼遣といふ。

そこより入り幸でまして、走水の海を渡ります時に、その渡の神、浪を興て、御船

を廻して、え進み渡りまさざりき。ここにその後名は弟橋比売の命の白したまはく、
「妾、御子に易りて海に入らむ。御子は遣さえし政遂げて、覆奏まをしたまはね」とま
をして、海に入らむとする時に、菅疊八重、皮疊八重、絶疊八重を波の上に敷きて、そ
の上に下りまじき。ここにその暴き浪おのづから伏ぎて、御船え進みき。ここにその後
の歌よみしたまひしく、

さねさし 相摸の小野に

燃ゆる火の 火中に立ちて、

問ひし君はも。

かれ七日の後に、その後の御櫛海辺に依りき。すなはちその櫛を取りて、御陵を作り
て治め置きき。

そこより入り幸でまして、悉に荒ふる蝦夷どもを言向け、また山河の荒ふる神どもを
平け和して、還り上りいでます時に、足柄の坂下に到りまして、御糧聞し食す処に、そ
の坂の神、白き鹿になりて来立ちき。ここにすなはちその咋し遣りの蒜の片端もちて、
待ち打ちたまへば、その目に中りて、打ち殺しつ。かれその坂に登り立ちて、三たび歎

かして詔りたまひしく、「吾媼はや」と詔りたまひき。かれその国に名づけて阿豆麻といふなり。

すなはちその国より越えて、甲斐に出でて、酒折の宮にまします時に歌よみしたまひしく、

新治 筑波を過ぎて、幾夜か宿つる。

ここにその御火焼の老人、御歌に過ぎて歌よみして曰ひしく、

かがなべて 夜には九夜 日には十日を。

と歌ひき。ここを以ちてその老人を誉めて、すなはち東の国の造を給ひき。

(同書二〇ページ)

② 「思 国 歌」

ここに詔りたまひしく、「この山の神は徒手に直に取りてむ」とのりたまひて、その山に騰りたまふ時に、山の辺に白猪逢へり。その大きき牛の如くなり。ここに言挙して詔りたまひしく、「この白猪になれるは、その神の使者にあらむ。今殺らずとも、還ら

む時に殺りて還りなむ」とのりたまひて騰りたまひき。ここに大氷雨を零らして、倭建の命を打ち惑はしまつりき。この白猪に化れるは、その神の使者にはあらずて、その神の正身なりしを、言挙げたまへるによりて、惑はさえつるなり。かれ還り下りまして、玉倉部の清泉に到りて、息ひます時に、御心やや寤めたまひき。かれその清泉に名づけて居寤の清泉といふ。

其処より発たして、当芸の野の上に到ります時に、詔りたまはくは、「吾が心、恆は虚よ翔り行かむと念ひつるを、今吾が足え歩かず、たぎたぎしくなりぬ」とのりたまひき。かれ其地に名づけて当芸といふ。其地よりややすこし幸でますに、いたく疲れませるに因りて、御杖を衝かして、ややに歩みたまひき。かれ其地に名づけて杖衝坂といふ。尾津の前の一つ松のもとに到りましたに、先に、御食せし時、其地に忘らしたりし御刀、失せずてなほありけり。ここに御歌よみしたまひしく、

尾張に 直に向へる

尾津の埒なる 一つ松、吾兄を。

一つ松 人にありせば、

大刀佩けましを 衣着せましを。

一つ松、吾兄を。

其地より幸でまして、三重の村に到ります時に、また詔りたまはく、「吾が足三重の
勾まがりなして、いたく疲れたり」とのりたまひき。かれ其地に名づけて三重といふ。

そこより幸でまして、能煩野のぼのに到ります時に、国思しのはして歌よみしたまひしく、

倭やまとは 国のまほろば、

たたなづく 青垣、

山隠こもれる 倭やまとし 美うるはし。

また、歌よみしたまひしく、

命いのちの 全またけむ人は、

畳薦たたみこも 平群へぐりの山の

熊白くまかし袴かまきしが葉を

髻華うすに挿せ。その子。

この歌は思国歌くしのひうたなり。また歌よみしたまひしく、

はしけやし 吾家わがへの方よ 雲居起うみち来も。

こは片歌なり。この時御病いと急になりぬ。ここに御歌よみしたまひしく、

嬢子の 床の辺に

吾が置きし つるぎの大刀、

その大刀はや。

と歌ひ竟へて、すなはち崩りたまひき。ここに馱使を上りき。

(同書一一四ページ)

③ 「白鳥の陵」

ここに倭にます后たち、また御子たちもろもろ下りきまして、御陵を作りき。すなはち其地のなづき田に匍匐ひ廻りて、哭しつつ歌よみしたまひしく、

なづきの 田の稻幹に、

稻幹に 蔓ひもとほろふ 薺葛。

ここに八尋白智鳥になりて、天翔りて、浜に向きて飛びいでます。ここにその后たち御子たち、その小竹の荻杖に、足切り破るれども、その痛みをも忘れて、哭きつつ追ひいでましき。この時、歌よみしたまひしく、

浅小竹原 腰なづむ。

虚空は行かず、足よ行くな。

またその海水に入りて、なづみ行でます時、歌よみしたまひしく、

海が行けば 腰なづむ。

大河原の 植草、

海がは いさよふ。

また飛びてその磯に居たまふ時、歌よみしたまひしく、

浜つ千鳥 浜よ行かず 磯伝ふ。

この四歌は、みなその御葬に歌ひき。かれ今に至るまで、その歌は天皇の大御葬に歌ふなり。かれその国より飛び翔り行でまして、河内の国の志幾に留まりたまひき。かれ其地に御陵を作りて、鎮まりまさしめき。すなはちその御陵に名づけて白鳥の御陵といふ。然れどもまた其地より更に天翔りて飛び行でましき。

(同書一一六ページ)

三、日本書紀

「日本書紀」は奈良時代にできたわが国最古の官撰史書。神代から持統天皇の十一年八月までの事蹟を漢文で記述した編年体の史書である。三十卷。養老四年（七二〇年）に、舍人親王・太安万侶等が撰進したものである。本書に引用したものは、戦前に出版された岩波文庫本、黑板勝美編「訓読日本書紀」下巻からのものである。

(1) 「皇極天皇紀」(卷第二十四)

(山背大兄王の自尽—入鹿誅伐のはかりごと)

(二年)十一月丙子朔、蘇我臣入鹿、小徳巨勢徳太臣、大仁土師娑婆連を遣りて、山背大兄王等を斑鳩に淹はしむ。(或本に云ふ、巨勢徳太臣、倭馬飼首を將軍と為す。)是に奴三成数十の舍人と出でて拒ぎ戦ふ。土師娑婆連箭に中りて死せぬ。軍衆恐れて退く。

軍中の人相謂りて曰く、一人も千に当るといふは三成を謂ふか。山背大兄仍りて馬の骨
 を取りて内寝に投げ置き、遂に其の妃并びに子弟等を率ゐて間を得て逃れ出で、胆駒山
 に隠れたまへぬ。三輪文屋君、舍人田目連及び其の女菟田諸石、伊勢阿部堅経従につか
 まつる。巨勢徳太臣等斑鳩宮を焼く。灰の中に骨を見いでて、誤りて王死ましぬと謂ひ
 て、間を解きて退去る。是に由りて山背大兄王等四五日の間、山に淹留たまへて、不得
 喫飲。三輪文屋君進みて勧めまつりて曰く、請ふ深草屯倉に移向きて、茲より馬に乗り
 て東国に詣りて、乳部を以て本と為し、師を興して還り戦はむ、其の勝たむこと必し。
 山背大兄等対へて曰く、卿が善ふ所の如くば、其の勝たむこと必ず然らむ。但だ吾が情
 に冀ふは、十年百姓を役はず、一身の故を以て、豈に萬民を煩はし勞らしめむや。又
 後世に於いて、民の、吾が故に由りて、己が父母を喪せりと言はむことを欲せじ。豈に
 其れ戦勝ちての後に、方に丈夫と言はむ哉。夫れ身を損て国を固くせむは、亦丈夫なら
 ざらむや。人有り、遙に上宮の王等を山中に見て、還りて蘇我臣入鹿に善ふ。入鹿聞き
 て大に懼ぢて、速かに軍旅を發して、王の在ます所を高向臣国押に述りて曰く、速に山
 に向きて、彼の王を求捉ふ可し。国押報へて曰く、僕は天皇の宮を守りて、敢て外に出

でず。入鹿即ち自ら往かむとす。時に古人大兄皇子喘息けて来まし問はく、何処へか向く。入鹿具に所由を説く。古人皇子曰く、鼠穴に伏れて生き、穴を失ひて死ぬ。入鹿はに由りて行くことを止む。軍将等を遣りて、胆駒に求めしむ。竟に覓ること能はず。是に山背大兄王等山より還りて斑鳩寺に入ります。軍将等即ち兵を以て寺を囲む。是に於いて山背大兄王、三輪文屋君をして、軍将等に謂らはしめて曰く、吾れ兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定之。然るに一身の故に由りて、百姓を傷り残はむことを欲せじ。是を以て、吾が一身をば入鹿に賜ふ。終に子弟妃妾と一時に自経きて俱に死ましぬ。時に五色の幡蓋、種々の伎楽、空に照り灼りて寺に臨み垂れり。衆人仰ぎ観て称嘆めぬ。遂に入鹿に指示す。其の幡蓋等変りて黒雲に為れり。是れに由りて入鹿得見ること能はず。蘇我大臣蝦夷、山背大兄王等が惣て入鹿に亡されぬと聞きて、嗔り罵りて曰く、噫、入鹿、極甚めて愚癡に、專に暴悪を行ふ。爾が身命も亦殆ふからずや。時の人、前の譚の応を説きて曰く、イハノヘニといふを以ては、上宮に喩へ、コサルといふを以ては、林臣に喩へ、〔林臣は入鹿なり〕コメヤクといふを以ては、上宮を焼くに喩へ、コメダニモタゲテトホラセ、カマシシノヲヂといふを以ては、山背王の頭髮班雜

毛にして山羊に似たまへるに喩へたり。又曰く。其の宮を棄捨て深山に匿るゝ相なり。是の歳、百済の太子余豊蜜蜂の房四枚を以て三輪山に放ち養ふ。而れども遂に蕃息らず。

三年春正月乙亥朔、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三に固辞びて就らず。疾と称して、退りて三島に居り。時に輕皇子患脚して朝りたまはず。中臣鎌子連曾より輕皇子と善はし。故に彼の宮に詣て、宿に侍らむとす。輕皇子深く中臣鎌子連の意気高く逸れて、容止犯れ難きことを識りて、乃ち寵妃阿倍氏をして別殿を淨め払ひ、高く新尊を鋪かしめ、具に給がずといふこと靡く、敬ひ重めたまふこと特に異なり。中臣鎌子連便ち遇まるゝに感けて、舍人に語りて曰く、殊に恩沢を奉はること前より望ひし所に過ぎたり、誰か能く天下に王とましまさしめざらむ耶。(舍人を充て、驅使と為すを謂ふ。)舍人便ち語らふる所を以て皇子に陳す。皇子大に悦びたまふ。中臣鎌子連は人為り忠正しく、匡け濟ふ心有り。乃ち蘇我臣入鹿が君臣長幼の序を失ひ、社稷を闕ふ權を挾むことを憤ひて、王宗の中に歴試接はりて、功名を立つべき哲主を求む。便ち心を中大兄に附く。疏然未だ其の幽抱を展ぶることを獲ず。偶に中大兄に、法

興寺の槻樹つぎの下もとに、打毬くみまりの侶ともがらに預まじりて、皮鞋みくつの毬つの随まに脱ぬげ落おつるを候まちりて、掌中たなうちに取とり置もちて、前すみ跪つき恭つしみて奉たる。中大兄おほなかつ対むかひ跪つきて敬むやまひ執とりたまふ。玆こゝより相善むつびて俱おもに懐おもふ所を述たぶ。既に匿かくす所無なし。復またた他の類ひたりに接まじはることを嫌うたがはむことを恐おそれて、俱おもに手てに黄卷ふみまきを把とりて、自ら周孔しゅうこうの教のりを南淵先生みなたにせむしやうの所もとに学まなぶ。遂すなはち路上みちのあひたかよところ往還わうわん之間ひに於おて、肩かたを並ならべて潜ひそかに図はかりたまへり、相協あひかはずといふこと無なし。

(同書一四三ページ)

(2) 「皇極天皇紀」(卷第二十四) から(入鹿誅伐—蘇我氏滅亡)

(四年)六月朔甲辰、中大兄おほなかつ密ひそに倉山田麻呂臣くらやまだのまろのおみに謂かたりて曰いわく、三韓さんかん調ていを進たてまつる日ひ、必ず將いに卿せいをして其そのの表かみを誦よみ唱あやしめむ。遂すなはち入鹿いんろを斬きらむと欲ほする謀まを陳のべたまふ。麻呂臣まろのおみ許ゆるし奉たる。戊申いつしん、天皇大極殿あまのつとみのに御まじます、古人ふるひと大兄おほなかつ侍はべり。中臣鎌子連なかとみのかまここのむらじ、蘇我入鹿臣ひとが為なり人ひと疑うたひ多くて、昼夜たち劔はを持もつことを知しりて、俳優わざひとに教おしへて方た便たりて解ぬがしむ。入鹿臣いんろのおみ咲わひて劔はを解とき、入いりて座ざに侍まつ。倉山田麻呂くらやまだのまろ進まりて、三韓さんかんの表文ふみを誦よみ唱あぐ。是こゝに中大兄おほなかつ衛門府えもんのかみに戒いめて、一時もろとも俱おもに十二通門じふにすうもんを鑿さしかためて勿使かよはせ往來ゆけひのかさ。衛門府えもんのかみを一い所に召よし聚つどへて、

將に^{かつけもの} 祿を給はむとす。時に、中大兄即ち自ら長槍を執りて、殿の側に隠れ、中臣鎌子連弓矢を持ちて為助衛。海犬養連勝麻呂をして、箱の中の兩劍を佐伯連子麻呂と葛城稚犬養連網田とに授けて曰く、努力努力、急須に応に斬るべし。子麻呂等水を以て飯を送くに、恐れて反吐つ。中臣鎌子連嘔めて勵ましむ。倉山田麻呂臣表文を唱ぐることに將に尽なむとするに、子麻呂等が来らざるを恐れて、流汗身に沃ひて、声乱れ手動く。鞍作臣怪みて問ひて曰く、何故か掉ひ戦く。山田麻呂対へて曰く、天皇に近くはべることを恐みて、不覺に汗流つ。中大兄、子麻呂等が入鹿の威に畏れて、便旋ひて進まざるを見て、吐嗟と曰ひて、即ち子麻呂等と共に、其の不意に出で、劍を以て入鹿が頭肩を傷り割く。入鹿驚きて起つ。子麻呂手を運らし、劍を揮きて其の一脚を傷つく。入鹿御座に転び就きて、叩頭て曰く、当に嗣位に居ますべきは天の子なり。臣罪を知らず、乞垂奮察。天皇大に驚きたまひ、中大兄に詔して曰はく、作す所を知らず、何の事か有つるや。中大兄地に伏して奏して曰く、鞍作尽に天宗を滅して、將に日位を傾けむとす。豈に天孫を以て鞍作に代へむ耶。「蘇我臣入鹿、更の名は鞍作」天皇即ち起ちて殿中に入りたまふ。佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、入鹿臣を斬る。是の日雨下りて、潦水庭に溢め

り。席障子を以て鞍作が屍を覆ふ。古人大兄見て私宮に走り入りて、人に謂りて曰く、韓人鞍作臣を殺しつ。〔韓政に因りて誅するを謂ふ。〕吾が心痛し。即ち臥内に入りて門を杜して出でず。中大兄即ち法興寺に入りて、城を為りて備ふ。凡そ諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣連、伴造国造、悉に皆隨に侍る。人をして鞍作臣が屍を大臣蝦夷に賜はらしむ。是に漢直等眷属を摠べ聚め、甲を擐、兵を持ちて、大臣を助けて軍陣を設く。中大兄、將軍巨勢德陀臣を使はして、天地開闢より、君臣が始めて有ることを以て、賊党に説かしめ、起つ所を知らしむ。是に於いて高向臣国押漢直等に謂りて曰く、吾等君大郎に由りて、応当に戮せられぬべし、大臣亦今日明日に於いて、立に其の誅を俟たむこと決矣。然らば則ち誰が為めに空しく戦ひて、尽に刑せられむ乎。言ひ畢りて劔を解ぎ、弓を投りて、此を捨て去る。賊徒亦隨ひて散り走ぐ。己酉、蘇我臣蝦夷等誅に臨み、悉く天皇記、国記、珍宝を焼く。船史、惠尺即ち疾く焼かるゝ国記を取りて、中大兄に奉獻る。是の日、蘇我臣蝦夷及び鞍作の屍を墓に葬ることを許し、又哭泣することを許す。

(同書一五〇ページ)

(3) 「孝徳天皇紀」(卷第二十五) から(大化の改新前の政治)

(大化元年七月)戊寅、天皇、阿倍倉梯万侶大臣、蘇我石川万侶大臣に詔して曰く、当に上古の聖王の跡に遵ひて天下を治むべし。復た当に信有りて天下を治むべし。己卯、天皇、阿倍倉梯麻呂大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰はく、歴く大夫と百伴造とに、悦ぶこゝろを以て民を使ふの路を問ふべし。庚辰、蘇我石川麻呂大臣奏して曰く、先づ以て神祇を祭ひ鎮め、然して後に応に政事を議るべし。是の日、倭漢直比羅夫を尾張国に、忌部首子麻呂を美濃国に遣し、神に供る幣を課す。八月丙申朔庚子、東国等の国司を拜す。仍りて国司等に詔して曰く、天神の奉け寄したまひし隨に、方今始めて將に万国を修めむとす。凡そ國家所有公民、大に小に領れる人衆を、汝等任に之りて皆戸籍を作り、及び田畝を按へよ。蘭池水陸の利は百姓と俱にせよ、又国司等国に在りて罪を判ることを得ず。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さしむることを得ず。京に上らむ時には、多に百姓を己れに従ふことを得ず、唯だ国造郡領を従はしむ

ることを得む。但し公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ることを得、部内の飯を
滄ふことを得。介より以上法を奉はらば、必ず褒賞すべく、法に違はば当に爵位を降さ
む。判官より以下、他の貨賂を取らば、二倍にして徴らむ。遂に軽き重きを以て、罪
を科せむ。其の長官の従者は九人、次官の従者は七人、主典の従者は五人、若し限に
違ぎて外に將たらむ者は、主と所従ならむ人と、並びに罪を科せむ。若し名を求むる人
有りて、元より国造、伴造、県(主脱か)、稻置に非ずして、輒く詐り訴へて言さ
く、我が祖の時より、此の官家を領りて、是の郡県を治むと。汝等国司、詐の随に便く
朝に牒すことを得ず。審かに実の状を得て、而る後に申す可し。又閑曠なる所に於いて
兵庫を起造り、国郡の刀甲弓矢を収め聚めよ。辺国の近く蝦夷と境を接ふる処には、尽
に其の兵を数へ集めて、猶本主に仮授けたまふ可し。其の倭国の六県に遣はさるゝ使者
は、宜しく戸籍を造り、并せて田畝を校ふべし。〔壱田の頃畝及び民の戸口の年紀を檢覈るを謂

ふ。〕

(同書一六〇ページ)

(4) 「孝徳天皇紀」(卷二十五)(大化の改新)

(大化)二年春正月甲子朔、賀正礼畢。即ち改新の詔を宣ふ。其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、処々の屯倉及び別に臣連、伴造、国造、村首の有てる部曲の民、処々の田庄を罷めよ。仍りて食封を大夫以上に賜ふこと各差有り、降りては布帛を以て官人百姓に賜ふこと差有り。又曰く、大夫は民を治めしむる所なり。能く其の治を尽すときは、則ち民頼る。故れ其の禄を重くすることは、民の爲めにする所以なり。其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内、国司、郡司、関塞、斥候、防人、駅馬、伝馬を置く、及び鈴契を造り、山河を定めよ。凡そ京には坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置き、戸口を按へ撿め、劔非を督し察ることを掌れ。其の坊の令には坊内に、明廉強直、時務に堪へたる者を取りて充てよ。里坊の長には、並びに里坊の百姓の、清正強幹者を取りて充てよ。若し当里坊に人無くば、比の里坊に簡び用ゐること聴す。「中略」其の三に曰く、初めて戸籍、計帳、班田收授の法を造る。凡そ五十戸を

里と為し、里毎に長一人を置く、戸口へびとを按かむへ撿かめ、農桑を課か殖はせ、非違を禁察し、賦役うながを催う駈なすことを掌かれ。若し山谷阻險さかしくて、地遠ところく人稀なる処には、便に随まひて量はかりて置かけ。(註略)凡そ田は長さ卅歩、広さ十二歩を段きたと為し、十段を町と為す。「中略」其の四に曰く、旧の賦役もとみつぎえたちを罷かめて田の調みつぎを行なふ。凡そ絹かとり、絶ふとぎぬ、絲、綿は並びに郷土くたの出す所に随へ。

(同書一六五ページ)

四、萬葉集

我が国に現存する最古の歌集で、仁徳天皇の時代（三一三—三九九）から天平宝字三年（七五九）までの各種の歌四千五百首余りを二十巻に収めてある。

「萬葉」の語義については、「萬世—長く歌いつづけられる」「多数—多くの歌」「紙数が多し」その他の説があり、撰者については、大伴家持説もあるが未詳。

この様に不確定な要素が多いにもかかわらず、万葉集は、日本文学史上永遠に光を放つ最高の文化遺産であるとともに、我が国が世界に誇りうる民族的大歌集である。万葉集は古代国家建設のプロセスを背景として、八世紀の後半に編纂された。大化の改新—統一国家完成—衰退という国家隆替の運命を背負いつつ、万葉のうたびとたちは人の世に生きる喜び、悲しみ、嘆きを、生き生きと、大らかに歌いあげている。万葉集にはこうした時代に生きたさまざまの階層の人々のうたごえ、精神の息吹きがこめられている。しかも、千数百年を隔てた今なお、遠い祖先の生活感情と人生体験を歌いあげたこれらの歌を、声をあげてよむたびに、いにしえびとの人間的なそ

の声と純粹ないのちが、われわれの胸の中によみがえってくる。

ともあれ、われわれがほとんど注釈を要することなく、万葉集の歌を味わうるといふことは、古来からのわが民族精神と国民的感覚とが、素直に継承されてきているといふことにほかならない。われわれは本書を手にする方々に、万葉集に限らずすべての和歌は朗々と声に出してよまれるようおすすめしたい。そうすることによって作者の心情、体験が現実的に実感できることを確信するからである。

なお、万葉集所載の天皇の御歌は、ここには掲載しないで、本書「古代」の部の最後の項「古代における歴代天皇の御歌」の中に、まとめて収録した。

本書に引用したものは、第十七巻までは最近刊、中央公論社の、沢瀉久孝著「万葉集全注釈」により、第十八巻以下は該書未出版のため、岩波「日本古典文学大系」7によった。なお、前記「万葉集全注釈」では、五七五七七の五句が別行に記されてあるが、和歌は、その作者の体験的な人生表現であるので、作品を味わううえから、本書では五句のあいだに空白を入れずに、一気に味読できるように書きくだしに改めた。

(1) 「巻第一」から

近江の荒れたる都を過ぐる時 柿本朝臣人麿の作る歌

29 玉襪たすき 畝傍うねびの山の 檀原かしはらの 聖ひじりの御世みよゆ あれましし 神のことごと 榎つがの木の

いやつぎつぎに 天あめの下した 知らしめししを 天そらにみつ 大和やまとをおきて 青丹あじよし

奈良山を越え いかさまに 思ほしめせか 天離あまさかる ひなにはあれど石いはばしる 近

江の国の ささなみの 大津おほつの宮みやに 天あめの下 知らしめしけむ 天皇すめらみの 神かみの命こと

の 大宮おほみやは こと聞けども 大殿おほとのは こと云へども 春草しげの繁しげく生なひたる 霞

立つ 春日かすがの霧きりれる ももしきの 大宮おほみや処ところ 見れば悲しも

反歌

30 ささなみの志賀からささきの唐崎からさき幸あきくあれど大宮おほみや人の船待ふねちかねつ

31 ささなみの志賀からささきの大わだよどむとも昔むかしの人にまたも逢あはめやも

軽皇子かろのひこの安騎あきの野のに宿とどりましし時、柿本朝臣人麿かきもとあそみの作る歌

45 やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 神ながら 神さびせすと 太敷かす
都をおきて 隠口の 初瀬の山は 真木立つ 荒山道を 岩が根 さへ樹押しなべ
坂鳥の 朝越えまして 玉かぎる 夕さり来れば み雪ふる 阿騎の大野に 旗す
すき しのおしなべ 草枕 旅宿りせず いにしへ思ひて

短 歌

46 阿騎の野に宿る旅人うちなびきいもぬらめやもいにしへ思ふに
47 ま草刈る荒野にはあれどもみち葉のすぎにし君がかたみとぞ来し
48 ひむかしの野にかぎろひの立つ見えてかへりみすれば月かたぶきぬ
49 日並の皇子の命の馬並めて御獵立たしし時は来向ふ

(2) 「巻第二」から

磐姫皇后、天皇（仁徳）を思ひて御作歌四首

85 君が行け長くなりぬ山尋ね迎へか行かむ待ちにか待たむ

86 かくばかり恋ひつゝあらずは高山の磐根しまきて死なましものを

87 ありつゝも君をば待たむうち靡くわが黒髪に霜の置くまでに

88 秋の田の穂の上に霧らむ朝霞何時辺の方に我が恋ひやまむ

大津皇子竊に伊勢神宮に下りて上り来ませる時、大伯皇女の御作歌二首

105 わが背子を大和へやるとき夜更けて暁露に吾が立ちぬれし

106 二人行けど行き過ぎ難き秋山をいかにか君がひとり越ゆらむ

大津皇子、石川郎女に贈れる御歌一首

107 あしひきの山のしづくに妹待つと吾立ちぬれぬ山のしづくに

石川郎女、和へ奉れる歌一首

108 吾を待つと君が濡れけむあしひきの山の雪にならましものを

柿本朝臣人麿、石見国より妻に別れて上り来る時の歌 并に短歌

131 石見の海 角の浦みを 浦無しと 人こそ見らめ 潟なしと 人こそ見らめ よし

ゑやし 浦は無くとも よしゑやし 潟は無くとも 鯨魚とり 海辺をさして 柔

多津の荒磯の上に か青なる 玉藻沖つ藻 朝羽振る 風こそよせめ 夕羽振る

浪こそ来よれ 浪のむた 彼より此よる 玉藻なす より寝し妹を露霜の おきて
し来れば 此の道の やそ隈毎に よろづ度 かへりみすれど いや遠に 里はさ
かりぬ いや高に 山も越え来ぬ 夏草の 思ひしなえて しのふらむ 妹が門見
む靡け此の山

反歌二首

132 石見のや高津野山の木の間より我が振る袖を妹見つらむか

133 小竹の葉はみ山もさやにさやげどもわれは妹思ふ別れ来ぬれば

日並皇子尊の御宮の時、柿本朝臣人麿の作る歌一首 并に短歌

167 天地の 初の時 ひさかたの 天の河原に 八百萬 千萬神の 神集ひ 集ひいま

して 神はかり はかりし時に 天照らす 日雲の命 天をば 知らしめすと 葦

原の 瑞穂の国を 天地の よりあひの極 知らしめす 神の命と 天雲の 八重

かき別けて、神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子は飛ぶ鳥の 浄の宮に

神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原 磐門を開き 神上り

上りいましぬ 吾が大君 皇子の命の 天の下 知らしめしせば 春花の 貴から

むと 望月もちづきの 満たはしけむと 天あめの下 四方よちの人の 大船おほいぶねの 思おもひたのみて 天あまつ
 水みづ 仰おほぎて待まちつに いかさまに 思おもほしめせか つれも無なき 真弓まゆみの岡おかに 宮柱みやしら
 太敷ふとしきいまし 御殿みどのを高たか知りまして 朝毎あさごとに 御言問みことはさず 日月ひつげつの 数多あまねくなりぬれ
 そこ故ゆゑに 皇子みこの宮人みやびと 行方ゆくへ知らずも

反歌二首

168 ひさかたの天あめ見る如ごとく仰おほぎ見みし御子みこの御門みかどの荒あれまく惜おぼしも

169 あかねさす日は照あらせれどぬば玉たまの夜渡よわたる月つきのかくらく惜おぼしも

柿本朝臣人麿、石見国に在りて死に臨みし時、自ら傷みて作れる歌一首

223 鴨山いばわの磐根いわねし枕まくらける吾われをかも知らにと妹いもうとか待ちつあるらむ

(3) 「巻第三」から

天皇てんかう(持統天皇) 雷いかづち 岳だけに御遊みでましし時、柿本朝臣人麿の作れる歌一首

235 大君おほきみは神かみにしませば天雲あまぐもの雷かみの上に蘆いはりせるかも

「羈旅の歌八首」のうちから

250 玉藻苳る敏馬を過ぎて夏草の野島の埼に船近づきぬ

253 稲日野も行き過ぎかてに思へれば心恋しき可古の島見ゆ

254 ともし火の明石大門に入る日にかこぎ別れなむ家のあたり見ず

255 天離るひなの長道ゆ恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ

柿本朝臣人麿、近江国より上り来る時、宇治川の辺に至りて作れる歌一首

264 もののふのやそ宇治川の網代木にいさよふ波のゆくへ知らずも

柿本朝臣人麿の歌一首

266 近江の海夕波千鳥汝が鳴けば心もしのにいにしへおもほゆ

山上憶良臣、宴を羅る歌一首

337 憶良らは今は能らむ子泣くらむそれその母も吾を待つらむぞ

(4) 「巻第四」から

柿本朝臣人麿の歌三首

501 をとめらが袖ふる山の瑞垣みずがきの久しき時ゆ思ひき吾は

502 夏野なつ行く小牡鹿せしかの角の束つかの間まも妹が心を忘れて思へや

503 珠衣たまきぬのさるさるしづみ家の妹にもものははず来にて思ひかねつも

(5) 「巻第五」から

神亀五年七月二十一日 筑前国守山上憶良上たぐまづ

惑まどへる情こころを反かへさしむる歌一首 序を并せたり

或は人あり。父母を敬あやまふことを知りて、侍養を忘る。妻子を顧みず、脱屣だつしより軽みす。自ら倍俗先生となのる。意気青雲の上に揚ると雖も、身体は猶塵俗の中に在り、未だ修行得道の聖ひしりたる験しるしあらず。蓋けぞしこれ山沢に亡命する民なり。故に三綱を指示し、更に五教を開き、之これに遺まどるに歌を以ちて其惑まどをかへさしむ。歌に曰はく。

800 父母を見れば尊たふとし 妻子見れば めぐしうつくし 世の中は かくぞことわり

竊鳥ちちどりの かからはしもよ 行方知らねば 穿查うけぐつを 脱ぎ棄る如く 踏み脱ぬぎて 行

くちふ人は 石木より 成りてし人か 汝が名告らさね 天へ行かば 汝がまにま
に 地ならば 大君います この照らす 日月の下は 天雲の 向伏すきはみ 谷
蟻の さ渡るきはみ 聞しをす 国のまほらぞ かにかくに 欲しきまにまに 然
にはあらじか

反歌

801 ひさかたの天路は遠しなほなほに家に帰りて業をしまさに

子等を思ふ歌一首 序を并せたり

釈迦如来、金口に正に説く。等しく衆生を思ふこと、羅睺羅の如しと。又説く、愛は子に過ぐる無しと。
至極の大聖、尚子を愛しふる心あり。況んや世間の蒼生、誰か子を愛しざらめや。

802 爪食めば 子ども思ほゆ 粟食めば まして恩はゆ 何処より 来りしものぞ ま
なかひに もとなかかりて やすいなさぬ

反歌

803 銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも

(6) 「卷第八」から

1418 石いはばしる垂水たるみの上のさ藤わらびの萌えいづる春になりけるかも
志賀皇子しきのみこの懽よろこびの御歌一首

(7) 「卷第十三」から

3314 つぎねふ 山城道ぢを 人妻ひとつまの 馬もより行くに 己妻おのつまし 歩かちより行けば 見る毎に
ねのみし泣かゆ そこ思ふに 心し痛し たらちねの 母が形見と 吾が持てる
まそみ鏡に 蜻蛉あきつひ領巾 負なひ並め持ちて 馬買へ吾が背

反 歌

3315 泉川渡わたりせ瀬深み我が背子が旅行き衣ひづちなむかも

或本の反歌に曰く

3316 まそ鏡持てれど吾はしるし無し君が徒歩かちよりなづみ行く見れば
3317 馬買はば妹徒歩かちならむよしゑやし石は踏むとも吾は二人行かむ

(8) 「卷第十四」(東 歌)から

3350 筑波嶺つくばおの新桑にひくはまよ繭まゆの衣きぬはあれど君が御衣みけししあやに着欲しも
3351 筑波嶺つくばおに雪ゆきかも零ちらる否いなをかもかなしき子ころが布乾にのほさるかも
3373 多麻河たまがわに晒さらす手作てつくりさらさらさらに何なにぞこの子このここだかなしき
3399 信濃道しんぬちは今の墾道はりみち刈かりりばねに足踏あしふみましなむ杳くわうはけ吾が背
3459 稲春いなはるけばかかる我が手あてを今夜こんやもか殿とのの若子わくこが取りて歎なげかむ
3515 吾あが面おもの忘れむ時はしだ国溢はなり嶺ねに立つ雲くもを見つゝ偲おもはせ
3520 面形おもがたの忘れむ時はしだ大野おほのろにたなびく雲くもを見つゝ偲おもはむ
3569 防人ぼうえんに立ちし朝明あさけの金門かんと出いでに手放たばなれ惜おぼしみ泣なきし兎うらはも

(9) 「卷第十八」から

陸奥国より金を出せる詔書を賀く歌一首 短歌を并せたり

(天平感宝元年五月十二日に、越中国の守の館にて大伴宿禰家持作れり)

4094

葦原の 瑞穂の国を 天降り 領らしめしける 天皇の 神の命の 御代重ね 天
 の日嗣と 領らし来る 君の御代御代 敷きませる 四方の国には 山川を 広み
 厚みと 奉る 御調宝は 数へ得ず 尽しもかねつ 然れども わご大君の 諸人
 を 誘ひ給ひ 善き事を 始め給ひて 黄金かも たしけくあらむと 思ほして
 心悩ますに 鶏が鳴く 東の国の 陸奥の 小田なる山に 黄金ありと 申し給へ
 れ御心を 明め給ひ 天地の 神相珍なひ 皇御祖の 御靈助けて 遠き代に か
 かりし事を 朕が御世に 顕してあれば 食国は 栄えむものと 神ながら 思ほ
 しめして 物部の 八十伴の男を 服従の 向けのまにまに 老人も 女童児も
 其が願ふ 心足ひに 撫で給ひ 治め給へば 此をしも あやに貴み 嬉しけく

いよよ思ひて 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大来目主と 負ひ持ちて 仕へ
し官 海行かば 水浸く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧み
はせじと言立て 大夫の 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 祖の子等
そ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立 人の子は 祖の名絶たず 大君
に奉仕ふものと 言ひ継げる 言の職そ 梓弓 手に取り持ちて 劔大刀 腰に取
り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守護 われをおきて 人はあらじと
弥立て 思ひし増る 大君の 御言の幸の一に云はく、を聞けば貴み一に云はく、貴くしあれば

「反歌三首」のうち一首

4097 天皇の御代栄えむと東なる陸奥山に黄金花咲く

(10) 「卷第二十」(防人の歌) から

4321 畏きや命被り明日ゆりや草がむた寝む妹無しにして(物部秋持)
天平勝宝七歳乙未二月、相替りて筑紫に遣さるる諸国の防人等の歌

- 4322 わが妻はいたく恋ひらし飲む水に影さへ見えて世に忘れず(若倭部身麿)
- 4327 わが妻も絵に描きとらむ暇いづまもが旅行りょくく吾われは見つつしのはむ(物部古麿)
- 4328 大君みことの命みこと畏かしこみ磯いそに触ふり海原うみのはら渡る父母ちちを置おきて(丈部造人麿)
- 4330 難波津なにはつに装よそひ装よそひて今日けふの日ひや出いでて罷まがらむ見る母ははなしに(丸子連多麿)
- 4337 水鳥みづとりの発たちの急いそきに父母ちちに物言ものいはず来きにて今いまぞ悔くしき(有度部牛麿)
- 4343 吾等われら旅りは旅りと思おもほど家いへにして子持こめち瘦やすらむわが妻みかなしも(玉作部広目)
- 4344 忘わすらむて野行のき山行やまき我われ来きれど我われが父母ちちは忘れせぬかも(商長首麿)
- 4346 父母ちちが頭かしらかき撫なで幸さいくあれていひし言葉ことばせ忘れかねつる(丈部稻麿)
- 4352 道の辺への荊うすらの末うれに這はほ豆まめのからまる君きみを別わかれか行いかむ(丈部鳥)
- 4356 わが母ははの袖そで持ち撫なでてわが故かたに泣なきし心こころを忘わすらえぬかも(物部乎刀良)
- 4357 蘆垣あしかきの隈くまに立ちて吾われ妹子むすこが袖そでもしほほに泣なきしそ思おもはゆ(刑部直千国)
- 4363 難波津なにはつに御船みふね下くだすゑ八十やそ楫こ貫ぬき今いまは漕こぎぬと妹いもうとに告つげこそ
- 4364 防人さきひりに発たたむ騒さわぎに家いへの妹いもうとがなるべき事ことを言いはず来きぬかも(右二首、若舍人部広足)
- 4369 筑波嶺つくはねのさ百合ゆりの花はなの夜床よとこにも愛かなしけ妹いもうとそ昼ひるも愛あしけ

- 4370 霰降り鹿島の神を祈りつつ皇御軍にわれは来にしを(右二首、大舍人部千文)
- 4373 今日よりは願みなくて大君の醜の御楯と出で立つわれは(火長今奉部与曾布)
- 4375 松の木けなの並みたる見れば家人いはひとのわれを見送ると立たりしもころ(火長物部真島)
- 4377 母刀おもとじ自も玉にもがもや頂いただきて角髪みづらのなかにあへ纏まかまくも(津守宿禰小黑橋)
- 4378 月日つくひやは過すぐは往ゆけども母父おもししが玉の姿は忘れせなふも(中臣部足国)
- 4379 白波しらなみの寄よそる浜辺はまべに別わかれなばいと為なる方かたなみ八遍やちび袖振そでまる(大舍人部祢磨)
- 4401 韓衣裾からころむすせに取りつき泣なく子こらを置おきてそ来きぬや母おもなしにして(他田舍人大島)
- 4405 わが妹いも子こがしぬひにせよと着きけし紐ひも系けいになるとも吾わは解とかじとよ(朝倉益人)
- 4425 防人さきもりに行くは誰たが夫せと問とふ人を見るが羨としさ物思ものもせせず(昔年の防人の歌八首)から

五、最澄さいちよう（伝教大師でんぎょうだいし）（七六七—八二二）

空海くうかい（弘法大師こうぼうだいし）（七七四—八三五）

奈良時代の仏教は後期になるに及んで、内容を伴わない外形の盛儀が、ついに悪弊を醸かすに至り、寺院僧侶の墮落腐敗は極に達するようになった。最澄・空海の出現は、まさにこれに対する匡正の立場をとると共に、日本に深い仏教の哲理を植えつけたという点において、大きな意義を有する。

最澄は近江滋賀の人。十二才で出家、十四才、得度して最澄と号した。それより天台三大部の研究にたずさわり、延暦二十三年、三十八才にして入唐、天台山に登り、天台の法門を初めとして、密教・禅法・律を兼修し、翌年八月帰朝。翌二十五年正月三日、表を奉り、天台の正宗を開いた。弘仁十年、五十三才の時、叡山に大乘戒壇を建立しようとしたが、南都の反対により、生前その実現を見なかったが、寂後七日にして勅許を得た。十三年六月四日、叡山中道院にて示寂。

寿五十六。主なる著作に守護国界章・顯戒論などがある。今、ここに示した山家学生式は、叡山の一乗止観院の学問の精神とその制度とを記したものであるが、この抜き書きからでも、彼の仏教改革意志とその精神の一端とを知ることができる。

空海は讃岐多度の人。二十才で得度するまでは、広く儒教・老莊・仏教を学び、有名な三教指帰は儒老を批判し、仏道に就くことを示した書物である。二十二才、東大寺において具足戒を受け、空海と改め、延暦二十三年、三十一才にして入唐、長安青竜寺の恵果に會つて灌頂を受け、胎藏全剛兩部の大法を受けた。翌々年大同元年帰朝。後に高野山を開き、金剛峯寺を創建し、また、東寺を密教の根本道場とし、綜芸種智院を創め、承和二年三月二十一日、高野山において示寂。寿六十二。主なる著作は三教指帰・十住心論・辯顯密二教論などがある。ここに引用した綜芸種智院式は、必ずしも空海を知る最良のものとは思われないが、最澄の山家学生式に対し、兩師の教育の理想をうかがうという点において、併立させたのである。兩師ともに、奈良仏教に対する改革の意図は熾烈であったとはいえ、その方途はおのずから異なっていた。最澄は仏教界そのものの改革をめざし、空海は庶民の信仰に生命を吹きこもうとしたものといえるであろう。しかしながら兩師の意図は直ちに効を奏したとはいいがたい。真に仏教が日本民族のものとなるには鎌倉時代

まで待たなくてはならなかった。(梶村)

(1) 「最澄」の「山家学生式、天台法華宗年分学生式」一首

国宝とは何物ぞ。宝は道心なり、道心ある人を名けて国宝と為す。故に古人の言はく、徑寸十枚是れ国宝にあらず、一隅を照らす、此れ則ち国宝なりと。古哲又云はく、能く言ひて行ふこと能はざるは、国の師なり。能く行ひて言ふこと能はざるは、国の用なり。能く行ひ、能く言ふは、国の宝なり。三品の内唯言ふこと能はず、行ふこと能はざるを、国の賊と為すと。乃ち道心有るの仏子を、西には菩薩と称し、東には君子と号す。悪事を己に向へ、好事を他に与へ、己を忘れて、他を利するは、慈悲の極なり。釈教の中、出家に二類あり、一には小乗の類、二には大乘の類なり。道心あるの仏子は、即ち此れ斯の類なり。今我が東州には、但小像のみ有りて、未だ大類有らず。大道未だ弘まらざれば、大人興り難し。誠に願はくは、先帝の御願、天台の年分は、永く大類と為し、菩薩僧と為さん。然るときは、則ち枳王の夢猴九位列り落ち、覺母の五駕、後の

三、数を増さん。斯の心、斯の願、海を汲むことを忘れず。今を利し、後を利して、劫を歴れども、窮り無けん。

(春秋社刊「世界大思想全集・東西宗教文献篇」八ページ)

(2) 「空海」の「綜芸種智院式」から

夫れ九流六芸は代を濟ふの舟梁、十藏五明は人を利するの惟れ宝なり。故に能く三世の如来兼学して大覚を成じ、十方の賢聖綜通して遍智を証す。未だ一味にして美膳を作し、片音にして妙曲を調ぶる者はあらざるなり。身を立つる要、国を治むるの道、生死を伊陀に断じ、涅槃を蜜多に証すること、此を棄てて誰ぞ。是を以て前来の聖帝賢臣、寺を建て院を置き、之を仰ぎ道を弘む。然りと雖も、畏訶の方袍は偏へに仏経を翫び槐序の茂廉は空しく外書に耽る。三教の策五明の簡の若きに至らば、壅り泥んで通ぜず。肆忽に綜芸種智院を建てて普く三教を蔵めて、諸の能者を招く。冀ふところは三曜炳著にして昏夜を迷衢に照らし、五乘鑪を并べて群庶を覺苑に駆らん。

六、祝詞（延喜式）（九二七）

(1) 大被おほばらへ（これが作成された時期は、不明であるが、かなり古いものと思われる）

平安時代、醍醐天皇の延喜五年（九〇五）藤原時平・紀長谷雄・三善清行勅を受け、時平の没後、忠平、業を継ぎ、延長五年（九二七）撰進せられたのが「延喜式」である。これは朝廷の年中儀式・百官の儀・臨時の作法・国々の桓式などを漢文で記した書であるが、その中に、祈年祭（としこひのまつり）以下、出雲国造神賀詞（いつもくのにみやつこかむよごと）に至る二十七篇の祝詞（のりと）が採録されている。「祝詞」というのは、神を祭り神に祈る時に用いる古代の文章で、記録するよりも口誦することが本来の目的であるため、口誦文学の一種と考えられている。その最古のものが、この延喜式に採録されたものである。

「大被詞」は祝詞の中の代表的の一篇で六月末日と十二月の末日に朱雀門において、神祇官の官人によって、万人の罪けがれをはい清める為に行なつたものである。今も宮中を初め各神社

で行なっている。「明き清き直き」まごころを尊ぶ古神道の精神がその言葉の雄大な調子にもよく表現されている。鎌倉時代の源実朝の歌の中に、次の二首があつて、その精神を伝えている。

〔六月被〕

わが国のやまとしまねの神たちをけふの鞅に手向つるかな

あだ人のあだにある身のあだ事をけふ水無月の被へ棄てつといふ(夜久)

「大被詞」

「集侍はれる親王・諸王・諸臣・百の官人等、諸聞しめせ」と宣る。

「天皇が朝廷に仕へまつる、領巾掛くる伴の男・手襪掛くる伴の男・靱負ふ伴の男・劍佩く伴の男、伴の男の八十伴の男を始め、官官に仕へまつる人等の過ち犯しけむ雑雑の罪を、今年の六月の晦の大被に、被へたまひ清めたまふ事を、諸聞しめせ」と宣る。

「高天の原に神留ります、皇親神ろき・神ろみの命もちて、八百萬の神等を神集へ集へたまひ、神議り議りたまひて、『我が皇御孫の命は、豊葦原の水穂の国を、安国と平らけく知ろしめせ』と事依さしまつりき。かく依さしまつりし国中に、荒ふる神等をば神

問はしに問はしたまひ、神掃ひに掃ひたまひて、語問ひし磐ね樹立、草の片葉をも語止めて、天の磐座放れ、天の八重雲をいつの千別きに千別きて、天降し依さしまつりき。かく依さしまつりし四方の国中に、大倭日高見の国を安国と定めまつりて、下つ磐ねに宮柱太敷き立て、高天の原に千木高知りて、皇御孫の命の瑞の御舎仕へまつりて、天の御蔭・日の御蔭と隠りまして、安国と平らけく知ろしめさむ国中に、成り出でむ天の益人等が過ち犯しけむ雑雑の罪事は、天つ罪と、畔放ち・溝埋み・樋放ち・類蒔き・串刺し・生け剥ぎ・逆剥ぎ・屎戸、許多の罪を天つ罪と法り別けて、国つ罪と、生膚断ち・死膚断ち・白人・こくみ・おのが母犯せる罪・おのが子犯せる罪・母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪・昆ふ虫の災・高つ神の災・高つ鳥の災・畜仆し、蠱物する罪、許多の罪出でむ。かく出でば、天つ宮事もちて、大中臣、天つ金木を本うち切り末うち断ちて、千座の置座に置き足はして、天つ菅麻を本蒞り断ち末蒞り切りて、八針に取り辟きて、天つ祝詞の太祝詞事を宣れ。かく宣らば、天つ神は天の磐門を押し披きて天の八重雲をいつの千別に千別きて聞しめさむ。国つ神は高山の末・短山の末に上りまして、高山のいゑり・短山のいゑりを撥き別けて聞しめさむ。かく聞しめして

は皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の国には、罪といふ罪はあらじと、科戸の風の
天の八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧・夕べの御霧を朝風・夕風の吹き掃ふ事の如
く、大津辺に居る大船を、舳解き放ち・鱧解き放ちて、大海の原に押し放つ事の如く、
彼方の繁木がもとを、焼鎌の敏鎌もちて、うち掃ふ事の如く、遺る罪はあらじと祓へた
まひ清めたまふ事を、高山・短山の末より、さくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬
織つひめといふ神、大海の原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば、荒塩の塩の八百道
の、八塩道の塩の八百会に坐す速開つひめといふ神、持ちかか呑みてむ。かくかか呑み
ては、気吹戸に坐す気吹戸主といふ神、根の国・底の国に気吹き放ちてむ。かく気吹き
放ちては、根の国・底の国に坐す速さすらひめといふ神、持ちさすらひ失ひてむ。かく
失ひては、天皇が朝廷に仕へまつる官官の人等を始めて、天の下四方には、今日より
始めて罪といふ罪はあらじと、高天の原に耳振り立てて聞く物と馬牽き立てて、今年の六
月の晦の日の、夕日の降ちの大祓に、祓へたまひ清めたまふ事を、諸聞しめせ」と宣る。
「四国の卜部等、大川道に持ち退り出でて、祓へ却れ」と宣る。

(2) 出雲国造神賀詞
いづものくにのみやつこかむよごと

出雲国の国造が代替りに、朝廷に向いて新任せられる時、天皇に奏上申し上げる寿詞である。前出の「大被詞」にみられるように、一般に祝詞がみえざる神に対してのとなえ言葉であるのに対し、この寿詞は、出雲の神々の祝福と加護の下に、現在する天皇をたたえまつる祝福の神語なのである。天皇側近の重き祀職家、中臣の奏する寿詞と共に、天皇にお仕え申す臣下の「みこともち」としてのまつろいの精神が見事に表現せられた宗教的詞章の双璧とみられる。

出雲国造と紀伊国造が新たに補任せられる時、朝廷において特別の儀式があることは貞観儀式にみえ、他にはためしのない例となっている。又大化改新後の律令制下においても、両国造家のみはそのまま、上代の伝統的な国造姓を名乗ることが許されている。両国造がいかに重くみられていたかがこれでもわかる。わけでも、出雲国造新任式は、万事につけて紀伊国造のそれより重く、殊に初めて彼が上洛入朝の際は、きまつて朝廷より官位と共に「負幸物」（さちおいもの）をたまわるように延喜式臨時祭式に見えており、出雲国造の場合にのみ限られてこのことがある。「負幸物」とは、幸を負わせる品物の義で、この時からじまる国造新任式の諸々の営みを可

能にする靈力のこもった品々のことであらうと考えられる。それを天皇からたまわるのである。

国造は一旦帰国の上、出雲にあつて齋に服し、一年後、再び上洛して陛下の大前で、この寿詞を奏上するのである。この間出雲では重刑を判じ、執行することを禁じ、出雲全国が国造と共に齋に服する形をとっているのである。地方長官としての国造の世継ぎが、天皇にお仕え申すことの伝統性の継承にあること、これを確実にする宗教的営みのいかに重く、且つ長期にわたるものであるか。そのよき典型をここにみる事ができる。(戸田)

八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国の造姓名、恐み恐みも申したまはく、「掛けまくも恐き明つ御神と、大八島国知らしめす天皇命の大御世を、手長の大御世と齋ふともし後の齋ひの時には、後の字を加へよして、出雲の国の青垣山の内に、下つ石ねに宮柱太知り立て、高天の原に千木高知ります、いざなきの日まな子、かふるき熊野の大神、くしみけのの命、国作りましし大なもちの命二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神等を、某甲が弱肩に太褌取り掛けて、いつ幣の緒結び、天のみかび冠りて、いづの真屋に簾草をいつの席と刈り敷きて、いつへ黒益し、天の懸わに齋み籠りてしづ宮

に忌ひ静め仕へまつりて、朝日の豊栄登りに、齋ひの返事の神賀の吉詞、奏したまはく」と奏す。

「高天の神王高御魂の命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避さしまつりし時に、出雲の臣等が遠つ神天のほひの命を、国体見に遣はしし時に、天の八重雲をおし別けて、天翔り国翔りて、天の下を見廻りて返事申したまはく、『豊葦原の水穂の国は、昼は五月蠅なす水沸き、夜は火盆なす光く神あり、石ね・木立・青水沫も事問ひて荒ぶる国なり。しかれども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろしまさしめむ』と申して、己命の兒天の夷鳥の命にふつぬしの命を副へて、天降し遣はして、荒ぶる神等を撥ひ平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島の現つ事・踰し事事避さしめき。すなはち大なもちの命の申したまはく、『皇御孫の命の静まりまさむ大倭の国』と申して、己命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主くしみかたまの命の名を称へて、大御和の神なびに坐せ、己命の御子あぢすき高ひこねの命の御魂を、葛木の鴨の神なびに坐せ、事代主の命の御魂をうなてに坐せ、かやなるみの命の御魂を飛鳥の神なびに坐せて、皇孫の命の近き守神と貢り置きて、八百丹杵築の宮に静まりましき。ここに親神ろき・

神ろみの命の宜りたまはく、『汝天のほひの命は、天皇命の手長の大御世を、堅磐に常磐に齋ひまつり、茂しの御世に幸はへまつれ』と仰せたまひし次のまにまに、供齋もし後の齋ひの時には、後の字を加へよ。仕へまつりて、朝日の豊榮登りに、神の礼じろ・臣の礼じると、御禱の神宝献らく」と奏す。

「白玉の大御白髪まし、赤玉の御赤らびまし、青玉の水の江の玉の行相に、明つ御神と大八島国知ろしめす、天皇命の手長の大御世を、御横刀広らにうち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪、踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石ねに踏み堅め、下つ石ねに踏み凝らし、振り立つる耳のいや高に、天の下を知ろしめさむ事の志のため、白鶴の生御調の玩物と、倭文の大御心もたしに、彼方の古川岸、此方の古川岸に生ひ立つ若水沼間の、いや若えに御若えまし、すすぎ振るをどみの水の、いやをちに御をちまし、まそひの大御鏡の面をおしはるかして見そなはず事の如く、明つ御神の大八島国を、天地月日と共に、安らけく平らけく知ろしめさむ事の志のためと、御禱の神宝を擎げ持ちて、神の礼じろ・臣の礼じると、恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白したまはく」と奏す。

七、菅原道真 (八四五—九〇三)

平安前期の人で、右大臣となる、また学者。是善の子。宇多天皇に仕えて信任を受け、寛平六年(八九四)遣唐使に任ぜられたが、その廃止を提案し、実施された。舒明天皇の御代西暦六三〇年に初めて実施された遣唐使の派遣は、これをもって終った。道真は醍醐天皇の時、右大臣となったが、延喜元年(九〇一)藤原時平の讒言により太宰権帥(ださいのごんのそち)に貶せられ、同三年(九〇三)配所に没した。

書をよくし、僧空海・小野道風と共に書の三聖と称された。「類聚国史」を編し、「三代実録」(六国史の一。清和・陽成・光孝三天皇の時代、約三十年間の事を記した勅撰史書)の撰に参画した。和魂漢才をとなえ、詩文は「菅家文章」「菅家後集」に収められている。村上天皇の天曆年間その霊を北野に祭り、天満天神という。学問の神と祭られ、全国の天満宮の祭神となった。

「大鏡」(平安末期、作者不明の歴史文学書)は、藤原道長の栄華の次第を述べることを目的とするというが、菅原道真については、特に深い同情を以て記述している。道真の詩歌をあげて、その

心情を説く叙述の仕方にも、参考となる点が多いので、道真の思想・精神をうかがう一端として本項に掲げた。直接的には、「菅家文章」「菅家後集」の詩文に拠るのがよい。本書に引用した「大鏡」は、戦前に博文館から発行された池辺義象編、国文叢書第九冊に拠った。(夜久)

(1) 「大鏡」(十二世紀後半)の上巻、「左大臣時平」から

このおとゞは、基経のおとゞの太郎なり。御母四品彈正尹人康親王の御女なり。醍醐のみかどの御時、このおとゞ左大臣の位にて、年いとわかくておはします。菅原のおとゞは右大臣の位にて、おはします。そのをりみかど御年いとわかくおはします。左右大臣に世の政おこなふべき宣旨くださしめ給へりしに、そのをり左大臣御年二十八九ばかりなり。右大臣の御年五十七八ばかりにやおはしましけむ。ともに世の政をせしめ給ひし程に、右大臣はざえ世にすぐれ、めでたくおはしまし、御心おきても、ことの外にかしくおはします。左大臣は御年もわかく、ざえもことのほかに劣りたまへるによりて、右大臣御おぼえことの外におはしましたるに、左大臣やすからず思したる程に、さるべき

にやおはしけむ、右大臣の御為に、よからぬ事いできて、昌泰四年正月二十五日なさいのころ太宰権帥
になし奉りてながされ給ふ。このおとゞ子どもあまたおはせしに、女君たちは婿どりし、
をとこ君たちは、みなほどほどにつけて位どもおはせしを、それもみな方々に流され給
ひてかなしきに、幼なくおはしける男君女君たち、慕ひなきておはしければ、ちひさき
はあへなむと、おほやけもゆるさしめ給ひしかば、ともにゐてくだり給ひしぞかし。みか
どの御おきてきはめてあやにくにおはしませば、この御子どもを、おなじかたにだにつ
かはさゞりけり。かたがたにいとかなしくおぼしめして、御まへの梅の花を御覧じて、
こちふかばにほひおこせよ梅のはなあるじなしとて春なわすれそ

又亭子のみかどに聞えさせたまふ、

流れゆくわれはみくづになりはてぬ君しがらみとなりてとゞめよ

なき事によりて、かく罪せられ給ふを、からくおぼしなげきて、やがて山崎にて出家
せしめ給ひて、都遠くなるまゝに、あはれに心ほそく思されて、

君がすむやどの梢をゆくくとかくるゝまでもかへりみしはや

又播磨の国におはしましつきて、明石あかしのうまやといふ所に御やどりせしめ給ひて、
駅うまや

の長のいみじう思へるけしきを、御覽じて、つくらせ給へる詩いとかなし。

駅長無驚時変改

一栄一落是春秋

かくて筑紫におはしましつきて、ものあはれに心ほそく思さるるゆふべ、をちかたに所々煙たつを御覽じて、

夕されば野にも山にもたつけぶりなげきよりこそもえはじめけれ
又雲のうきてたゞよふを御覽じても、

山わかれとびゆく雲のかへりくるかげみるときはなほたのまれぬ
さりとともと世をおほしめされけるなるべし。月のあかき夜、

うみならずたゞへる水のそこまでも清きこゝろは月ぞてらさむ

これいとかしこくあそばしたりかし、げに月日こそはてらし給はめとこそはあめれ。
まことにおどろおどろしきことはさる物にて、かくやうの歌や詩などをさへ、いとなだらかにゆゑ／＼しういひつゞけまねぶに、見きく人々、めもあやにあさましくあはれにもまもりゐたり。物のゆゑしりたる人なども、むげに近く居よりてほかめせず、見きくけしきどもを見て、いよ／＼はへて物をくりいだすやうにいひつゞくるほどぞ、まこと

に希有^{けう}なるや。繁樹涙をのごひつゝ興じゐたり。「筑紫におはします処の御門もかためておはします。大哉のゐどころはるかなれども、楼のうへの瓦などの、心にもあらず御覧じやられけるに、又いとちかく観音寺といふ寺のありければ、鐘の声をきこしめして、つくらせ給へる詩ぞかし、

都府楼讒看^ニ瓦色^一

観音寺只聴^ニ鐘声^一

これは文集の白居易の遺愛寺鐘敲^レ枕聴、香爐峯雪撓^レ簾看、といふ詩にも、まささまにつくらしめ給へりところ、むかしの博士どもは申しけれ。又かの筑紫にて九月十日菊の花を御覧じけるついでに、まだ京におはしましし時、九月のこよひ、内裏にて菊の宴ありしに、この大臣のつくらせ給へりける詩を、みかどがしこく感じたまひて、御衣たまはり給へりしを、筑紫にもくだらしめ給へりければ、御覧ずるに、いとゞその折おぼしめしいでて、つくらせ給ひける、

去年今夜侍^ニ清涼^一

秋思詩篇独断^レ腸

恩賜御衣今在^レ此

捧持毎日拜^ニ餘香^一

この詩いとかしこく人々感じ申されき。この事どもたゞちりくゝなるにもあらず、か

の筑紫にてつくりあつめさせ給へりけるを、かきて一卷とせしめ給ひて、後集となづけられたり。又をりくの歌をかきおかせ給へりける、おのづから世に散りきこえしなり。世継がわかう侍りし時、この事のせめてあはれにかなしく侍りしかば、大学の衆どものなまふがうにいますがりしを、とひたづねかたらひとりて、さるべきあまぐろ餌袋わりごやうのもの調じて、うちぐしてまかりつゝ、ならひとりて侍りしかど、老のけの甚しきことは、皆こそわすれ侍りにけれ。これはたゞすこぶるおほえ侍るなり、といへば、きく人々「げにくゝいみじきすきものにも物し給ひけるかな。今の人はさる心ありなむや」など感じあへり。また雨のふる日、うちながめ給ひて、

あめのしたかわける程のなればや著てし濡衣ひるよしもなき

やがてかしこにてうせさせたまへり。夜のうちにこの北野にそこの松をおほさしめ給ひて、わたりすみ給ふをこそは、只今の北野の宮と申して、あら人神におはしますれば、おほやけも行幸せしめ給ふ。いとかしこくあがめ奉り給ふめり。筑紫のおはしましゝ所は、安楽寺といひて、おほやけより別当所司などなさせたまひて、いとやむことなし。内裏やけてたびくつくらしめ給ひしも、円融院の御時の事なり。たくみども、

うら板どもをいとうるはしく鉤かきてまかり出でつつ、又のあしたにまゐりて見るに、
きのふの裏板に物のすゝけてみゆるところのありければ、梯はしにのぼりて見るに、夜のう
ちに、蟲のはめるなりけり。そのもじは「つくるとも又もやけなむすがはらやむねのい
たまのあかぬかぎりは」とこそありけれ。それもこの北野のあそばしたまへるとこそは
申すめりしか。かくてこのおとゞは、筑紫におはしまして、延喜三年癸亥二月二十五日
にうせたまひしぞかし、御年五十九。

(前掲書、大鏡上卷三二ページ)

(2) 「菅家後集」から (菅原道真の漢詩)

燈滅 二絶

脂膏先尽不_レ因_レ風。

脂膏ノ先ヅ尽キテ 風ニ因ラズ。

殊恨光無ニ一夜通_一。

殊ニ恨マクハ 光ノ一夜通スコト無キコトヲ。

難_レ得_二灰_一心兼_レ晦_レ迹。

心ヲ灰ニセムコトト 迹ヲ晦くらまサムコトトヲ兼木得ルコト難シ。

寒窓起就^ニ月明中。一

寒^さエタル窓ニ起キテ 月ノ明ナル中ニ就^つク。

秋天未^レ雪地無^レ螢。

秋天未^ダ雪アラズ地ニ螢無^シ。

燈滅抛^レ書淚暗零。

燈滅エ書ヲ抛^チテ淚暗^むシク零^おツ。

遷客悲秋陰夜倍。

遷客ノ悲秋ハ陰キ夜ニ倍セリ。

冥冥理欲^レ訴^ニ冥々一。

冥冥ノ理ハ冥々ニ訴ヘマク欲リス。

(日本古典文学大系72「菅家文章・菅家後集」から)

八、紫 式 部 (九七八—一〇一六)

平安中期の女流文学者。「源氏物語」の作者。藤原為時の女。はじめ藤式部、後、紫式部。「紫」は源氏物語の女主人公「紫の上」に、「式部」は父の為時の官位「式部丞」によるといふ。文学の家に生れ、幼時より総明、長じて藤原宣孝に嫁し、賢子(大式三位)を挙げたがまもなく夫に死別、暫時寡居の間に「源氏物語」を執筆し、後、上東門院(一条天皇の中宮彰子)藤原道長の女に仕え、その間、道長ほか殿上人から重んじられた。著作は「源氏物語」の外、「紫式部日記」「紫式部家集」などがある。長和五年没と推定される。

源 氏 物 語 (十一世紀初期)

「源氏物語」は皇子として生れ源氏となった光君という人間を頂点に、源氏三代男女数十人を

登場させる大ロマン、大ノベルで、その時期といい、その内容といい、その手法といい、世界文学としての価値をもつ大文学である。現代語訳はもちろん、英訳（アーサー・ウオーレー訳）もある。現代語訳には与謝野晶子・谷崎潤一郎・村上リウの全訳がある。長篇小説の一節を抜いても、全篇をうかがうことはできないが、本書には、作者自身の文学論ともいふべき「螢の巻」の一節をあげた。本書の引用は岩波「日本古典文学大系」『源氏物語』二からのものである（夜久）

「ほたるの巻」から

なが雨、例の年よりもいたくして、晴るゝ方なく、つれづれなれば、御方々、絵物語などのすさびにて、明かし暮らし給ふ。明石の御方は、さやうのことをも、よしありてしなし給ひて、ひめ君の御方に、たてまつり給ふ。西のたいには、まして、めづらしく思え給ふ、事のすぢなれば、あけくれ、書きよみ、いとなみおはず。（中略）

とのも、こなたかなたに、かゝる物どもの散りつゝ、御目に離れねば、「あな、むつかし。女こそ、『ものうるさがらず、人に欺かれむ』と、生れたるものなれ。こゝらの

なかに、まことはいと少なからむを。かつ知る／＼かゝるすゝろ事に心を移し、はかられ給ひて、あつかはしき五月雨さみだれがみ髪の乱るゝも知らで、書き給ふよ。」とて笑ふものから、また、「かゝる、世のふる事ならでは、げに、何をか、紛るゝことなきつれ／＼を慰めまし。さて、このいつはりどもの中に、『げにさもあらむ』と、あはれを見せ、つきづきしく続けたる、はた、はかなしごとと知りながら、いたづらに心動き、らうたげなる姫君の物思へる見るに、かた心つくかし。また、『いとあるまじき事かな』と、見る見る、おどろ／＼しく取りなしけるが目驚きて、しづかに、また聞きたびぞ、憎にくけれど、ふと、をかしきふし、あらはなるゝなどもあるべし。このごろ、をさなき人の、女房にようなどに時々読まするを、立ち聞けば、『物よくいふものゝ、世にあるべきかな。空言そらごとを、よくし馴たる口つきよりぞいひ出すらむ』とおほゆれど、さしもあらじや。」とのたまへば、「げに、いつはり馴れたる人や、さまざまに、さも酌み侍らむ。『たゞ、いとまことのこと』とこそ、思う給へられけれ。」とて、すゞりをおしやり給へば、「こちなくも、きこえおとしてけるかな。神世より世にある事を記しるし置きけるななり。日本紀ぎなどは、たゞかたそばぞかし。これらにこそ、道／＼しく、くはしき事はあらめ。」とて、

笑ひ給ふ。「その人のうへとて、有りのまゝに言ひ出ることこそなけれ、よきもあしきも、世に経る人の有様の、見るにもあかず、聞くにもあまることを、後の世にもいひ伝へまほしきふし／＼を、心にこめがたくて、言ひおきはじめたるなり。よき様に言ふとは、よきことの限りえり出で、人に従はむとは、又、あしきさまの、めづらしき事を取りあつめたる、みな、かた／＼につけたる、この世のほかのことならずかし。人の朝廷のさへ、作りやはかはれる。同じ大和の国のことなれど、昔、今のかはるべし、ふかきこと、浅きことのけぢめこそあらめ。ひたぶるに空言といひはてむも、事の心、違ひてなむありける。仏の、いと、うるはしき心にて説きおき給へる御法も、方便といふ事ありて、さとりなき者は、こゝかしこ、たがふ疑ひを、おきつべくなん。方等経の中におほかれど、いひもてゆけば、一つ旨にあたりて、菩提ぼだいと煩惱ぼんなんとの隔たりなむ、この、人のよしあしきばかりの事は、かはりける。よく言へば、すべて何事もむなしからずなりぬや。」と、物語を、いと、わざとの事にのたまひなしつ。(後略)

九、古代における歴代天皇の御歌（正確には「御製」という）

神武天皇（第一代）

土雲を打たむとすることを明かして歌よみしたまひしく（古事記・日本書紀）

忍坂おさかの 大室屋おほむろやに 人多さはに 来入り居り 人多に 入り居りとも みつみつし 久米くめ
の子が頭椎くぶつい 石椎いしついもち 撃ちてし止やまむ みつみつし 久米の子らが 頭椎い 石
椎もち 今撃たば良よらし

登美とみ毘古ひこを撃ちたまはむとする時歌よみしたまひしく（同）

みつみつし 久米の子らが 粟生あはふには 臭葦かみらひとちと一本 其そねが本もと 其根芽そねめつなぎて 撃ちて
し止やまむ

また歌よみしたまひしく（同）

みつみつし 久米の子らが 垣かきもと下に 植はゑし 椒はじかみくち口ひびく 我は忘れじ 撃うちてし止やまむ

また歌よみしたまひしく(同)

神風かむかぜの 伊勢いせの海の 大石おおいしに 這はひ廻もほろふ 細螺しただみの い這はひ廻もほり 撃うちてし止やまむ

兄師木えしき・弟師木おとしきを撃うちたまふ時に、御軍みいくさしまし疲つかれたり。ここに歌よみしたまひしく(同)

楯たな並なめて 伊那佐いなさの山の 木この間まよも い行き目守まもらひ 戦いくさへば 我はや飢うぬ 島つ鳥しまつとり
鶉飼うかひが伴とも 今助すけけに來きね

履り 中ちゆう 天 皇 (第十七代)

皇弟 墨江中王すみののなかづみ、大殿おほのあたに火を著あけたり(中略) 阿知直あちのあた、御馬みまに乗のりまつりて、

倭やまとにいでまさしめき(中略) ここに天皇歌よみしたまひしく(古事記)

多遲比野たぢひのに寝ねむと知りせば防壁たつごもも持ちもちて來こましもの寝ねむと知りせば

雄略天皇(第二十一代)

吉野の宮にいでましし時、吉野川の辺に、童女あり(中略)この童女を召して、宮に還りましき。後に更に吉野にいでましし時に、その童女の遇ひし所に留まりまして、其処に大御具床を立てて、その御具床にましまして、御琴を弾かして、その童女に憐はしめたまひき(後略)(古事記)

吳床居の神の御手もち弾く琴に憐する女 常世にもがも

御製歌(万葉集)

籠もよ み籠もち ふくしもよ みぶくし持ち 此の岡に 菜摘ます子 家告らせ 名
告らさね そらみつ 大和の国は おしなべて 吾こそ居れ しきなべて 吾こそ座せ
吾にこそは告らめ 家をも名をも

舒明天皇(第三十四代) 御在位六二九—六四一

香具山に登りまして望国したまひし時の御製歌（万葉集）

大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は
煙立ち立つ 海原は かまめ立ち立つ うまし国ぞ あきづ島 大和の国は

御製歌（同）

夕されば小倉の山に鳴く鹿は今夜は鳴かずいねにけらしも

齊 明 天 皇（第三十七代・女帝）御在位六五五—六六一

（第三十五代皇極天皇—御在位六四二—六四五—が重跡なされて）

皇孫、建の王八歳にして薨せましぬ。（中略）輒ち歌を作りて曰く（日本書紀）

今城なる小山が上に雲だにも著くし立たば何か嘆かむ

射ゆ獸を認ぐ川辺の若草の若くありきと吾が思はなくに

飛鳥川漲ひつつ行く水の間もなくも思ほゆるかも

御製歌一首並びに短歌（万葉集）

神代より 生れつぎ来れば 人多に 国には満ちて あぢ群の さわきはゆけど 吾が
恋ふる 君にしあらねば 昼は 日の暮るるまで 夜は 夜の明くるきはみ 思ひつゝ
いねかてにと 明かしつらくも 長き此の夜を

反歌

山の端にあぢ群さわぎゆくなれど吾はさぶし多君にしあらねば
近江路の鳥籠の山なる不知哉川けのこのごろは恋ひつゝもあらむ

天智天皇(第三十八代)御在位六六一—六七一

皇太子(天智天皇)一所に泊りて、天皇(先帝齋明天皇)を哀慕びたてまつりたまふ(日本書紀)
君が目の恋しきからに泊て居てかくや恋ひむも君が目を欲り

皇太子の時、題知らず(万葉集)

わたつみの豊旗雲に入日さし今夜の月夜まさやかにこそ

三山の御歌(同)

香具山は 敵火を愛しと 耳梨と あひあらそひき 神代より かくなるらし いにしへも 然なれこそ うつせみも 妻を あらそふらしき

題しらず（新古今集）

朝倉やきの丸殿に我をれば名乗をしつゝゆくは誰が子ぞ

天武天皇（第四十代）御在位六七二—六八六

御製歌（万葉集）

み吉野の 耳我の嶺に 時無くぞ 雪は零りける 間無くぞ 雨は零りける その雪の時無きが如 その雨の 間無きが如 隈もおちず 思ひつゝぞ来る その山道を

天皇、藤原夫人に賜へる御歌（同）

吾が里に大雪ふれり大原の古りにし里にふらまくは後

〔参考〕 藤原夫人、和へて奉る歌

吾が岡のおかみに云ひてふらしめし雪のくだけしそこにちりけむ

(竊おかみ山や水中に住んで雨雪をつかさどる蛇身の神)

持じ統とう天 皇 (第四十一代・女帝) 御在位六八六―六九七

御製歌 (万葉集)

春すぎて夏来るらし白たへの衣ほしたり天あめの香具山

元げん明めい天 皇 (第四十三代・女帝) 御在位七〇七―七一五

(以前は「げんみようてんのう」と呼びならわされたが、いまは「げんめい」と教えているので、それに拠った)

御製歌 (万葉集)

ますらをの鞆とものおとすなりものおほまへつぎみのふの大 臣 楯立つらしも

〔参考〕御名部皇女の和ななべのみかみへ奉まうる御歌

我が大君ものな思おもほし皇神すめみかみの嗣つぎて賜たまへる吾なが無なけなくに

元正天皇（第四十四代・女帝）御在位七二五―七二四

天平十五年（聖武天皇の御代）群臣を内裏に宴し皇太子が五節を舞つた時、

右大臣橋諸兄が詔を奉じて上皇（元正天皇）に奉上したのに対して（続日本紀）

そらみつ大和の国は神からし尊くあるらしこの舞見れば

天つ神皇孫の命の取り持ちてこの豊御酒を齋み献る

また歌に曰はく

やすみしし我ご大君は平けく長く坐して豊御酒献る

難波宮に御座し、時、左大臣橋宿禰に賜へる御製歌（万葉集）

玉敷かず君が悔いていふ堀江には玉しき満てゝ継ぎて通はむ

橘の殿のたちばな弥つ代にも我は忘れじこのたちばなを

霍公鳥歌（同）

霍公鳥なほも鳴かなむもとつ人かけつつもとな我を哭し泣くも

聖武天皇（第四十五代）御在位七二四—七四九

酒を節度使の卿等に賜ふ御歌一首並びに短歌（万葉集）

をす国の 遠の朝廷に 汝等し 斯くまかりなば 平けく 吾は遊ばむ 拱手きて 我
は御座さむ 天皇朕が 高貴の御手もち 搔き撫でぞ 勞ぎ給ふ うち撫でぞ 勞ぎ給
ふ 還り来む日 相飲まむ酒ぞ この豊御酒は

反歌

丈夫の行くちふ道ぞ凡ろかに念ひて行くなますらをの伴

酒人女王を思ばして詠みませる御歌（同）

道に逢ひて笑まししからに零る雪の消なば消ぬがに恋ふといふ吾妹

遠江守桜井王に報和たまへる御歌（同）

大の浦のその長浜に寄する浪寛けく君を思ふこの頃

御製歌二首（同）

秋の田の穂田を雁がね暗けくに夜のほども鳴き渡るかも
今朝の朝明雁がね寒く聞きしなへ野辺の浅茅ぞ色づきにける
左大臣長屋王佐保の宅に御座して肆宴きこしめす御製（同）
青丹よし奈良の山なる黒木もち造れる室はませど飽かぬかも

孝謙天皇（第四十六代・女帝）御在位七四九—七五八

従四位上高麗朝臣福信に勅して、難波に遣したまひ、

酒肴を、入唐使藤原朝臣清河等に賜ひし御歌（万葉集）

そらみつ 大和の国は 水の上は 地行く如く 船の上は 床に坐る如 大神の 鎮む
る国そ 四の船 船の舳並べ 平安けく 早渡り来て 返言 奏さむ日に 相飲まむ酒
そ この豊御酒は

反歌

四の船はや還り来と白香つけ朕が裳の裾に鎮ひて待たむ

淳仁天皇（第四十七代）御在位七五八—七六四

天平宝字元年十一月十八日、内裏にて肆宴（とよのあかり）きこしめす御歌（万葉集）

天地を照らす日月の極（きはみ）無くあるべきものを何をか思はむ

桓武天皇（第五十代）御在位七八一—八〇六

延暦十六年十月癸亥（みづのとひ）、曲宴に、酒酣（たけなほ）にして歌ひたまはく（類聚国史）

この頃の時雨の雨に菊の花ちりぞしぬべきあたらその香を

十七年八月庚寅（かのえとら）、北野に遊獵して伊予親王の山荘に御し酒を飲みて高会す。

時に日暮る。歌ひたまはく（同）

今朝の朝け鳴くちふ鹿のその声を聞かずばいかじ夜は更（よ）けぬとも

延暦廿二年三月庚辰（二十九日）、遣唐大使葛野麿・副使石川道益に餞を賜ひ（中略）

葛野鷹を御床の下に喚びて酒を賜ひて歌ひたまはく（日本紀略）

この酒はおほにはあらず平かに帰り来ませといはひたる酒

平城天皇（第五十一代）御在位八〇六—八〇九

ならのみかどの御歌（古今集）

故里となりにし奈良の都にも色はかはらず花は咲きけり

光孝天皇（第五十八代）御在位八八四—八八七

仁和のみかど、みこにおはしましける時、人に若菜たまひける御歌（古今集）

君が為春の野に出でて若菜摘むわが衣手に雪は降りつゝ

久しく参らざりける人に（玉葉集）

久しくもなりにける哉秋萩の古枝の花も散り過ぐるまで

醍醐^{だいご}天皇（第六十代）御在位八九七—九三〇

延長元年三月、文彦太子の事を歎き給ひてよませ給ひける（統古今集）

春ふかきみやま桜も散りぬれば世を鶯の啼かぬ日ぞなき

天曆の帝（村上天皇）生れさせ給ひて御百日の夜、参議伊衡これだろの「日を年にこよひぞ

かふる今よりや百年までの月影もみむ」とよみて奉りたりける御かへし（玉葉集）

祝ひつる言靈ことだまならば百年の後もつきせぬ月をこそ見ぬ

朱雀^{すざく}天皇（第六十一代）御在位九三〇—九四六

梅花をよませ給うける（統後拾遺集）

梅の花咲けるあたりを歩き過ぎて昔の人の香をば尋ねむ

村^{むら}上^{かみ}天^{かみ}皇^{かみ}（第六十二代）御在位九四六—九六七

帥のみこと聞えし時、太政大臣の家に渡りおはしまして帰らせたまふ御贈物に御本奉るとて眞信公（藤原忠平・太政大臣）の「君が為祝ふ心の深ければ聖の御代の跡ならへとぞ」とよみて奉りける御返し（後撰集）

教へおくこと違はずば行末の道遠くともあとはまどはじ

円^{えん}融^{ゆう}天^{てん}皇^{わう}（第六十四代）御在位九六九—九八四

加賀乳母、紀伊国へ下りける時、餞^{はなむけ}たまはずとて（新千載集）

朝夕に馴れ見しことを思ひ出でよ吹上の浜の風につけても

花^か山^{さん}天^{てん}皇^{わう}（第六十五代）御在位九八四—九八六

きりぎりすの近くなきけるをよませ給うける（千載集）

秋深くなりにつらしなきりぎりすゆかのあたりに声聞ゆなり

三身如来を観ずる心をよませ給うける（同）

世の中は皆仏なりおしなべていづれの物とわくぞはかなき

上東門院入内の御屏風に（統古今集）

吹く風の枝もならさぬこの頃は花もしづかに匂ふなるべし

山吹を（夫木抄）

もろこしの人に見せばや焼金やきがねの黄金の色にさけるやまぶき

苗代（同）

苗代の水かげ青み渡るなりわさ田の苗の生ひいづるかも

後冷泉天皇ごれいぜい（第七十代）御在位一〇四五—一〇六八

賀陽院かやのいん（平安京左京中門の南にあり、後冷泉天皇の内裏）におはしましたしける時、

石たて滝落しなどして御覽じける頃、九月十三夜になりければ（後拾遺集）

岩間いはまよりながるる水は早けれどうつれる月の影ぞのどけき

白しろ河かわ天てん皇こう（第七十二代）御在位一〇七二—一〇八六

題しらず（新古今集）

庭の面は月もらぬまでなりにけり梢に夏のかげ繁りつつ

熊野くまのに御幸ごかうの時よませ給うける（新千載集）

沖つ風ふきあげの千鳥夜や寒きあけ方ちかき波に鳴くなり

堀ほり河かわ天てん皇こう（第七十三代）御在位一〇八六—一一〇七

長治二年（一一〇五）三月、中殿にて竹不たけふ改かへ色いろといふ題を講ぜられけるに、御製を承り及びて京極前関白家肥後（藤原師実）「河竹のながれてきたる言の葉は世に類なき節とこそ聞け」とよみて奏

しければ御志し（統後撰集）

神代より流れ絶えせぬ河竹に色ます言の葉をぞそへける

鳥と羽け天 皇（第七十四代）御在位一一〇七一一二二三

水上月といへる事を詠ませ給うける（統後拾遺集）

さざ波の志賀の浦わに霧晴れて月澄みわたる唐崎の浜

崇す徳とく天 皇（第七十五代）御在位一一二三一一二四一

神祇（久安御百首）

闇のうちになぎてをかけし神あそびあか星よりやあけそめにけむ
道のべの塵に光をやはらげて神も仏の名のりなりけり

羈旅五首のうち（同）

都出でていくかになりぬあづま路の野原篠原霧もしみみに

岩がねのこりしく山を越えくればわがくろ駒はきになりけり

住吉の社に奉りける百首の歌の中に若菜を（風雅集）

春来れば雪解の沢に袖垂れてまだうら若きわか菜をぞ摘む

山家月（同）

山里は月も心やとまるらむ都に過ぎて澄みまさるかな

雑の御歌の中に（同）

我が心誰にか言はむ伊勢の蟹の釣のうけひく人しなければ

御軍やぶれて後、御くしをおろさせ給ひて（保元物語）

おもひきや身を浮雲となしはてて嵐の風にまかすべしとは

憂きことのまどろむ程は忘られて覚むれば夢の心地こそすれ

松山（愛媛県）の津につかせ給ひて大夫高遠の御堂に

おはしましし時、その柱にかきつけさせ給へる（白峰寺縁起）

ここもまたあらぬ雲井となりにけり空ゆく月の影にまかせて

近^{この}衛^え 天 皇（第七十六代）御在位一一四一一一一五五

題しらず（統古今集）

このねぬる夜の間の風やさえぬらむ^{かけひ}笕の水の今朝は氷れる

後^ご白^{しら}河^{かわ} 天 皇（第七十七代）御在位一一五五一一一五八

みこにおはしましける時、鳥羽殿（白河上皇が讓位と同時に京都の南、鳥羽に造營し給うた離宮）に渡らせ給うける頃、池上花といへる心をよませ給うける（千載集）

池水^{いけみづ}に汀^{みぎは}の桜^{くらげ}ちりしきて浪の花こそさかりなりけれ

熊野御幸（熊野三山への御参詣。白河・鳥羽・後白河・後鳥羽各上皇は屢行幸あらせられた）三十二度の時、御前にておぼしめしつづけさせ給うける（玉葉集）

忘るなよ雲は都を隔つともなれて久しき御熊野みくまのの月

二条にじょう天皇てんこう（第七十八代）御在位一一五八―一一六五

百首の御歌の中に（統詞花集）

雲はみな峰のあらしにはらはせてさやけく月の澄みのぼるかな
世とともに濁たごりたえせぬさび江にもうつれる月はくもらざりけり

高たか倉くら天皇てんこう（第八十代）御在位一一六八―一一八〇

紅葉透霧といふことを（新古今集）

薄霧の立ちまふ山のもみぢ葉はさやかならねどそれとみえけり

二、中世

十、平家物語 (二二二〇年以前の作)

軍記物語。十二卷。一一〇〇年代の源平争乱、特に平家一門の榮華とその没落・破滅とを描く。仏教の因果説と無常觀とを基調とし、調子のよい和漢混淆文に絶妙の劇的對話を交えた散文的・一大叙事詩である。いわゆる「平曲」として琵琶法師によって語られ、後の謡曲・浄瑠璃以下後代庶民文学に多大な影響をおよぼした。信濃前司行長の作といわれるが明らかでない。成立年代は承久二年(一二二〇)以前といわれる。はじめは三卷であったのが、六卷本、十二卷本、これに灌頂卷(かんちようのまき)が加えられ、さらに二十卷本や四十八卷本(源平盛衰記)のように修正増補されたという。琵琶法師たちの手により修正増補されたのであろう。

源平武士の躍動する生命が簡潔な筆致によって生き生きとあらわされ、平家一門の興亡がありありと表現されている。壮大深刻な民族の体験は、この大叙事詩によって、後世に伝えられ、後に生くるものの精神・情緒に深い影響を与えるのである。「古事記」とともに日本の二大叙事詩の一といわれる。文庫本その他によって見ることができ、本書に引用したものは、角川文庫本、佐藤謙三校註の「平家物語」上・下巻からである。(夜久)

(1) 「平家物語」(卷第一)から

「一、祇園精舎の事」

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。驕れる者久しからず、たゞ春の夜の夢の如し。猛き人もつひには滅びぬ、ひとへに風の前の塵に同じ。

遠く異朝をとぶらふに、秦の趙高、漢の王莽、梁の朱异、唐の禄山、これらは皆旧主先皇の政にも従はず、楽しみを極め、諫をも思ひ入れず、天下の乱れん事をも悟らずして、民間の憂ふる所を知らざりしかば、久しからずして亡じにし者どもなり。近く本朝を窺ふに、承平の将門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、これらは驕れる事も猛き心も、皆とりくなりしかども、間近くは、六波羅の入道前の太政大臣平の朝臣清盛公と申し、人の有様、伝へ承るこそ、心も言も及ばれぬ。その先祖を尋ぬれば、桓武天皇第五の皇子、一品式部卿葛原の親王九代の後胤、讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛の朝

臣の嫡男なり。かの親王の御子、高視の王無官無位にして失せ給ひぬ。その御子高望の王の時、初めて平の姓を賜はつて、上総介になり給ひしよりこのかた、忽ちに王氏を出でて人臣に連なる。その子鎮守府の將軍良望、後には国香と改む。国香より正盛に至るまで六代は、諸国の受領たりしかども、殿上の仙籍をば未だ許されず。(上巻一七ページ)

(2) 「平家物語」(巻第一)から

〔三、鱸の事〕の付文〔禿童の事〕

かくて清盛公、仁安三年十一月十一日、年五十一にて病にかされ、存命のためにとて、即ち出家入道す。法名をば浄海とこそつき給へ。その故にや宿病たちどころに癒えて、天命を全うす。出家の後も、榮耀は猶尽きずとぞ見えし。おのづから人の随ひ付き奉る事は、吹く風の草木をなびかす如く、世の仰げる事も、降る雨の国土を湿すに同じ。六波羅殿の御一家の君達とだに云へば、華族も英雄も、誰肩をならべ、面を向ふ者なし。又入道相国の小舅、平大納言時忠の卿の宣ひけるは、「この一門にあらざらん者は、

みな人非人たるべし」とぞ宣ひける。さればいかなる人も、この一門に結ばれんとぞしける。烏帽子のため様より始めて、衣紋のかき様に至るまで、何事も六波羅様とだに云ひてしかば、一天四海の人皆これを学ぶ。

如何なる賢王賢主の御政、摂政関白の御成敗にも、世に餘されたるほどの徒者などの、かたはらに寄り合つて、何となう誹り傾け申す事は、常の習ひなれども、この禪門世盛の程は、いさゝかゆるがせに申す者なし。その故は、入道相国の謀に、十四五六の童を三百人すぐつて、髪を禿に切りまはし、赤き直垂をきせて、召し使はれるが、京中に充ち満ちて、往反しけり、おのづから平家の御事悪様に申す者あれば、一人聞き出さぬ程こそありけれ、餘党に触れ廻し、かの家に乱入し、資財雑具を追捕し、その奴を搦めて、六波羅殿へゐて参る。されば、目に見、心に知るといへども、詞に頭して申す者なし。六波羅殿の禿とだに云へば、道を過ぐる馬車も、皆よきてぞ通しける。禁門を出入すといへども、姓名を尋ねらるるに及ばず。京師の長吏、これが為に目を側むと見えたり。

(3) 「平家物語」(卷第九) から

〔四、木曾の最期の事〕

木曾は信濃を出でしより、巴ともみ・山吹やまぶきとて、二人の美女びびよを具せられたり。山吹は勞いたはりあつて都に留りぬ。中にも、巴は色白う髪長く、容顔まことに美麗なり。究竟くつぎやうの荒馬乗あらかまのりの悪所あくしよ落し、弓矢打物取つては、いかなる鬼にも神にもあふと云ふ一人当千の兵なり。されば、軍いぐさと云ふ時は、札さねよき鎧着せ、強弓つよゆみ・大太刀持たせて、一方の大將に向けられるに、度々どぞの高名肩たかねかたを雙ななぶる者なし。されば、今度も、多くの者落ち失せ、討たれける中に、七騎が中までも、巴は討たれざりけり。

木曾は長坂を経て、丹波路へとも聞ゆ、竜華りゆうげん越にかゝりて又北国へとも聞えけり。かかりしかども、今井が行末のおぼつかなさに、取つて返して、勢田の方へぞ落ち行き給ふ。今井の四郎兼平も、八百余騎にて勢田を堅めたりけるが、五十騎ばかりに討ちなされ、旗をば巻かせて持たせつゝ、主の行方ゆくへのおぼつかなさに、都の方へ上る程に、大津の打出うしでの浜にて、木曾殿に行き合ひ奉る。中一町ばかりより、互にそれと見知つて、主

従、駒を早めて寄り合ひたり。木曾殿、今井が手を取つて宜ひけるは、「義仲、六条河原にて、いかにもなるべかりしかども、汝が行方のおぼつかなさに、多くの敵に後を見て、これまで遁れたるはいかに」と宜へば、今井四郎、「御詫まことに忝う候。兼平も勢田にて討死仕るべう候ひしかども、御行方のおぼつかなさに、これまで遁れ参つて候」と申しければ、木曾殿、「さては契は未だ朽ちせざりけり。義仲が勢、山林に馳せ散つて、この辺にも控へたるらんぞ。汝が旗、揚げさせよ」と宜へば、巻いて持たせたる、今井が旗、さし上げたり。これを見附けて、京より落つる勢ともなく、又勢田より参る者ともなく馳せ集つて、程なく三百騎ばかりになり給ひぬ。木曾殿、斜ならずに悦びて、「この勢にては最後の軍、一軍などかせざるべき。あれに、しぐらうて見ゆるは、誰が手やらん」。「甲斐の一条次郎殿の御手とこそ承つて候へ」。「勢はいか程あるらん」。「六千余騎と聞え候」。「さては互によい敵。同じう死ぬるとも、大勢の中へ駆け入り、よい敵に逢うてこそ討死をもせめ」とて、真先にぞ進み給ふ。木曾殿、その日の装束には、赤地の錦の直垂に、唐綾緘の鎧着て、いか物作の太刀を帯き、鍬形打つたる甲の緒をしめ、二十四さいたる石打の矢の、その日の軍に射て、少々残つたるを、頭高に

負ひなし、滋藤しげとうの弓の真中まんなか取つて、聞ゆる木曾の鬼蘆毛おにあしげと云ふ馬に、金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、鎧あぶみふんば踏張り立ち上り、大音声だいおんじやうを揚げて、「日来ひじつは聞きけんものを、木曾冠者くわんじや。今は見るらん、左馬頭ひだりうまがしら兼伊予守朝日の將軍源義仲げんぎちゆうぞや。甲斐の一条かずのいちじゆう次郎とこそ聞け。義仲討つて、兵衛佐へいゑさに見せよや」とて、喚をみいて駆く。一条次郎これを聞いて、「ただ今名のるは、大將軍ぞや。余すな者ども、漏すな若党、討てや」とて、大勢の中にとりこめて、われ討取うつとらんとぞ進みける。木曾三百余騎、六千余騎が中へ駆け入り、豎たて様さま横よこ蜘蛛くも手て十文字じゆもんじに駆け破つて、後うしろへつと出でたれば、五十騎ばかりになりけり。そこを破つて行く程に、土肥次郎実平とひのさねひら、二千余騎で支へたり。そこをも破つて行く程に、あそこにては四五百騎、こゝにては二三百騎、百四五十騎、百騎ばかりが中を、駆け破りわ／＼行く程に、主従五騎にぞなりにける。五騎が中うちまでも、巴は討たれざりけり。木曾殿、巴を召して、「己おのれは女なれば、これよりとう／＼何地いづちへも落ちゆけ。義仲は討死をせんずるなり。若し人手にかゝらずば、自害をせんずれば、義仲が最後の軍いぐさに、女を具したりなど云はれん事、くちをしかるべし」と宣へども、なほ落ちも行かざりけるが、余りに強う云はれ奉つて、「あはれ、好よからう敵かたきの出で来こよかし。木曾殿に

最後の軍いくさして見せ奉らん」とて、控へて敵を待つ所に、こゝに武蔵国の住人、御田おんだの八郎師重もろしげと云ふ大力だいちからの剛たけなの者、三十騎ばかりで出で来る。巴くわの中へ破やぶつて入り、先ず御田八郎におし並べ、むずと組んで引き落し、我が乗つたりける鞍の前輪に押し附けて、ちつとも動はたらかさず、首ねぢ切つて捨ててんげり。その後物の具脱ぎ棄て、東国の方へぞ落行きける。手塚てづか太郎討死す。手塚別当べっとう落ちにけり。

木曾殿今井四郎しよらうただ主従二騎になつて、宜ひけるは、「日来ひてらは何とも覚えぬ鎧が、今日は重うなつたるぞや」と宜へば、今井四郎申しけるは、「御身も未だ疲れさせ給ひ候はず。御馬も弱り候はず。何によつて、一領の御著おんき背長せながを俄にはかに重うは思し召され候ふべき。それは、御方みかたに続く勢が候はねば、臆病でこそ、さは思し召し候ふらめ。兼平一騎をば、余よの武者千騎と思し召し候ふべし。こゝに、射残したる矢七つ八つ候へば、しばらく防矢ふせきや仕り候はん。あれに見え候ふは、粟津の松原と申し候。君は、あの松の中へ入らせ給ひて、静に御自害候へ」とて、打つて行く程に、又新あらた手の武者五十騎ばかりで出で来たる。「兼平はこの御敵おんかたき暫く防ぎ参らせ候ふべし。君はあの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、義仲、「六条河原にていかにもなるべかりしかども、汝と一所でいかに

もならん為にこそ、多くの敵に後を見せて、これまで遁れたんなれ。所々で討たれんよ
 り、一所でこそ討死をもせめ」とて、馬の鼻を並べて、已に駆けんとし給へば、今井四
 郎、急ぎ馬より飛び下り、主の馬の水つきに取り付き、涙をはら／＼と流いて、「弓矢
 取は、年来日來いかななる高名候へども、最後に不覚しぬれば、長き瑕にて候ふなり。御
 身も疲れさせ給ひ候ひぬ。御馬も弱つて候。云ひがひなき人の郎等に、組み落されて討
 たれさせ給ひ候ひなば、さしも日本国に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば、何某が郎
 等の手にかけて、討ち奉つたりなど申されん事、くちをしかるべし。ただ理をまげ
 て、あの松の中へ入らせ給へ」と申しければ、木曾殿、「さらば」とて、ただ一騎粟津
 の松原へぞ駆け給ふ。

今井四郎取つて返し、五十騎ばかりが勢の中へ駆け入り、鎧ふんばり立ち上り、大音
 声を揚げて、「遠からん者は音にも聞け。近からん人は目にも見給へ。木曾殿の乳母子
 に、今井四郎兼平とて、生年三十三にまかりなる。さる者ありとは、鎌倉殿までも知し
 召されたるらんど。兼平討つて、兵衛佐殿の御見参に入れよや」とて、射残したる八筋
 の矢を、さしつめ引きつめ散々に射る。死生は知らず、やにはに敵八騎射落し、その後

太刀を抜いて斬つて廻るに、面を合する者ぞなき。「ただ射取れや、射取れ」とて、さしつめ引きつめ散々に射けれども、鎧よければ裏かかず、開間を射ねば手も負はず。

木曾殿はただ一騎、粟津の松原へぞ駆け給ふ。頃は正月二十一日、入相ばかりの事なるに、薄氷は張りたりけり。深田ありとも知らずして、馬をさつとうち入れたれば、馬の頭も見えざりけり。あふれどもく、打てどもく、動かず。かゝりしかども、今井が行方のおぼつかなきにふりあふのき給ふ所を、相模国の住人三浦の石田次郎為久追つかゝり、よつ引いてひやうと放つ。木曾殿、内甲を射させ、痛手なれば、甲の真向を馬の頭に押し当てて俯し給ふ所を、石田が郎等二人落ち合ひて、已に御首をば給はりけり。やがて首をば太刀の鋒に貫き、高くさし上げ、大音声を揚げて、「この日来日本国に鬼神と聞えさせ給ひつる木曾殿をば、三浦の石田次郎為久が、討ち奉るぞや」と名のりければ、今井四郎は軍しけるが、これを聞いて、「今は誰をかばはんとて、軍をばすべき。これ見給へ、東国の殿ばら。日本一の剛の者の、自害する手本よ」とて、太刀の鋒を口に含み、馬よりさかさまに飛び落ち、貫かつてぞ失せにける。

(下巻六四ページ)

十一、慈 円 (一一五五—一二三五)

慈円は慈鎮ともいふ。藤原忠通の子、九条兼実の弟。十一才の時、覚快法親王の室に入り、十三才で座主明雲について受戒、法名を道快と称した。三十才、護持僧となつて後鳥羽天皇の祈願を修し、三十八才で権僧正、天台座主となり、四十九才大僧正に任ぜられた。後鳥羽上皇の殊遇をうけ、また人物の養成に深く意をもち、勸学講をひらく。

政治的には九条兼実と志を同じくし、源頼朝とも交際があつた。朝廷と幕府の関係が緊迫をつけると、九条家の立場に立つて幕府を弁護し、承久の乱の前年に「愚管抄」を著わしたのも、後鳥羽上皇の討幕計画を中止されるよう期待してのことであつた、といわれている。

また和歌をよくし、歌人でもあり文学の才も高く、「平家物語」も慈円の保護によつてできたと
いわれている。七十一才で示寂。

愚管抄 (慈円の著作、一二三〇年)

愚管抄は鎌倉時代に著わされた歴史の書であり、また史論・道理論をも含んでいる。全七巻。巻一の冒頭に、支那の歴朝（漢家年代と題して）の名が記され、つづいて日本の歴代の事蹟が綴られている。以後、巻六まで日本歴史の記述がなされ、源実朝あたりに至っている。

ここに引用するものは、巻七からのもので、この巻七に語られている所のもは、第三巻以降に書きつづられた個々の事実の展開の総括的かつ基礎的な事情を述べているもので、その「道理論」は宗教的な世界観を国民生活にあてはめて主張し、またその「日本語論」は「ことば」の本体に触れた画期的な所論というべきであろう。というのは、当時の風潮であった漢字、ならびに漢字のもてあそびに類した文章に反撥して、生きた言葉で事実をあらわそうとしたこと、そしてそのために「和詞」「和語」（いずれも、やまとことば、の意）を用いて愚管抄を書いたからである。

なお、本文の引用は岩波書店の日本古典文学大系87からのものである。

愚管抄（卷第七）

今カナニテ書事かくごとタカキ様さまナレド、世ノウツリユク次第トヲ心ウベキヤウヲ、カキツケ侍意はべる趣ハ、惣シテ僧モ俗モ今ノ世ヲミルニ、智解ちげノムゲニウセテ学問ト云コトヲセヌナリ。学問ハ僧ノ顯密ヲマナブモ、俗ノ紀傳きでん・明經みやうきやうヲナラフモ、コレヲ学スルニシタガイテ、智解ニテソノ心ヲウレバコソヲモシロクナリテセラル、コトナレ。スベテ末代ニハ犬ノ星ヲマモルナンド云ヤウナルコトニテエ心ヘヌナリ。（中略）

スベテサスガニ内典ないてん・外典げてんノ文籍ぶんせきハ、一切経ナドモキラ／＼トアムメレド、ヒハノクルミヲカ、ヘ、トナリノタカラヲカゾフルト申まうすコトニテ学スル人モナシ。サスガニコトニソノ家ニムマレタルモノハタシナムト思ヒタレド、ソノ義理ヲサトルコトハナシ。イヨ／＼コレヨリ後のち、当時アル人ノ子孫ヲミルニ、イサ、カモヲヤノアトニイルベシトミユル人モナシ。コレヲ思フニ、中なか／＼カヤウノ戲言ざれごとニテカキヲキタランハ、イミジガホナラン学生がくせうタチモ心ノ中ニハコ、口ヘヤスクテ、ヒトリエミシテ才学ニモシテン物ヲトヲ

モヒヨリテ、中々ほんもん本文ナドシキリニヒキテ才学けしき気色モヨシナシ。マコトニモツヤ々
トシラ又上ニ、ワレニテ人ヲシルニ物ノ道理ヲワキマヘシラン事ハカヤウニテヤ、スコ
シモソノアト世ニノコルベキト思おもひテ、コレハ書かきツケ侍ナリ。コレダニモコトバコソ假名
ナルウヘニ、ムゲニヲカシク耳チカク侍レドモ、猶心なほハウヘニフカクコモリタルコト侍
ランカシ。ソレヲモコノヲカシクアサキカタニテスカシイダシテ、正意しやうい道理ヲワキマヘ
ヨカシト思テ、タゞ一スヂヲワザト耳トヲキ事ヲハ心詞こころことばニケヅリステ、世中よのなかノ道理ノ次
第二ツクリカヘラレテ、世ヲマモル、人ヲモル事ヲ申侍ナルベシ。モシ万ガ一ニコレニ
心ヅキテコレコソ無下ナレ、本文少々ミバヤナド思フ人モイデコバ、イトゞ本意ほんいニ侍ラ
ン。サアラン人ハコノ申タテタル内外典ないげてんノ書籍アレバ、カナラズソレヲ御覽ズベシ。ソ
レモ寛平遺誠くわんびやうゆゑのまこと、二代御記ごぎ、九条殿ノ遺誠ゆゑのまこと、又名譽めいよノ職者しきしやノ人ノ家々ノ日記、内典ニハ顯
密せんみつノ先徳せんとくタチノ抄物まうものナドゾ、スコシ物ノ要ニハカナフベキ。ソレヲワガ物ニミタテ、
モシソレニアマル心ツキタラン人ゾ、本書ノ心ヲモ心ヘトクベキ。左右さうナクフカタチシ
テ本書ヨリ道理ヲシル人ハ定侍さだめてラジ。ムゲニ輕々かろがろナル事ことバ共どもノヲラクテ、ハタト・ムズト・
キト・シヤクト・キヨトナド云事いふノミヲホクカキテ侍ル事ハ、和語わごノ本体ニテハコレガ侍

ベキトヲボユルナリ。訓くんノヨミナレド、心ヲサシツメテ字尺じしゃくニアラハシタル事ハ、猶心ノヒログヌナリ。真名まなノ文字ニハスグレヌコトバノムゲニタマ事ナルヤウナルコトバコソ、日本国ノコトバノ本体ナルベケレ。ソノユヘハ、物ヲイヒツヅクルニ心ノヲホクコモリテ時ときノ景気けいきヲアラハスコトハ、カヤウノコトバノサハノトシラスル事ニテ侍ル也。児こ女子ぢよしガ口遊くぐいトテコレヲオカシキコトニ申まうすハ、詩歌ノマコトノ道みちヲ本意ほんいニモチイル時ノコトナリ。愚癡ぐち無智むちノ人ニモ物ノ道理道理ヲ心ノソコニシラセントテ、仮名かニカキツクルオ、法ノコトニハタマ心ヲエンカタノ真実まことノ要えうヲ一ひとつトルバカリナリ。コノヲカシ事ことヲバタダ一スデニカク心得こころえテミルベキナリ。ソノ中ニ代々ノウツリユク道理道理ヲバ、コ、ロニウカブバカリハ申まうすツ。ソレヲ又ヲシフサネテソノ心ノ詮せんヲ申アラハサントヲモフニハ、神武かみヨリ承久じやうきうマデノコト、詮せんヲトリツ、心ニウカブニシタガイテカキツケ侍はべりヌ。ヲ、キニコ(レ)ヲワカツニ漢家かんかニ三ノ道アリ。皇道・帝道・王道也。コノ三ノ道ニ、コノ日本国ノ帝王ヲ推知なぞらへシテ擬なぞらへアテ、申サマホシケレド、ソレハ日本国ニハ、日本記にほんき已下いげノ風儀ふうぎニモヲトリ、ツヤノトナキ事ニテ中ノアシカリヌベシ。ソノ分際ぶんざいハマタシリタカラシ人ハ、ミナコノ仮名かノ戲言ざれごとニモソノホドヨナドハ思おもひアハセラレムズル事ゾカシ。(中略)

今^{いま}神武以後、延喜・天曆マデクダリツツ、コノ世ヲ思ヒツゞクルニ、心モコトバモ不^レ及^バ。サリナガラコノ代^よニノゾミテヲモフニ、神武ヨリ成務マデ十三代ハ、王法・俗諦^{ぞくた}ハカリニテイサ、カノヤウモナク、皇子^{みこ}く^レウチツヅキテ八百四十六年ハスギニケリ。仲哀ヨリ欽明マデ十七代ハ、トカクヲチアガリテ、安康・武烈ノ王^{きみ}モマシラセタマイテ、又仁徳・仁賢メデタクテスギニケリ。三百九十四年ナリ。十三代ヨリモ十七代ハスクナシ。

サテ欽明ニ仏法ワタリハジメテ、敏達ヨリ、聖徳太子ノヲサナクヲハシマス五ツ六ツヨリワタルトコロノ^{きやうろん}經論、ヒトヘニヲサナキ人ニウチマカセテ、ミトキテ王^{きみ}ニ申サセタマイテ、敏達・用明・崇峻三代ハスギヌ。ソノ次ニ^に女帝ノ推古ニヒシト太子ヲ^{せつしやう}摂政ニテ、仏法ニ王法ハタモタレテヲハシマセバ、コノ敏達ヨリ桓武マデ二十一代、コノ平安ノ京ヘウツルマデヲ一段ユトラバ、ソノ間ハ二百卅六年、コレ又十七代ノ年ノカズヨリモスクナシ。コノヤウニテ世ノ道理ノウツリユク事ヲタテムニハ、一切ノ法ハタゞ道理ト云^いニ文字ガモツナリ。其外ニハナニモナキ也。ヒガコトノ道理ナルヲ、シリワカツコトノキハマレル大事ニテアルナリ。コノ道理ノ道ヲ、^{こふしよ}劫初ヨリ^{こふまつ}劫末ヘアユミクダリ、劫末

ヨリ劫初へアユミノボルナリ。コレヲ又大小ノ国ノハジメヨリヲハリザマヘクダリ
 ヲクナリ。コノ道理ヲツルニ、ヤウノサマノナルヲ心得又人ニコ、ロエサセンレ
 ウニ、セウノ心エヤスキヤウカキアラハシ侍ベシ。

一、冥みやうけんわがふ顕けん和わ合がふシテ道理ヲ道理ニテトヲスヤウハハジメナリ。コレハ神武ヨリ十三代マデ
 カ。

二、冥ノ道理ノユクノトウツリユクヲ顕ノ人ハエ心得又道理、コレハ前後首尾ノタガ
 ヒノシテ、ヨキモヨクテモトヲラズ、ワロキモワロクテモハテヌヲ人ノエ心得ヌナ
 リ。コレハ仲哀ヨリ欽明マデカ。

三、顕ニハ道理カナトミナ人ユルシテアレド、冥衆ノ御心ニハカナハ又道理ナリ。コレ
 ハヨシト思おもひテシツルコトノカナラズ後悔ノアルナリ。ソノ時道理ト思テスル人ノ、後
 ニヲモヒアハセテサトリ知也。コレハ敏達ヨリ後一条院ノ御堂ノ関白マデカ。

四、当時サタシヌル間ハ、我モ人モヨキ道理ト思おもふホドニ、智アル人ノイデキテ、コレコ
 ソイハレナケレト云トキ、マコトニサアリケリト思返ス道理ナリ。コレハ世ノ末ノ人
 ノフカクアルベキヤウノ道理ナリ。コレマタ宇治殿ヨリ鳥羽院ナドマデカ。

五、初はじめヨリ其儀そのぎ両方ニワカレテヒシ／＼ト論ジテユリユクホドニ、サスガニ道理ハ一ひとつコソアレバ、其道理そのヘイ、カチテヲコナフ道理ナリ。コレハ地体ちたいニ道理ヲシレルニハアラネド、シカルベクテ威徳アル人ノ主人ナル時ハコレヲ用ル道理也。コレハ武士ノ世よノ方かたノ頼朝マデカ。

六、カクノゴトク分別シガタクテ、トカクアルイハ論ジアルイハ未定みでいニテスグルホドニ、ツイニ一方いっぽうニツキテヲコナフ時、ワロキ心ノヒクカタニテ、無道ヲ道理トアシクハカライテ、ヒガコトニナルガ道理ナル道理ナリ。コレハスベテ世ノウツリユクサマヒガ事ガ道理ニテ、ワロキ寸法ノ世々ヲチクダル時ドキノ道理ナリ。コレ又後白河ヨリコノ院ノ御位おくらゐマデカ。

七、スベテハジメヨリヲモヒクワダツルトコロ、道理ト云いふモノヲツヤ／＼ワレモ人モシラヌアイダニ、タゞアタルニシタガイテ後あとヲカヘリミズ、腹寸はらにすばく白ナドヤム人ノ、当時ヲコラヌトキ、ノドノカハケバトテ水ナドヲノミテシバシアレバ、ソノヤマイヲコリテ死行しにゆくニモヲヨブ道理也。コレハコノ世ノ道理ナリ。サレバ今ハ道理イフモノハナキニヤ。(中略)

大方世よひかたノタメ人ノタメヨカルベキヤウヲ用ル。何ゴトニモ道理詮せんトハ申ナリ。世ト申ト人ト申トハ、二ふたつノ物ニテハナキ也。世トハ人ヲ申也。ソノ人ニトリテ世トイワル、方ハヲホヤケ道理トテ、国ノマツリコトニカ、リテ善惡ヲサダムルヲ世トハ申也。人ト申ハ、世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人ノ家ノ内マデヲダシクアハレム方かたノマツリコトヲ、又人トハ申ナリ。其人ノ中ニ国王ヨリハジメテアヤシノ民マデ侍ゾカシ。ソレニ国王ニハ国王フルマイヨクセン人ノヨカルベキニ、日本国ノナラヒハ、国王種姓しゆしやうノ人ナラヌスデヲ国王ニハスマジト、神ノ代よヨリサダメタル国ナリ。ソノ中ニハ又ヲナジクハヨカラシトネガフハ、又世ノナラヒ也。ソレニカナラズシモワレカラノ手ゴミニメデタクヲハシマス事ノカタケレバ、御ウシロミヲ用テ大臣おほおみト云いふ臣下ヲナシテ、仰おほせあはせ合あツ、世ヲバヲコナヘトサダメツル也。コノ道理ニテ国王モアマリニワロクナラセ給ヌレバ、世ト人トノ果報ニヲサレテ、エタモタセタマハヌナリ。ソノワロキ国王ノ運ノツキサセタマウニ、マタヤウノノサマノ侍ナリ。(後略)

(前掲同書三二九ページ)

十二、法ほう

然ねん

(一一三三—一二二二)

法然は長承二年四月七日、岡山県南条郡稲岡に生れた。父は久米の押領便漆間時国である。法然の幼名を勢至丸せいしまるといい、九才の時に父は明石源内定明のために非業の最期をとげ、以後、菩提寺の観覚のもとで出家し、十三才の時(一説に十五才)叡山北谷源光の室に入り、ついで皇円、叡空に師事し、名を法然房源空と改めた。法然の生涯を貫いた課題は、彼の主著「選択本願念仏集」にも記されているように「速かに生死を離れん」ということであつたが、当時の叡山の仏教は教学の研究に忙しく、解脱の道からは遠ざかつていた。ために法然は道を求めて、叡山はもとより南都にまで遊学し、一切経を披閲すること五回に及んだという。伝統教学によれば法然四十三才の時、善導(中国浄土教の大成者、六一三—六八一)の観經疏の「一心に専ら弥陀の名号を念じ、行住坐臥に時節の久近を問はず念々に捨てざるもの是を正定の業と名く。彼の仏願に順ずるが故に」の文にあり、たちどころに念仏の一行に帰依し、叡山を下り京の市中において道を説いた。親鸞は法然六十九才の時の弟子である。念仏は遼原の火のようにひろまったが、その教を履き違えるものも現

れ、ために法然七十五才の時（建永二年三月）土佐の国に遠流された。しかし、その年の八月（一説十二月）勅免の宣示があり、四年後に帰洛の勅免があり、東山大谷の禪房に入り、翌建暦二年正月二十五日往生をとげた。八十才である。主著に選択本願念仏集、三部経釈等があり、他に法語、消息類、一枚起請文等がある。昭和重修法然上人全集（石井教道編理想社）に集められている。（梶村）

(1) 「選択本願念仏集」（二一九八）から

計おもんみれば、夫速それすみやかに生死しやうじを離はなれんと欲ほつせば、二種の勝法しやうぼうの中には、且しばらく聖道門しやうどうもんをさしお開あきて、選えらんで浄土門じやうどもんに入いれ。浄土門じやうどもんに入いらんと欲ほつせば、正雜しやうざう二行にぎやうの中には、且しばらく諸もろもろの雜行ざうぎやうを抛なげちて、選えらんで正行しやうぎやうに帰かえすべし。正行しやうぎやうを修しゆせんと欲ほつせば、正助二業しやうじよぎやうの中ちゆうには、猶なほ助業じよぎやうを傍かたわらにし、選えらんで正定しやうじやうを専もつらにすべし。正定の業ぎやうとは、即すなはち是こゝれ仏名ぶつみやうを称なづするなり。名なを称なづすれば、必かならず生なずることを得え。仏ほとけの本願ほんげんに依よるが故ゆゑなり。

（原漢文・読み下しは石井教道著「選択集全講」（理想社）和訳による）

(2) 「和語燈録」その他から

① 禪勝房伝説の詞

現世をすぐべき様は、念仏の申されん様にすぐべし。念仏のさまたげになりぬべくば、なになりともよろづをいとひすてゝ、これをとよむべし。いはく、ひじりで申されずば、めをまうけて申すべし。妻をまうけて申されずば、ひじりに申すべし。住所にて申されずば、流行して申すべし。流行して申されずば、家にゐて申すべし。自力の衣食にて申されずば、他人にたすけられて申すべし。他人にたすけられて申されずば、自力の衣食にて申すべし。一人して申されずば、同朋とともに申すべし。共行して申されずば、一人籠居して申すべし。

(昭和
新修)法然上人全集四六二ページ、元亨版和語燈録卷五)

② 一枚起請文

もろこしわか朝にも、もろくの智者たちの沙汰し申さるゝ、観念の念にもあらず、

又學問をして念の心をさとりて申す念仏にもあらず、たゞ往生極樂のためには、南無阿彌陀仏と申して、うたかひなく、往生するそとおもひとりて、申すほかには別の子細候はず。たゞし三心さんじんし四修ししゆなんと申す事の候は、みな決定けつじやうして、南無阿彌陀仏にて往生するそとおもふうちにこもり候なり。このほかにおくふかき事を存せは、二尊の御あはれみにはつれ、本願にもれ候へし。念仏を信せん人は、たとひ一代の御のりをよく／＼學すとも、一文不知いちもんふちの愚鈍の身になして、尼入道の無智のともからにおなしくして、智者のふるまひをせずして、たゞ一向に念仏すへし。

(同上四一五ページ、元亨版和語灯録卷二)

③

流刑るけいさらにうらみとすべからず、そのゆへは、齡よわいすでに八旬にせまりぬ、たとひ師弟おなじみやこに往すとも、娑婆の離別ちかきにあるべし。たとひ山海をへだつとも、浄土の再会なむぞうたがはん。又いとふといへども存するは人の身なり。おしむといへども死するは人のいのちなり。なんぞかならずしもところによらんや。しかのみならず念仏の興行、洛陽にしてとしひさし、辺鄙におもむきて、田夫野人をすゝめん事こと季来きらいの本

意なり。しかれども時いたらずして、素意いまだはたさず、いま事の縁によりて、季來の本意をとげん事、すこぶる朝恩ともいふべし。この法の弘通は、人はとゞめんとすとも、法さらにとゞまるべからず。

(同上書四七七ページ、知恩院本四八巻伝卷三三)

④

一念十念に往生をすといへばとて、念仏を疎想に申すは、信が行をさまたぐるなり。念々不捨者ふしよしやといへばとて、一念を不定ふじようにおもふは、行が信をさまたぐるなり。信をば一念にむまると信じ行をば一形ぎようにはげむべし。又一念を不定におもふは、念々の念仏ごとに不信の念仏になる也。其故は、あみだ仏は一念に一度の往生をあてをき給へる願なれば念ごとに往生の業となるなり。

(同上書四九二ページ、知恩院本四八巻伝卷二一)

⑤

いけらば念仏の功つもり、しならば浄土へまいりなん。とてもかくても此身には、思ひわづらふ事ぞなきと思ぬれば死生ともにわづらひなし。

(同上書四九五ページ、知恩院本四八卷伝卷二)

⑥

いのるによりてやまひもやみ、いのちものふる事あらは、たれかは一人としてやみしぬる人あらん。

(同上書六〇四ページ、浄土宗略抄、元亨版和語灯録卷二)

⑦

善人尚ほ以て往生す。況んや悪人をや、(口伝之れ有り)私に云く、弥陀本願は自力を以て生死を離る可し。方便有りて善人の為にをこし給はず。極重悪人他方便の輩を哀しみてをこし給へり。然るを菩薩賢聖も之に付て往生を求め、凡夫の善人も此の願に帰て往生を得、況んや罪惡の凡夫尤も此の他力を憑たのむ可しと云ふ也。

(同上書四五四ページ、醍醐本法然上人伝記)

然 十二、法

⑧

上人仰られて云く、念仏はやうなきをやうとす。たゞつねに念仏すれば、臨終にはか
ならず仏きたりてむかへて、極樂にはまいるなりと。

(同上書七一〇ページ、高田専修寺藏法然上人伝法絵巻下)

⑨

法爾の道理といふ事あり。ほのをはそらにのぼり、水はくだりさまになる。菓子
なかに、すぎ物ありあまき物あり。これらはみな法爾の道理なり。阿弥陀仏の本願は、
名号をもて罪惡の衆生をみちびかんとちかひ給たれば、たゞ一向に念仏だにも申せば、
仏の来迎は法爾の道理にてうたがひなし。

(同上書四九三ページ、知恩院本四八巻伝卷二)

十三、親鸞 (一一七三—一二六二)

鎌倉初期の僧、浄土真宗の開祖。日野有範の長子、幼名は松若丸。幼にして父母を失い、九才の時、天台座主慈円の門に入り、後に法然の弟子となって名を緯空と改め、浄土宗の真髓を会得した。僧侶の肉食妻帯の禁を止め、在家往生の実を示して、藤原兼実の季女(玉日姫、後に恵信)をめぐり、名を善信と改めた。師法然の念仏停止の事あるや、連座して越後に流された。この間、愚禿と自称し、名を親鸞と改めた。謫居五年、建暦五年赦免せられ、久しく常陸国(茨城県)稲田郷にあって、「顯浄土真實教行証文類」(教行信証)六卷を著わし、浄土真宗を開いた。親鸞は、「南無阿弥陀仏」の名号を唱えることを教えの基幹とし、その信仰は、阿弥陀仏から回向えこうされた信心によって、往生が決定じやくすると思え、仏の他力をたのみ悪人こそ往生の正因しやういんである、とする。その他の著に「唯信鈔文意」「浄土文類聚抄」「愚禿鈔」などあり、弟子たちとのあたたかい交流を示すものとして和文消息の数々があり、また和讃がある。語録としては唯円の「歎異鈔」が有名である。弘長二年、京都において寂。明治九年見真大師の諡号を賜う。

本書に引用したものは、戦前に出版された有朋堂文庫の親鸞聖人文集（華園兼秀校訂）に拠つた。また、上人の夫人、恵信尼の書簡「恵信尼の消息」は、日本古典文学大系82「親鸞集・日蓮集」から引用した。（夜久）

(1) 皇太子聖徳奉讃

○ぶちち ふしぎ 仏智不思議の誓願を

しやうちやうじゆ 正定聚に帰入して

○くせくわんおむだいはざち 救世観音大菩薩

たゞ 多々のごとくすてずして

○むし 無始よりこのかたこの世まで

多々のごとくにそひたまひ

○聖徳皇のあはれみて

すゝめいれしめたまひてぞ

ぐとくぜんしんのかく 愚禿善信作

しやうとくわう 聖徳皇のめぐみにて

かじよ 補処の弥勒のごとくなり

じげん 聖徳皇と示現して

あま 阿摩のごとくにそひたまふ

聖徳皇のあはれみに

阿摩のごとくにおはします

仏智不思議の誓願に

ちゆしやうちやうじゆ 住正定聚の身となるる

○他力の信をえんひとは

如来二種の廻向を

○大慈救世聖徳皇

大悲救世観世音

○久遠劫よりこの世まで

仏智不思議につけしめて

○和国の教主聖徳皇

一心に帰命したてまつり

○上宮皇子方便し

如来の悲願を弘宣せり

○多生曠劫この世まで

一心帰命たへずして

○聖徳皇のおあはれみに

如来二種の廻向に

仏恩報ぜんためにとて

十方にひとしくひろむべし

父のごとくにおはします

母のごとくにおはします

あはれみましますしるしには

善悪淨穢もなかりけり

広大恩徳謝しがたし

奉讃不退ならしめよ

和国の有情をあはれみて

慶喜奉讃せしむべし

あはれみかふれるこの身なり

奉讃ひまなくこのむべし

護持養育たへずして

すゝめいれしめおはします

(2) 愚禿悲歎述懷

○浄土真宗に帰すれども

虚仮不実のわが身にて

○外儀のすがたはひとごと

貪瞋邪偽おほきゆへ

○悪性さらにやめかたし

修善も雑毒なるゆへに

○無慚無愧のこの身にて

弥陀の廻向の御名なれば

○小慈小悲もなき身にて

如来の願船いままさずば

真実の心はありがたし

清浄の心もさらになし

賢善精進現ぜしむ

奸詐もゝはし身にみたり

こゝろは蛇蝎のごとくなり

虚仮の行とぞなづけたる

まことのこゝろはなけれども

功德は十方にみちたまふ

有情利益はおもふまじ

苦海をいかでかわたるべき

○蛇蝎奸詐のこゝろにて

如来の廻向をたのまでは

○五濁増のしるしには

外儀は仏教のすがたにて

○かなしきかなや道俗の

天神地祇をあがめつゝ

○僧ぞ法師のその御名は

提婆五邪の法にて

○外道梵士尼乾志に

如来の法衣をつねにきて

○かなしきかなやこのごろの

仏教の威儀をもとゝして

○五濁邪惡のしるしには

奴婢僕使になづけてぞ

自力修善はかなふまじ

無慚無愧にてはてぞせん

この世の道俗ことごとく

内心外道を帰敬せり

良時吉日えらばしめ

卜占祭祀つとめとす

たふときことゝきゝしかど

いやしきものになづけたり

こゝろはかはらぬものとして

一切鬼神をあがむめり

和国の道俗みなともに

天地の鬼神を尊敬す

僧ぞ法師といふ御名を

いやしきものとさだめたる

○無戒名字の比丘なれど

舎利弗目連にひとしくて

○罪業もとよりかたちなし

心性もとよりきよけれど

○末法悪世のかなしみは

輿かく僧達力者法師

○仏法あなづるしるしには

法師僧徒のたふとさも

已上十六首、これは愚禿がかなしみなげきにして、述懐としたり。この世の本寺

本山の、いみじき僧とまふすも、法師とまふすも、うきことなり。

釈親鸞書之

末法濁世の世となりて

供養恭敬をすめしむ

妄想顛倒のなせるなり

この世はまことのひとぞなき

南都北嶺の仏法者の

高位をもてなす名としたり

比丘比丘尼を奴婢として

僕従ものゝ名としたり

(3) 「教行信証」から(序の全文)

顯淨土真実教行証文類序

ひそかにおもんみれば、難思の弘誓は、難度海を度する大船、無礙の光明は、無明の闇を破する慧日なり。しかればすなはち淨邦縁熟して、調達、闍世をして逆害を興ぜしむ。淨業機あらはれて、釈迦、韋提をして、安養をえらばしめたまへり。これすなはち権化の仁、ひとしく苦惱の群萌を救済し、世雄の悲、まさしく逆謗闍提をめぐまんとおぼす。かるがゆへにしんぬ、円融至徳の嘉号は、悪を転じて徳をなす正智、難信金剛の信樂は、うたがひをのぞき徳をえしむる真理なり、しかれば凡小修しやすき真教、愚鈍ゆきやすき捷徑なり。大聖一代の教、この徳海にしくなし、穢をすて淨をねがひ、行にまどひ信にまどひ、心くらく識すくなく、悪おもくさはりおほきもの、ことに如来の發遣をあふぎ、かならず最勝の直道に帰して、もはらこの行につかへ、たゞこの信をあがめよ。あゝ弘誓の強縁、多生にもまうあひがたく、真実の淨信、億劫にもえがたし、

たま／＼行信をえば、とをく宿縁をよろこべ。もしまたこのたび疑網に覆蔽せられれば、かへりてまた曠劫を逕歴せん。まことなるかな、撰取不捨の真言、超世希有の正法、聞思して遅慮することなかれ。こゝに愚禿釈の親鸞、よろこばしきかな、西蕃月氏の聖典、東夏日域の師釈、あひがたくして、いまあふことをえたり。きゝがたくして、すでにきくことをえたり。真宗の教行証を敬信して、ことに如来の恩徳のふかきことをしんぬ。こゝをもてきくところをよろこび、うるところを嘆ずるなり。

大無量寿経 真実の教、浄土真宗。

真実の教をあらはす一。

真実の行をあらはす二。

真実の信をあらはす三。

真実の証をあらはす四。

真仏土をあらはす五。

化身土をあらはす六。

(4) 「教行信証」から(本文の末段の二節)

よろこばしきかな、心を弘誓の仏地にたて、念を難思の法海にながす。ふかく如来の矜哀をしりて、まことに師教の恩厚をあふぐ。慶喜いよくいたり、至孝いよくおもし。これによりて真宗の詮を鈔し、浄土の要をひろふ。たゞ仏恩のふかきことをおもふて、人倫のあざけりをはぢず。もしこの書を見聞せんものは、信順を因とし、疑謗を縁として、信樂を願力にあらはし、妙果を安養にあらはさん。

安樂集にいはく、眞言をとりあつめて、往益を助修せん。いかんとなれば、さきに生ぜんものは、のちをみちびき、のちに生ぜんものは、さきをとふらひ、連続無窮にして、ねがはくば休止せざらしめんと欲す、無辺の生死海をつくさんがためのゆへなり。しかれば末代の道俗、あふいで信敬すべきなり、しるべし。華嚴經の偈にいふがごとし、もし菩薩種々の行を修行するをみて、善不善の心をおこすことあれども、菩薩みな撰取す。

(同書五九五ページ)

(5) 「歎異鈔」から（弟子唯円の筆になる親鸞の語録）

一、弥陀の誓願不思議にたすけられまいらせて、往生をばとぐるなりと信じて、念仏まうさんとおもひたつころのおこるとき、すなはち攝取不捨の利益にあづけしめたまふなり。弥陀の本願には、老少善惡のひとをえらばず、たゞ信心を要とすとするべし。そのゆへは罪惡深重、煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にてまします。しかれば本願を信ぜんには、他の善も要にあらず、念仏にまさるべき善なきゆへに、惡をもおそるべからず、弥陀の本願をさまたぐるほどの惡なきがゆへにと云云。

一、各々十餘箇國のさかひをこえて、身命をかへりみずして、たづねきたらしめたまふ御ころさし、ひとへに往生極楽のみちをとひきかんがためなり。しかるに念仏よりほかに往生のみちをも存知し、また法文等をもしりたらんと、ころにくくおほしめしおはしましてはんべらんは、おほきなるあやまりなり。もししからば、南都北嶺に

もゆゝしき学生だち、おほく座せられさふらふなれば、かのひとにもあひたてまつりて、往生の要よく／＼きかるべきなり。親鸞にをきては、たゞ念仏して、弥陀にたすけられまいらすべしと、よきひとのおほせをかうふりて、信ずるほかに別の子細なきなり。念仏はまことに浄土にむまるゝたねにてやはんべるらん、また地獄におつる業にてやはんべるらん、総じてもて存知せざるなり。たとひ法然上人にすかされまいらせ、念仏して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらふ。そのゆへは、自餘の行もはげみて、仏になるべかりける身が、念仏をまうして、地獄におちてさふらはゞこそ、すかされたてまつりてといふ後悔もさふらはめ、いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし。弥陀の本願まことにおはしまさば、釈尊の説教虚言なるべからず。仏説まことにおはしまさば、善導の御釈虚言したまふべからず。善導の御釈まことならば、法然のおほせそらごとならんや。法然のおほせまことならば、親鸞がまうすむね、またもてむなしかるべからずさふらふ歎。詮ずるところ愚身が信心にをきてはかくのごとし。このうへは念仏をとりて信じたてまつらんともまたすてんとも、面々の御はからひなりと云云。

一、善人ぜんじんなをもて往生わうじやうをとぐ、いはんや悪人あくじんをや。しかるを世よのひとつねにいはく、悪人あくじんなを往生わうじやうす、いかにいはんや善人ぜんじんをや。この条てう一旦いちだんそのいはれあるにたれども、本願ほんくわん他力たうりきの意趣いしゆにそむけり。そのゆへは、自力じりき作善さくぜんのひとと、ひとへに他力たうりきをたのむこゝろかけたるあひだ、弥陀みだの本願ほんくわんにあらず。しかれども自力じりきのこゝろをひるがへして、他力たうりきをたのみたてまつれば、眞実報土しんじちほうどの往生わうじやうをとぐるなり。煩惱具足ぼんなんぐそくのわれらは、いづれの行ぎやうにても生死しやうじをはなるゝことあるべからざるをあはれみたまひて、願ねがをおこしたまふ本意ほんい、悪人成仏あくじんじやうぶつのためなれば、他力たうりきをたのみたてまつる悪人あくじん、もとも往生わうじやうの正因じやういんなり。よて善人ぜんじんだにこそ往生わうじやうすれ、まして悪人あくじんはおほせさふらひき。

(同書一八九ページ)

(4) (附)「惠信えしん尼にの消息」から

この「消息」は、親鸞上人が往生(死)した折、その門弟の覚信が、親鸞の夫人惠信にその旨を手紙で知らせたのにたいし、惠信が覚信に送った返書である。文中に、夫親鸞が聖徳太子を讀

仰したおもむきなど記されている。

昨年こぞの十二月一日の御文ごふみ、同廿余日ちゅうかあまりに、たしかに見候みぬ。何なによりも殿の御往生わうじやう、中々
はじめて申まをに及およばず候。

山やまを出いでて、六角堂かくかくだうに百日ひゃくにちこもらせ給て、後世ごせを祈いのらせ給けるに、九十五日のあか
月つき、聖徳太子しやうとくたいしの文もんを結むすびて、示現じげんにあづからせ給て候ければ、やがてそのあか月いでさ
せ給て、後世ごせのたすからんずるえんにあいまいらせんと、たづねまいらせて、法然上人ほふわん
にあいまいらせて、又、六角堂かくかくだうに百日ひゃくにちこもらせ給て候けるやうに、又、百か日、降ふるに
も照てるにも、いかなる大事だいじにもまいりてありしに、たゞ、後世ごせの事は、善よき人にも悪あし
きにも、同おなじやうに、生死しやうじいづべきみちをば、たゞ一筋すぢに仰おほせられ候しを、うけ給はり
さだめて候しかば、上人しやうにんのわたらせ給はん所ところには、人はいかにも申せ、たとひ悪道あくだうにわ
たらせ給べしと申とも、世々せと生々しやうくにも迷まよいければこそありけめ、とまで思まいらする身み
なればと、やうく人に人の申候し時も仰おほせ候しなり。

さて常陸ひたちの下妻しもつまと申候ところに、幸井さいかいの郷がうと申ところに候し時夢ときゆめを見て候しやうは、

堂だう供く養やうかとおほへて、東ひんがし向むきに御だう堂だうは立たちて候にしんがくとおほえて、御だう堂だうの前まへには松たて明あかししろく候に、松たて明あかしの西にしに、御だう堂だうの前まへに、鳥とり居ゐのやうなるに、横よこさまに渡わたりたるもの
に、仏ほとけを掛かけまいらせて候が、一たい体たいは、たゞ仏ほとけの御かほ顔かほにては、わたらせ給はで、たゞ光ひかり
の真ま中ちゆう、仏ほとけの頭づくむち光くわうのやうにて、正まさしき御かたち形かたちは見みへさせ給はず、たゞ光ひかりばかりにてわたら
せ給は。いま一たい体たいは、正まさしき仏ほとけの御かほ顔かほにてわたらせ給は候しかば、これは何なに仏ほとけにてわたらせ
給ぞと申まを候へば、申まを人は何なに人ひとともおほえず、「あの光ひかりばかりにてわたらせ給は、あれこ
そ法ほう然ねん上じやう人にんにてわたらせ給へ。勢せい至し菩ぼ薩さつにてわたらせ給ぞかし」と申まをせば、「さて又また、
いま一たい体たいは」と申まをせば、「あれは觀くわん音おんにてわたらせ給ぞかし。あれこそ善ぜん信しんの御ご房ぼうよ」
と申まをとおほえて、うちおどろきて候しにこそ、夢ゆめにて候けり、とは思おもて候しか。さは候へども、さやうの事ことをば、人ひとにも申まをさぬと聞きき候し上うへ、尼あまがさやうの事こと申まを候らむは、実じつ
に／＼しく人も思おもまじしく候へば、天てん性せい人にんにも申まをさで、上じやう人にんの御ご事じばかりをば殿とのに申まをて候候
しかば、「夢ゆめには品しな別わいあまたある中に、これぞ実じつ夢むにてある。上じやう人にんをば、所しょ々くに勢せい至し菩ぼ薩さつ
薩さつの化け身しんと、夢ゆめにも見みまいらす事ことあまたありと申まをうへ、勢せい至し菩ぼ薩さつは智ち慧ゐのかぎり
に、しかしながら光ひかりにてわたらせ給は」と候しかども、觀くわん音おんの御ご事じは申まをさず候しかども、

心ばかりは、その後、うちまかせては思まいらせず候しなり。かく御心得候べし。されば御臨終はいかにもわたらせ給へ、疑ひ思まいらせぬうへ、同じ事ながら、益方も御臨終にあいまいらせて候ける。親子の契と申ながら、深くこそおぼえ候へば、うれしく候うれしく候。

(前掲書二一九ページ)

十四、源 実 朝（一一九二—一二二九）

鎌倉幕府第三代の將軍。歌人。頼朝の次子。母は北条政子。幼名千萬。建仁三年、兄頼家のあとをついで征夷大將軍となり、後に右大臣となる。若き將軍として聖徳太子を慕い、その作歌には萬葉集を指針としたあとが見える。鎌倉初期ルネッサンスの代表的思想家ということができよう。歌集を「金槐和歌集」という。「金」は「鎌倉」から取る。「槐」は大臣の異名「槐門」から取る。）

その歌は、当時既に定評があつたが、後、賀茂真淵、正岡子規の激賞するところとなる。鎌倉時代前期の動乱の世相の中で、真実の精神を貫こうとした將軍歌人の直接体験に深く根ざして、和歌史上、柿本人麿以来の歌人と目される。その歌の中心は、仏教・神道の思想を一つに溶かしこんだ日本の情意の独創的表現であつて、昭和現代のわれわれにも直ちに共鳴できるものが多い。

承久元年鶴岡八幡宮の境内で、頼家の子の公暁くまうに暗殺された。

実朝の思想の表現としては「金槐和歌集」の歌がすべてであるが、その生涯の行動については、鎌倉幕府の歴史を記した「吾妻鏡」によって見る事ができる。「金槐和歌集」は、岩波・角川そ

の他各種文庫本があり、朝日新聞社発行の「日本古典全書」中の「金槐和歌集」は、藤原定家の書写をふくむ、いわゆる「定家所伝本」で、これによるのがよいと思う。本書引用の歌の選択は、国民文化研究会発行「国文叢書2」桑原暁一「日本精神史鈔——親鸞と実朝の系譜」の研究を参照して、日本古典全書・斎藤茂吉校註「金槐和歌集」に拠った。(夜久)

「金槐和歌集」から

きさらぎの廿日あまりのほどにやありけむ、北むきの縁に立ちいでて、

夕ぐれの空をながめて一人をるに、雁の鳴くをき聞てよめる

ながめつつ思ふもかなし帰る雁行くらむかたの夕ぐれのそら

水辺落花といふ事を

ゆく水に風のふきいるるさくら花ながれて消えぬ泡かとも見ゆ

社頭時鳥

さみだれをぬさに手向けて三熊野の山ほととぎすなきとよむなり

寒蟬鳴

ふく風のすずしくもあるかおのづから山の蟬鳴きて秋は来にけり

七月十四日夜勝長寿院の廊に侍りて月のさし入りたりしをよめる

ながめやる軒のしのぶの露のまにいたくなふけそ秋の夜の月

庭の萩わづかに残れるを月さしいでて後見るに、散りにたるにや花の見えざりしかば

萩の花くれぐれまでもありつるが月いでて見るになきがはかなさ

歳暮

ちぶさすふまだいとけなきみどり児とともになきぬる年の暮かな

遠き国へまかれりし人、八月ばかりに帰り参るべき由を申して、九月まで見えざり

しかば、彼の人のもとに遣はし侍りしうた

来むとしもたのめぬうはの空にだに秋かぜふけば雁は来にけり

いま来むとたのめし人は見えなくに秋かぜさむみ雁は来にけり

こひのうた

おく山の岩がきぬまに木の葉落ちてしづめる心人しるらめや

かもめゐるあら磯のすさき汐みちてかくろひ行けばまさるわが恋

被歌

わが国のやまとしまねの神たちを今日のみそぎに手向けつるかな
あだ人のあだにある身のあだごとをけふ水無月の祓へすてつといふ

ものまうで侍りし時、磯のほとりに松一本ありしを見てよめる

あづさ弓磯べに立てるひとつ松あなつれづれば友なしにして

慈悲の心を

ものいはぬ四方の獣けだものすらだにもあはれなるかなや親の子を思ふ

道のほとりに幼き童の母を尋ねていたく泣くを、そのあたりの人に尋ねしかば、父

母なむ身まかりにしと答へ侍りしを聞きてよめる

いとほしや見るに涙もとどまらず親もなき子の母を尋ぬる

無常を

かくてのみありてはかなき世の中をうしとやいはむ哀とやいはむ
現うつとも夢ともしらぬ世にしあれば有りとしてありと頼むべき身か

わび人の世にたちめぐるを見てよめる

とにかくにあればありける世にしあればなしとてもなき世をも経るかも

思ニ罪業ニ歌

ほのほのみ虚空にみてる阿鼻地獄行方もなしといふもはかなし

懺悔歌

塔をくみ堂をつくるも人のなげき懺悔にまさる功德やはある

心の心をよめる

神といひ仏といふも世の中の人の心のほかのものかは

建曆元年七月洪水漫みなぎり天ニ士民愁歎せむことを思ひて、一人奉レ向ニ本尊ニ聊致ニ所念ニ云

時によりすぐれば民のなげきなり八大竜王雨やめ給へ

人心不常といふ事をよめる

とにかくにあな定めなの世の中や喜ぶ者あればわぶる者あり

山の端に日の入るを見てよめる

くれなゐの千入のまふり山のはに日のいる時の空にぞありける

二所詣下向に浜への宿のまへに前川といふ川あり。雨ふりて水まさりにしかば、日暮れて渡り侍りし時よめる

浜べなる前の川瀬をゆく水の早くも今日の暮れにけるかな

相模川といふ川あり。月さしいでてのち舟にのりてわたるとてよめる

夕月夜さすや川瀬のみなれ棹なれてもうとき波のおとかな

二所詣下向後朝にさぶらひども見えざりしかば

旅をゆきしあとの宿もりおのおの私あれや今朝けさはいまだこぬ

又の年二所へ参りたりし時、箱根のみろみを見てよみ侍る歌

たまくしげ箱根のみうみつけられあれや二国かけてなかにたゆたふ

箱根の山をうちいでて見れば波のよる小島あり。供の者にこの海の名は知るやと尋

ねしかば、伊豆の海となむ申すと答へ侍りしを聞きて

箱根路をわれこえくれば伊豆の海や沖の小島に波のよる見ゆ

あら磯に浪のよるを見てよめる

大海の磯もとどろによする波われてくだけてさけて散るかも

神祇歌

さとみこがみ湯たて笹のそよそよに靡きおきふしよしや世の中

伊勢御遷宮の年のうた

神風やあさひの宮の宮うつしかげのどかなる世にこそありけれ

述懐歌

君が代になほながらへて月きよみ秋のみそらの影を待たなむ

太上天皇御書下預時歌

大君の勅をかしこみちちわくに心はわくとも人にいはめやも

ひむがしの国にわがをれば朝日さすはこやの山のかげとなりよたじこらにき

山は裂け海はあせなむ世なりとも君に二心ふたじこらわがあらめやも

十五、後鳥羽院 (一一八〇—一二三九)

(1) 「増鏡」から

著者は、はっきりしない。年代も一三七六年より前のものという程度のほか不明

増鏡は、大鏡・今鏡・水鏡とともに四鏡といわれる。嵯峨の清涼寺で、老女が物語りするのを筆記して書きあげた、という形式でその記事は、後鳥羽天皇の践祚(一一八三)から鎌倉幕府の滅亡、後醍醐天皇の京都御還幸までの百五十年間を、編年体で叙述している。この時期には、承久の乱・南北朝の対立などがあり、朝廷のことや朝廷と幕府の関係のことが詳しく書かれてある。いわば公家の側から見た鎌倉時代の通史ともいうべきものである。作者は後普光園院良基公とも、成恩寺経嗣公ともいうが正確にはわからない。

本書の引用は、戦前に博文館から発行された国文叢書第九冊、池辺義象編のものによる。

〔第二 新島もり〕（全文掲載）

猛き武士のおこりを尋ぬれば、いにしへ田村利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳遠ければさしおきぬ。そのかみより今まで源平の二流ぞ、時により折にしたがひて、大やけの御まもりとはなりにける』桓武天皇と聞えし帝をば、柏原の帝とも申しけり。その御子に式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維衡維時とて二人の子をもたりけり。間近く榮えし西八条の清盛のおとどは、かの太郎維衡より六代の末なりき。その一門亡びしかば、この頃は僅にあるかなきかにさまよふめる。さてかの維時が名残はひたすらに民となりて、平四郎時政といふもののみぞ、伊豆ノ国北条郡とかやにあめる。それも維時には六代の末なるべし。又源氏武者といふも、清和の帝、或は宇多ノ院などの御後どもなり。二条ノ院の御時平治の乱に、伊豆の国蛭が小島へ流されし兵衛のすけ頼朝は、清和の帝より八代の流れに、六条ノ判官為義といひし者の孫なり。左馬ノ頭義朝が三郎になむありける。西八条の入道おとど、やうく榮花衰へむとて、後白河ノ院をなやまし奉りしかば、安からずおぼされて、かの頼朝を召しいでて軍をおこし給ひしに、然るべき時や至りけむ、平家の人々は、寿永の秋の木がらしに散りは

てて、遂にわたつ海の底のもくづと沈みにし後、いよ／＼頼朝権をほどこして、更に君の御後見を仕うまつる。相模、国鎌倉の里といふ所に居りながら、世を掌の中に思ひき』皆人知り給へることなれば、今さらに申すもなか／＼なれど、院のうへ位に即かせ給ひし始より、世のかためとなりて、文治元年四月二のはしをのぼりしも、八島の内のおとゞ宗盛をいけどりの賞ときこゆ。建久の初つかた都にのぼる。その勢のいかめしき事いへばさらなり。道すがらあそびものどもも参る。遠江、国橋本の宿に著きたるに、例の遊女あそび多くえもいはずさうぞきて参れり。頼朝うちほゝゑみて、

はしもとの君になにかわたすべき

といへば、梶原平三景時といふ武士、とりあへず、

たゞそま山のくれであらばや

いとあいたてなしや。馬鞍こんくゝりものなど運び出でてひけば、喜びさわぐ事かぎりなし。その年の十一月九日、権大納言になされて、右近、大将をかねたり。十二月しほすの朔日しほすごろよろこび申して、おなじき四日やがてつかさをば返し奉る。この時ぞ諸国の総追おと捕使とくしといふ事うけたまはりて、地頭職ちとうしやくに、我が家のつはものどもをなし集めけり。この

日本国の衰ふるはじめは、これよりなるべし。さて東あづまにかへり下るころ、上下うへしたいろ／＼のぬき多かりし中に、年比も祈などし給ひし吉水僧正、かの長歌の座主のたまひつかはしける、

東路のかたになこそその関の名は君をみやこにすめとなりけり

御かへし、頼朝、

都には君もあふさかちかければなこそその関はとほきとをしれ

その後も亦上りて、東大寺の供養にもまうでたりき。かくて新院の御位のはじめつかた、正治元年正月十一日あづまにて頭おろして、同じき十三日年五十三にてかくれにけり。治承四年より天の下にもちゐられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ』北の方はさきに聞えつる北条四郎時政が女なり、その腹にをのこ二人あり。太郎をば頼家といふ、弟をば実朝ときこゆ。大将かくれて後、兄はやがてたちつぎて、建仁元年六月廿二日従二位、同日將軍の宣旨せんじをたまはる。またの年左衛門督になさる。かゝれども少しおちゐぬ心ばへなどありて、やう／＼つはものども、そむきそむきにぞなりにける』時政は、遠江守といひて、故大將のありし時より私の後見なりしを、まいて今はうまごの世なれば、い

よ／＼身重く勢そふこと限なくて、うけばりたるさまなり。子二人あり、太郎は宗時、次郎は義時といへり。次郎は、心も猛くたましひまされる者にて、左衛門督をばふさはしからず思ひて、弟の実朝の君に付き従ひて思ひかまふる事などもありけり。督は、日にそへて人にもそむけられゆくに、いといみじき病をさへして、建仁三年九月十六日年二十二にて頭おろす。世の中のこり多く何事もあたらしかるべき程なれば、さこそくちをしかりけめ。稚き子の一萬といふにぞ世をばゆづりけれど、うけひくものなし。入道は、かの病つくるはむとて鎌倉より伊豆ノ国へいでゆあびに越えたりける程に、かしの修善寺といふ所にて遂にうたれぬ。一萬もやがてうしなはれけり。これは實朝と義時と、ひとつ心にてたばかりけるなるべし』さて今は偏に實朝故大将の跡をうけつぎて、官位とゞこほる事なく、よろづ心のまゝなり。建保元年二月廿七日正二位せしは、閑院の内裏つくれる賞とぞ聞き侍りし。同じき六年権大納言になりて、左大将をかねたり。左馬頭をさへぞつけられける。その年やがて内大臣になりても、猶大将もとのまゝなり。父にもやゝ立ちまさりていみじかりき。この大臣は大方心ばへうるはしく、猛くもやさしくもよろづめやすければ、ことわりにも過ぎて、ものゝふの靡なみき随ふさまも父

にもこえたり。いかなる時にかありけむ、

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふたごころわがあらめやも

とぞよみける』時政は建保三年にかくれにしかば、義時はあとを継ぎけり。故左衛門督の子にて公暁くみさうといふ大とこあり。親の討たれにしことを、いかでかやすき心あらむ。いかならむ時にかとのみ思ひわたるに、この内大臣、また右大臣にাগりて、大饗だいきやうなどめづらしくあづまにて行ふ。京より尊者そんじやをはじめ上達部かんだちべてんじやうびと殿上人多くとぶらひいましけり。さて、鎌倉にうつし奉れる八幡の御社に神拜にまうづるいとかめしきひよきなれば、国々の武士は更にもいはず、都の人々も扈從しけり。立ちさわぎのよする者、見る人も多かる中に、かの大とこうちまぎれて、女のまねをして、白きうす衣ひきをり。大臣の車よりおるるほどをさしのぞくやうにぞ見えける。あやまたず首をうちおとしぬ。その程のどよみいみじさ思ひやりぬべし。かくいふは承久元年正月廿七日なり。そこらつどひ集れるものども、たゞあきれたるより外のことなし。京にもきこしめしおどろく。世の中火を消ちたるさまなり。扈從に西園寺の宰相中将實氏も下り給ひき。さならぬ人も、なくな袖をしぼりてぞ上りける』いまだ子もなければ、立ちつぐべき人もなし。

事しづまりなむほどとて、故大臣の母北方二位殿（政子）といふ人、二人の子をもうしなひて、涙ほすまもなくしをれすごすをぞ、將軍にもちるける。かくてもさのみはいかがにて、公達一所下し聞えて將軍になし奉らせ給へと、公経の大臣に申しのほせければ、あへなむとおぼす所に、九条左大臣殿（道家）のうへは、このおとよの御女なり。その御腹の若君の二つになり給ふを下しきこえむと、九条殿のたまへば、御孫ならむもおなじ事とおぼして定め給ひぬ。その年の六月にあづまにゐて奉り、七月十九日におはしましつきぬ。むつきの中の御有様は、只かたしろなどをいはひたらむやうにて、萬の事さながら右京権大夫義時朝臣心のまゝなり。一の人の御子の將軍になり給へるは、これぞはじめなるべき。かの平家の亡ぶべき世の末に、人の夢に、頼朝が後はその御太刀あづかるべしと、春日大明神仰せられけるは、この今の若君の御事にこそありけむ』かくて世を靡かしたゝめ行ふ事も、ほと／＼ふるきには越えたり。まめやかにめざましき事も多くなりゆくに、院のうへ、忍びておぼしたつ事などあるべし。近く仕うまつる上達部殿上人、まいて北面の下藤西おもてなどいふも、皆この方にほのめきたるは、あけくれ弓矢兵杖のいとなみより外の事なし。劔などを御覧じ知ることさへいかで習はせ給ひ

たるにか、道のものにもやゝ勝ちりてかしこくおはしませば、御前にてよきあしきなど定めさせ給ふ』かやうのまぎれにて承久も三年になりぬ。四月二十日帝おりさせ給ふ、東宮四つにならせ給ふにゆづり申させたまふ。近比ちかごろ皆この御齡にて受禪ありつれば、これもめでたき御行末ならむかし。同じき廿三日院号のさだめありて、今おりさせ給へるを新院ときこゆれば、御兄の院をば中院と申し、父帝をば本院とぞ聞えさする。このほどは家実の大臣（普賢寺殿基通の御子）関白にておはしつれど、御讓位の時左大臣道家の大臣（光明峯寺殿）摂政になりたまふ。かのあづまの若君の御父なり』さて、院のおほし構ふる事忍ぶとすれど、やう／＼漏れ聞えて、東さまにもその心づかひすべかめり。あづまの代官にて伊賀判官光季といふ者あり。かつが彼を御かうじのよし仰せらるれば、御方に参るつはものどもおしよせたるに、遁るべきやうなくて腹切りてけり。まづいとめでたしとぞ院はおほし召しける。あづまにもいみじうあわてさわぐ。さるべくは身のうすべき時にこそあなれと思ふものから、討手の攻め来たりなむ時に、はかなきさまにてかばねをさらさじ。おほやけと聞ゆとも自らし給ふことならねば、かつは我が身の宿世をも見るばかりと思ひなりて、弟の時房と泰時といふ一男と、二人をかしらと

して、雲霞うんかのつはものをたなびかせて都にのぼす。泰時を前にすゑていふやう、「おのれを此度都に参らする事は思ふ所おほし。本意の如く清きしにをすべし。人にうしろ見えなむには、親の顔また見るべからず。今を限と思へ。賤しけれども義時、君の御ために後めたき心やはある。されば横さまの死をせむ事はあるべからず。心を猛く思へ。おのれうちかつものならば、二度この足柄箱根山は越ゆべし」など、なくなくいひきかす。まことに然なり。又親の顔をがまむ事もいとあやうしと思ひて、泰時も鎧の袖をしぼる。かたみに今や限と、あはれに心ほそげなり。かくてうち出でぬるまたの日、思ひかけぬ程に、泰時只一人鞭を上げてはせきたり。父、胸うちさわぎて「いかに」と問ふに、「軍のあるべきやう大方のおきてなどをば、仰の如くその心をえ侍りぬ。若し道のほとりにも、計らざるに辱く鳳輦ほうれんをさきだてて御旗をあげられ臨幸の嚴重なる事も侍らむに参りあへらば、その時の進退いかゞ侍るべからむ。この一事をたづね申さむとて一人馳せ侍りき」といふ。義時、とばかりうち案じて、「かしこくも問へるをのこかな。その事なり。まさに君の御輿おんこしに向ひて弓を引くことはいかゞあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ弓のつるをきりて、偏にかしこまりを申して身をまかせ奉るべし。さはあらで君は都

におはしましながら軍兵をたまはせば、命をすてて千人が一人になるまでも戦ふべし」といひもはてぬに、急ぎたちにけり』都にもおぼしまうけつる事なれば、ものゝふども召しつどへ、宇治勢田の橋もひかせて、敵を防ぐべき用心ことなり。公経の大將一人のみなむ、御孫のこともさる事にて、北方、鳥羽一条中納言能保といふ人のむすめなり。その母北方は故大將のはらからなれば、一方ならずあづまを重くおぼして、さしいらへもせず、院の御心の軽き事とあぶながり給ふ。七条院の御ゆかりの殿ばら、坊門大納言忠信、尾張中将清経、中御門大納言宗家、又修明門院の御はらからの甲斐宰相中将範茂など、つぎ／＼あまた聞ゆれど、さのみはしるしがたし。軍にまじりたつ人々、この外の上達部かんだらべにも殿上人てんじやうびとにもあまたありき』御修法ども数知らずおこなはる。やむごとなき顕密けんみつの高僧も、かゝる時こそたのもしきわざならぬ。おの／＼心を致して仕うまつる。御身づからもいみじう念ぜさせ給ふ。日吉の社に忍びてまうでさせ給へり。大宮の御前に夜もすがら御念誦おんじゆしたまひて、御心の中にかめしき願どもを立てさせたまふ。夜すこし更けしづまりて、御社すぐく、灯籠の光かすかなるほどに、稚き童の臥したりけるが、我におびえあがりて、院の御前にたゞまゐりに走り参りて託宣しけり。「辱くも

かく渡りおはしましてうれへ給へば、聞きすぎし難く侍れど、一とせの御輿ふりの時、なさけなく防がせ給ひしかば、衆徒おのれをうらみて、陣のほとりにふりすて侍りしかば、空しく馬牛の蹄にかゝりし事は、今に恨めしく思ひ給ふるにより、この度の御方人おんかたうどはえつかうまつり侍るまじ。七社の神殿を黄金白銀に磨きなさむとうけたまはるも、もはらうけ侍らぬなり」とのゝしりて、息も絶えぬるさまにて臥しぬ。聞し召す御心地物に似ずあさましようおぼさるゝに、只御涙のみぞ出でくる。過ぎにし方悔しうとりかへさまほし。さまざまをこたりかしこまり申させたまふ。山の御輿防ぎ奉りけむこと、必ずしもみづから思しよるにもあらざりけめど、責一人にといふらむ事にやとあちきなし』中、院は、あかで位をすべり給ひしより言に出でてこそ物し給はねど、世のいと心やましきまゝに、かやうの御騒にもことにまじらひ給はざめり。新院は、同じ御心にて、よろづ軍の事などもおきて仰せられけり』いつの年よりも五月雨はれまなくて、富士川天竜などえもいはずみなぎりさわぎで、いかなる竜馬りゆうまもうちわたしがたければ、攻めのぼる武者どももあやしくなやめり。かゝれども遂に都近づくよしきこゆれば、君の御武者も出でたつ。その勢六萬餘騎とかや。宇治勢多へわかちつかはす。世の中ひゞき

のゝしるさま、言の葉も及ばず、まねびがたし。あるは深き山へ逃げこもり、遠き世界におちくんだり、すべて安げなく騒ぎみちたり。いかゞあらむと、君も御心乱れておぼしまどふ。かねては猛く見えし人々も、まことのきはになりぬれば、いと心あわただしく色を失ひたるさまども、たのもしげなし。六月二十日あまりにや、いくばくの戦だになくて、遂にみかたの軍破れぬ。荒磯に高潮などのさしくるやうにて、泰時と時房と乱れ入りぬれば、いはむ方なくあきれて、上下たゞものにぞあたりまどふ』あづまよりいひおこするまゝに、かの二人の大將軍、はからひおきてつゝ、保元のためしにや、院のうへ都の外にうつし奉るべしと聞ゆれば、女院宮々所々におぼしまどふ事さらなり。本院は隠岐ノ国におはしますべければ、まづ鳥羽殿へ網代車あじろぐるまのあやしげなるにて、七月六日入らせ給ふ。今日をかぎりの御ありき、あさましうあはれなり。ものにもがなやと思さるるもかひなし。その日やがて御ぐしおろす。御年四十に一つ二つや餘らせ給ふらむ。まだいとをしかるべき御程なり。信実朝臣召して、御姿うつし書かせらる。七条院へ奉らせ給はむとなり。かくておなじ十三日に御船にたてまつりて、遙なる浪路をしのぎおはします御心地、この世のおなじ御身ともおぼされず、いかなりける代々の報にかとうら

めしく、新院も佐渡、国にうつらせ給ふ。まことや七月九日、帝をもおろし奉りき。この四月かとよ、御讓位とてめでたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へるためしも、これやはじめなるらむ。唐土もろこしにぞ四十五日とかや位におはする例ありけるとぞ、からのふみ読みし人のいひし心地する。それもかやうの乱みだれやありけむ。さて上達部殿上人、それより下はた残なく、この事にふれにし類たぐひは、重く軽く罪にあたるさまいみじげなり』中院ははじめよりしろしめさぬ事なれば、あづまにも咎め申さねど、父の院遙かに遷らせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらむ事いとおそれありと思されて、御心もてその年閏十月十日土佐、国の畑はたといふ所に渡らせ給ひぬ。去年の二月ばかりにや。若宮いできたまへり。承明門院の御せうとに通宗の宰相中将とて、若くてうせ給ひにし人のむすめの御腹なり。やがて彼の宰相の弟に、通方といふ人の家にとよめ奉りたまひて、近く候ひける北面の下藤一人召次などばかりぞ、御供仕うまつりける。いとあやしき御手輿にて下らせ給ふ。道すがら雪かきくらし、風吹きあれふとよきして、こしかたゆくさきも見えず、いと堪へがたきに、御袖もいたくこほりてわりなき事多かるに、うき世にはかゝれとてこそうまれけめことわりしらぬわが涙かな

せめて近き程にと、あづまより奏したりければ、後に阿波、国にうつらせ給ひにき』さてもこのたび世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。あるは父の王をうしなふためしだに、一萬八千人までありけりとこそ、仏も説き給ひためれ。まして世下りて後、唐土にも日の本にも、国を争ひて戦をなす事数へ尽すべからず。それも皆一ふし二ふしのよせはありけむ、もしはずち異なる大臣、さらでもおほやけともなるべききざみの、少しのたがひめに世にへだたりて、その恨のすゑなどより事起るなりけり。今のやうに、むげの民と争ひて君の亡び給へるためし、この国にはいとあまたも聞えざしめり。されば承平の将門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆猛かりけれど、宣旨にはかたざりき。保元は崇徳院の世をみだり給ひしだに、故院（後白河）の御位にてうち勝ち給ひしかば、天照御神もみもすそ川のおなじ流れと申しながら、猶時の国主をまもり給はする事は強きなめりとぞ、ふるき人々もきこえし。又信頼の衛門督、おほけなく二条院をおびやかし奉りしも、遂に空しきかばねをぞ道のほとりに捨てられける。かゝれば、ふりにし事を思ふにも、なほさりともしいかでか上皇今上あまたおはします、王城のいたづらに亡ぶるやうやはあらむと、たのもしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざの

出で来ぬるは、この世ひとつの事にもあらざらめども、迷のおろかなるまへには、なほいとあやしかし』四つにて位に即きたまひて、十五年おはしましき。おり給ひて後も、土佐院十二年、佐渡院十一年、猶天の下には同じ事なりしかば、すべて三十八年がほどこの国のあるじとして、萬機の政事を御心一つにをさめ、もゝのつかさを従へ給へりし、そのほど吹く風の草木を靡かすよりも勝れる御有様にて、遠きを憐あはれび近きを撫でたまふ御恵、雨のあしよりもしげければ、津の国のこやのひまなき政事をきこしめすにも、難波の葦のみだれざらむ事をおぼしき。はこやの山の峯の松もやうく枝をつらねて、千世に八千代をかさね、霞の洞ほらの御すまひ、いく春を経ても空ゆく月日のかぎりしらず、のどけくおはしましぬべかりける世を、ありく／＼てよしなき一ふしに、今はかく花の都をさへ立ち別れ、己がちりぢりにさすらへ、磯いその上屋やに軒のきを並べて、おのづからこととふものとは、浦につりするあま小舟、塩焼くけぶりのなびく方をも、我がふる里のしるべかとばかりながめすごさせ給ふ。御すまひどもは、それまでと月日を限りたらむだに、明日しらぬ世の後めたさに、いと心ほそかるべし。まいていつをはてとか廻り逢ふべき限だになく、雲の浪けぶりの波の幾重とも知らぬさかひに、世を尽し給ふべ

き御さまども、くちをしといふもおろかなり。このおはします所は人離れ里遠き島の中なり。海づらよりは少しひき入りて、山かげにかたそへて、大かやかなるいはほのそばだてるをたよりにて、松の柱に葦ふける廊など、けしきばかりことそぎたり。誠に柴のいはりのたゞしばしと、かりそめに見えたる御やどりなれど、さる方になまめかしく、ゆゑづきてしなさせ給へり。水無瀬殿おぼしいづるも、夢のやうになむ。はる／＼と見やらるる海の眺望、二千里の外ものこりなき心地する、今更めきたり。潮風のいとちたく吹きくるをきこしめして、

われこそは新島にひしよもりよおきの海のあらしなみ風こゝろしてふけ

おなじ世にまたすみのえの月や見む今日こそよそにおきの島守

年もかへりぬ。所々浦々あはれなる事をのみおぼしなげく。佐渡院あけくれ御行おんおこなひをのみしたまひつゝ、なほさりともおぼさる。隠岐には、浦よりをちのはるばると、霞みわたれる空をながめ入りて、過ぎにし方かきつくしおもほしいづるに、行くへなき御涙のみぞとゞまらぬ。

うらやましながらき日かげの春にあひてしほくむあまも袖やはすらむ

夏になりて、かやぶきの軒端しづくに五月雨の霏いと所せきも御覧じなれぬ御心地に、さまざまはりてめづらしく思おぼさる。

あやめふくかやが軒端のきはに風すぎてしどろにおつるむら雨あめのつゆ

初秋風の立ちて、世の中いとゞもの悲しく露けさまさるに、いはむ方なくおほしみだる。

故郷を別れ路におふるくずの葉の秋はくれどもかへる世もなし

たとしへなくながめしをれさせ給へる夕ぐれに、沖の方にいとちひさき木の葉の浮べると見えて漕ぎくるを、あまの釣舟かと御覧ずるほどに、都よりの御消息せうじなりけり。墨染の御衣、夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて七条院より参れる御文、ひきあけさせ給ふより、いとみじく御胸もせきあぐる心地すれば、やゝためらひて見給ふに、「あさましくもかくて月日へにける事、今日あすとも知らぬ命のうちに、今一たびいかで見奉りてしがな。かくながらは死出の山路も越えやるべうも侍らでなむ」など、いと多くみだれかき給へるを、御顔におしあてて、

たらちねの消えやらで待つ露の身を風よりさきにいかでとはまし

八百萬神もあはれめたらちねのわれ待ち見むとたえぬたまのを

初雁はつかりのつばさにつけつゝ、こゝかしこより哀なる御消息のみ常は奉るを、御覽ずるにつけても、あさましういみじき御涙のもよほしなり』家隆の二位は、新古今の撰者にも召しくはへられ大かた歌の道につけてむつまじく召し使ひし人なれば、夜昼恋ひ聞ゆる事かぎりなし。かの伊勢より須磨に参りけむもかくやとおもほゆるまで、まきかさねて書きつらねまゐらせたり。「和歌所の昔のおもかげ、かずかず忘れがたう」など申して、つらき命の今日まで待ることのうらめしき由など、えもいはずあはれおほくて、

「ねざめして聞かぬをきゝてわびしきはあら磯浪のあかつきのこゑ」とあるを、法皇もいみじとおぼして、御袖いたくしぼらせたまふ。

浪間なきおきの小島のはまびさしひさしくなりぬみやこへだてて
木がらしのおきのそま山ふきしをりあらくしをれてもの思ふころ

をり／＼よませ給へる御歌どもを書きあつめて、修明門院へ奉らせ給ふ。その中に、

水無瀬山わがふる里はあれぬらむまがきはのらと人もかよはで
かざしをる人もあらばや言こととはむおきのみやまに杉は見ゆれど
限かぎりあればさてもたへける身のうさよ民のわらやに軒をならべて

かやうのたぐひすべて多く聞ゆれど、さのみは年のつもりにえなむ。今又思ひいでは、
ついでもとめてとて。
(前掲書「増鏡の部」一九ページ)

(2) 「後鳥羽院御口伝」から

一卷。後鳥羽院の御著作になる歌論書で、承久の変後、隠岐でおすごしになっておられる間に記されたと言われる。本書の引用は、日本古典文学大系65「歌論集」からである。

やまと哥を詠ずるならひ、昔むかしより今にいたるまで、人のいさめにもしたがはず、みづからたしなむにもよらず、只天性の得たるをもて、をのづから風情の妙たみなるをめぐらす。しかれども、善悪心こころにあらず、進退時による。そのうち、姿すがたまぢくにして、一隅をまもりがたし。或ひはうるはしくたけある姿すがたあり、或ひはやさしく艶えびなるあり、或ひは風情をむねとするあり、或ひは姿すがたを先さきとせるあり。これによりて心をのぶればすなはち詞ことばつきず、要をとれば又むねあらはれがたし。今いま初心の人のために略してこの至要

をあぐるに、七ヶ条あり。たゞし人によりて斟酌すべき事也。

一、和哥学問して、種々の難義ども沙汰して、才学をわかす事は、人によるべし。世の常には、たゞ萬葉集ばかりをよみたるやうを心得てをくべし。さほどの事をも用なしとて沙汰せねば、萬葉集の詞をとりて詠みたる哥をえよまぬなり。それは無下の事にて、ある時に文字の声ばかりをよみすへんため、一返〔人〕にも問ひ聞くべきなり。古今集にも、知らではあしくよまれぬべき哥ども〔あり、又さま／＼の哥ども〕つくしてのせられたり。必ず存知すべきなり。(以下略)

(前掲書一四二ページ)

十六、道元 (二二〇〇—二二五三)

鎌倉初期の僧、曹洞宗の開祖。久我通親の子。幼いころ父母をうしなつて出家を志し、十三才のとき延暦寺に行つて天台宗を学ぶ。十五才のとき叡山を下り、法然の高弟園城寺公胤に入門。十八才のとき、柴西の高弟建仁寺の明全について禅宗を学んだ。のち一二二三年、宋(いまの中國)に渡り天童山の如浄禅師について悟るところあり、同禅師から釈迦直伝の正法を学び、各宗派に分れる前の純一の正法をわが国に伝えたといわれる。一二二七年帰国、しばらく京都の建仁寺に、ついで山城の深草にいたが、末法説のいわれのないことを強調したため、叡山の圧迫をうけ、越前に移つた。かくて永平寺を開くことになり、道元の山居生活がはじまるのであるが、宋の如浄禅師にならつた生活であつたといわれる。道元の坐禅は、俗僧がおちいりやすい死坐でもなく、また公案を解くために熱中するようなく、ましてや妄情を抑えるためのものでもなかつた。それは、釈迦大悟の境地に安住しようとすることを目的とした。著書「正法眼蔵しょうぼうげんざう」九十五卷、「学道用心集」十章その他あり、語録としては永平寺二世懷辨えいべんが筆録した「正法眼蔵隨聞記」が

有名である。

本書に引用したものは、戦前に平凡社から出版された「高僧名著全集第五卷、道元禅師編」からのものである。

(1) 「正法眼蔵」(二五三)から

行 持 (上)

仏祖の大道、かならず無上の行持あり。道環して断絶せず、発心修行菩提涅槃、しばらくの間隙あらず、行持道環なり。この故に、みづからの強為にあらず、佗の強為にあらず、不曾染汚の行持なり。この行持の功德、われを保任し、佗を保任す。その宗旨は、わが行持、すなはち十方の匝地漫天みな其の功德を蒙ぶる。佗も知らず、我も知らずと雖も、しかあるなり。この故に諸仏諸祖の行持によりて、我等が行持見成し、我等が大道通達するなり。我等が行持によりて、諸仏の行持見成し、諸仏の大道通達するなり。我等が行持によりて、この道環の功德あり。これによりて、仏々祖々、仏住し仏非し仏心し仏成して、断絶せざるなり。この行持によりて、日月星辰あり、行持によりて、大

地虚空あり、行持によりて、依正身心あり、行持によりて、四大五蘊あり。行持これ世人の愛処にあらざれども、諸人の実婦なるべし。過去現在未来の諸仏の行持によりて、過去現在未来の諸仏は現成するなり。その行持の功德、ときに隠れず、かるが故に発心修行す。その功德とときにあらはれず、かるが故に見聞覚知せず、あらはれざれども、かくれずと参学すべし、隠顕存没に染汚せられざるが故に、我を見成する行持、いまの当隠に、これ如何なる縁起の諸法ありて行持すると不会なるは、行持の会取さらに、新条の特地に、あらざるによりてなり。

(前掲書二六三ページ)

百千万劫の回生回死のなかに、行持ある一日は、髻中の明珠なり、同生同死の古鏡なり、よろこぶべき一日なり、行持力みづからよろこばるゝなり。行持のちからいまだいならず、仏祖の骨髓うけざるがときは、仏祖の身心を惜しまず、仏祖の面目をよろこばざるなり。仏祖面目の骨髓、これ不去なり如去なり如来なり不来なりと雖も、かならず一日の行持に稟受するなり。しかあれば一日はおもかるべきなり、いたづらに百歳生けらんは、うらむべき日月なり、悲しむべき形骸なり。

縦ひ百歳の日月は、声色の奴婢と馳走すとも、そのなか一日の行持を行取せば、一生

の百歳を行取するのみにあらず、百歳の佗生をも度取すべきなり。この一日の身命はたふとぶべき身命なり、たふとぶべき形骸なり。かるがゆゑに生けらんこと一日ならんは、諸仏の機を会せば、この一日を曠劫多生にも勝れたりとするなり。このゆゑにいまだ決了せざらんときは、一日をいたづらにつかふこと勿れ。この一日は、惜むべき重宝なり、尺璧の価値に擬すべからず、麗珠にかふることなかれ、古賢惜しむこと身命よりもすぎたり。静かにおもふべし、麗珠はもとめつべし、尺璧は得ることもあらん。一生百歳のうちの一日は、ひとたびうしなはん、ふたゝび得ることなからん。いづれの善巧方便ありてか、過にし一日を、ふたゝびかへし得たる。紀書の書にしるさざるところなり。もしいたづらにすごさざるは、日月を皮袋に包含して、漏さざるなり。しかあるを古聖先賢は、日月ををしみ、光陰ををしむこと、眼睛よりもをしむ、国土よりもをしむ。そのいたづらに蹉過するといふは、名利の浮世に濁乱しゆくなり。いたづらに蹉過せずといふは、道にありながら道のためにするなり。すでに決了することを得たらん、また一日をいたづらにせざるべし。ひとへに道のために行取し、道のために説取すべし。此のゆゑに知りぬ、古来の仏祖、いたづらに一日の功夫のつひやさざる儀、世のつ

ねに観想すべし。

遅々華口も、明窓に坐しておもふべし、蕭々雨夜も、白屋に坐してわするゝことなかれ。光陰なにとしてかわが功夫をぬすむ。一日をぬすむのみにあらず、多劫の功德をぬすむ。光陰とわれと、なんの怨家ぞ。うらむべし、わが不修のしかあらしむるなるべし。我、我としたしからず、我、我を恨むるなり。仏祖も恩愛なきにあらず、しかあれども投げ捨てきたる。仏祖も諸縁なきにあらず、しかあれどもなげ捨てきたる。縦ひ惜しむとも、自他の因縁、をしまるべきにあらざるがゆゑに、我もし恩愛をなげ捨てずば、恩愛かへりてわれを投げ捨つべき云為あるなり。恩愛をあはれむべくは、恩愛をあはれむべし。恩愛をあはれむといふは、恩愛をなげすつるなり。

(前掲書二七九ページ)

(2) 「学道用心集」(一二三四頃) から

一、菩提心を発すべき事

右菩提心とは多名一心なり。竜樹祖師の曰く、世間の生滅無常を観ずるの心も亦菩提

心と名づく。然れば乃ち此心に依るは菩提心たるべき者か、誠に夫れ無常を觀ずるの時、吾我の心生ぜず名利の念起らず、時光の太だ速かなることを恐怖す。所以に行道は頭燃を救ふ、身命の牢からざることを願ひす、所以に精進は翹足に慣ふ。縦ひ緊那迦陵讚歎の音声を聞くも夕の風耳を払ふ、毛嬙西施美妙の容顔を見るも、朝の露眼を遮る。已に声色の繫縛を離るれば、自ら道心の理致に合はんか。往古來今、或は寡聞の士を聞き、或は少見の人を見るに、多くは名利の坑に墮して永く仏道の命を失す、哀むべく惜むべし。知らずんばある可からず。縦ひ樞実の妙典を読む有り、縦ひ頭密の教籍を伝ふる有るも未だ名利を抛たざれば発心と稱せず。有が云はく、菩提心とは無上正等覺心なり、名聞利養に拘るべからず。有が云はく、一念三千の觀解なり。有が云はく、一念不生の法門なり。有が云はく、入仏界の心なりと。是の如きの輩は未だ菩提心を知らず、猥に菩提心を謗す。仏道の中に於て遠うして遠し、試に吾我名利の当心を願ひよ、一念三千の性相を融ずるや否や。一念不生の法門を証するや否や。唯貪名愛利の妄念のみ有つて更に菩提心の取るべき無きをや。古來得道得法の聖人、同塵の方便有りとも雖も、未だ名利の邪念有らず、法執すら尚無し、況んや世執をや。謂ゆる菩提心とは、前來云ふと

ころの無常を觀ずるの心、便ち是れ其一なり、全く狂者の指す所に非ず、彼不生の念三
 千の相は発心以後の妙行なり。猥にすべからざるものか。唯暫く吾我を忘れて潜に修
 す、乃ち菩提心の親しきなり。所以に六十二見は我を以て本と為す。若し我見起るの時は
 静坐觀察せよ、今我身体内外の所有、何を以て本と為んや。身体髮膚は父母赤白の二
 滴に稟く、始終是れ空なり、所以に我に非ず、心意識智壽命を繋ぐ、出入の一息畢竟如
 何、所以に我に非ず、彼此執るべき無きをや。迷者は此を執り、悟者は之を離る、而る
 を無我に我を計し、不生に生を執す。仏道の行すべきを行ぜず、世情の断すべきを断ぜ
 ず、実法を厭ひ妄法を求む、豈錯らざらんや。

(前掲書七ページ)

十七、日蓮 (一二三二—一二八二)

鎌倉中期の僧、日蓮宗の開祖。千葉県長狭郡東条に生まれ、幼名薬王丸。十二才のとき、同郷の清澄山で道善について学び、十六才のとき出家して蓮長と名のつた。二十才のとき鎌倉に出て、碩学尊海に学び、ついで叡山で政海・心賀などの教をうけ、以後、京都・三井みい・奈良なら・高野こうやなどに遊学し、ついに法華経を中心とする宗教的信念を確立、清澄寺に戻った。かくて一二五三年、清澄山上に登り、日輪に向かって「南無妙法蓮華経」の題目を高唱し、打倒浄土宗の決意を定めた。日蓮は、そのためすぐに清澄寺から追放され、鎌倉に赴き、辻々に立って諸宗を批判する。

一二六〇年「立正安国論」を著わして北条時頼に呈し、「国土人民ともに正法に帰せよ、もし然らざれば内乱外寇によつて亡国とならん」と記した。そのため暴徒に襲われ草庵を焼き払われ、一時難を下総の中山に逃がれた。再び鎌倉に戻ると、今度は幕府から伊豆に流され、三年後赦される。一二六八年(文永五年)蒙古が九州博多湾に來襲。日蓮は「立正安国論」の予言が適中したとし、改めて幕府に対し、「法華経の功德によらねば国家を鎮護することかなわず」と進言。そのた

め、一二七一年片瀬の竜ノ口で斬罪に処せられようとしたが、死一等を減ぜられて佐渡に流される。一二七四年鎌倉に帰り、同年山梨県身延に隠棲、以後は専ら門弟の教導と著作に専心。日蓮の主張には、国家と教法との関連に注目が払われ、「法は必ず国を鑑みて弘むべし、彼の国によりし法なれば此の国にもよかるべしとは思ふべからず」また「国は法に依つて昌へ、法は人に因つて貴し、国亡び人滅びなば、仏をば誰か崇むべき、法をば誰か信すべきや、先づ国家を祈りて須らく仏法を立つべし」という。著書は「開目抄」「観心本尊抄」「撰時抄」「報恩抄」「三大秘法抄」などきわめて多い。勅諭として立正大師の号をおくられた。

本書に引用した「立正安国論」は、戦前に平凡社から出版された「高僧名著全集第七巻、日蓮聖人編」からのものであり、「開目抄」は岩波の日本古典文学大系82「親鸞集・日蓮集」兜木正享・新聞進一校注からのものである。

(1) 「立正安国論」から(二二六〇)

①

旅客来りて嘆いて曰く、『近年より近日に至るまで、天変地妖、飢饉疫癘遍く天下に満ち広く地上にはびこる。牛馬巷に斃れ、骸骨路に充てり。死を招くの輩既に大半に超え、これを悲しまざる族敢て一人もなし。』

然る間或ひは利劍即是の文を専らとして、西土教主の名を唱へ、或ひは衆病悉除の願を恃みて、東方如来の経を誦し、或ひは病則消滅不老不死の詞を仰いで法華真実の妙文を崇め、或ひは七難即滅七福即生の句を信じて百座百講の儀を調へ、或ひは秘密真言の教へに因りて五瓶の水を灑ぎ、或ひは坐禅入定の儀を全うして空観の月を澄まし、若しくは七鬼神の号を書して千門に押し、若しくは五大力の形を図して万戸に懸け、若しくは天神地祇を拜して四角四界の祭祀を企て、若しくは万民百姓を哀れみて国主国宰の徳

政を行ふ。

然りと雖もたゞ肝胆を砕くのみにしていよく飢疫に逼る。乞客目に溢れ、死人眼にて満てり。屍を臥せて觀となし、尸を並べて橋となす。願ればそれ二離壁を合せ、五緯珠を連ぬ。三宝世に在し、百王未だ窮らず。この世早く衰へ、その法何ぞ廢れたる。これ如何なる禍に依り、これ如何なる誤りに由るや。』

主人の曰く、『独りこの事を愁へて胸奥に憤排す。客来りて共に歎く、屢々談話を致さん。それ出家して道に入る者は法に依つて仏を期するなり。然るに今神術も叶はず、仏威も驗なし。具に当世の体を觀るに愚にして後生の疑ひを起す。然れば則ち円覆を仰ぎて恨みを呑み、方軌に俯して慮を深くす。つらく微管を傾けいさゝか経文を披きたるに、世智正に背き人悉く悪に帰す。故に善神国を捨て、相去り、聖人所を辞して還らず。こゝを以て魔来り鬼来り、災起り難起る。言はずんばあるべからず。恐れずんばあるべからず。』

(前掲書二九二ページ)

②

客則ち席を避け襟を刷ひて曰く、『仏教これ区々にして趣旨究め難く、不審多端にして理非明かならず。但し法然聖人の選択現在なり。諸仏・諸経・諸菩薩・諸天等を以て捨閉閣抛と載す。その文顕然なり。茲に因つて聖人国を去り、善神所を捨て、天下飢渴し、地上疫病すと。今主人広く経文を引いて明かに理非を示す。故に妄執既に翻り、耳目屢々朗かなり。所詮国土泰平天下安穩は一人より万民に至るまで好む所なり、願ふ所なり。早く一闍提の施を止め、永く衆の僧尼の供を致し、仏海の白浪を収め、法山の緑林を伐らば、世は義農の世となり、国は唐虞の国とならん。然して後法水の浅深を斟酌し、仏家の棟梁を崇重せん。』

主人悦んで曰く、『鳩化して鷹となり、雀変じて蛤となる。悦ばしい哉、汝蘭室の友に交はり麻敵の性と成る。誠にその難を顧みて専らこの言を信せば、風和ぎ浪静かにして不日の豊年ならんのみ。但し人の心は時に随つて移り、物の性は境に依つて改まる。譬へば猶水中の月の波に動き、陣前の軍の剣に靡くが如し。汝当座に信ずと雖も後定めて永く忘れん。若し先づ国土を安んじて現当を祈らんと欲せば、速に情感を廻らし急いで対治を加へよ。所以は如何。薬師経の七難の内五難忽ちに起り、二難猶残れり。所謂

他国侵逼の難、自界叛逆の難なり。大集経の三災の内二災早く顕れ、一災未だ起らず。所謂兵革の災なり。金光明経の内種々の災禍一々起ると雖も、他方の怨賊国内を侵掠するこの災未だ現れず、この難未だ来らず。仁王経の七難の内六難今盛んにして一難未だ現ぜず。所謂四方の賊来りて国を侵すの難なり。加之、「国土乱れん時は先づ鬼神乱る。鬼神乱るが故に万民乱る。」と。

『今この文に就て具に事の情を案ずるに、百鬼早く乱れ万民多く亡ぶ。先難これ明かなり。後災何ぞ疑はん。若し残る所の難、悪法の科に依つて並び起り競ひ来らばその時如何せんや。帝王は国家を基として天下を治め、人臣は田園を領して世上を保つ。然るに他方の賊来りてその国を侵逼し、自界叛逆してその地を掠領せば豈驚かざらんや。豈騒がざらんや。国を失ひ家を滅せば何れの所にか世を遁れん。汝須らく一身の安堵を思はゞ先づ、四表の静謐を祈るべきものか。

『就中人の世に在るや、各々後生を恐る。こゝを以て或ひは邪教を信じ、或ひは謗法を貴ぶ。各々は非に迷ふことを憎むと雖も、然も猶佛法に帰することを哀しむ。何ぞ同じく信心の力を以て妄りに邪義の詞を崇めんや。若し執心離らず、亦曲意猶存せば、

早く有為の郷を辞して必ず無間の獄に墮ちなん。所以は如何。

大集經に曰く、「若し國王あつて無量世に於て施戒慧を修するとも、我が法の滅せんを見て捨て、擁護せずんば、斯くの如く植うる所の無量の善根悉く皆滅失し、乃至その王久しからずして当に重病に遇ひ、壽終の後大地獄に生ずべし。王の夫人・太子・大臣・城主・柱師・郡守・宰官の如きも復斯くの如くならん。」

仁王經に曰く、「人仏教を壞らば、復孝子なく六親不和にして、天竜も枯けず、疾疫悪鬼日に来りて侵害し、災怪首尾し、連過縦横し、死して地獄・餓鬼・畜生に入らん。若し出で、人と為らば、兵奴の果報あらん。響の如く影の如く、人の夜書するに火は滅すれども字は存するが如し。三界の果報も亦斯くの如し。」

法華經の第二に曰く、「若し人信ぜずしてこの經を毀謗せば乃至その人命終して阿鼻獄に入らん。」

同第七卷不輕品に曰く、「千劫阿鼻地獄に於て大苦惱を受く。」

涅槃經に曰く、「善友を遠離し正法を聞かず惡法に住せば、この因縁の故に沈没して阿鼻地獄に在つて受くる所の身形縦横八万四千由延ならん。」

『広く衆經を披きたるに専ら謗法を重しとす。悲しい哉、皆正法の門を出て、深く邪法の獄に入る。愚なるかな。各々悪教の綱に懸りて永久に謗教の網に纏はる。この朦霧に迷に彼の盛焰の底に沈む豈愁へざらんや。豈苦しからざらんや。汝早く信仰の寸心を改めて速に実乗の一善に帰せよ。然れば則ち三界は皆仏国なり、仏国それ衰へんや。十方は悉く宝土なり、宝土何ぞ壞れんや。国に衰微なく土に破壊なくんば、身はこれ安全、心これ禪定ならん。この詞この言信すべく、崇むべし。』

客の曰く、『今生後生誰か慎まざらん。誰か恐れざらん。この經文を披きて具に仏語を承るに、誹謗の科至つて重く、毀法の罪誠に深し。我一仏を信じて諸仏を抛ち、三部經を仰ぎて諸經を闕きはこれ私曲の思ひに非ず、則ち先達の詞に随ひしなり。十方の諸人も亦復斯くの如くなるべし。今世には性心を苦勞し、來生には阿鼻に墮せんこと、文明かに理詳なり。疑ふべからず。いよく貴公の慈誨を仰ぎ、益愚客の癡心を開けり。速に対治を廻らして早く泰平を致し、先づ生前を安んじ、更に没後を扶けん。唯我が信ずるのみにあらず、又他の誤りを誡めんのみ。』

文応元年これを勘ふ。正嘉よりこれを始め、文応元年に勘へ畢んぬ。

去ぬる正嘉元年八月廿三日、戊亥の刻の大地震を見てこれを勘ふ。その後文応元年七月十六日を以て、宿谷禪門に付いて最明寺入道殿に献じ奉る。その後文永元年七月五日大明星の時、いよよこの災の根源を知る。文応元年より文永五年の正月十八日に至るまで九個年を経て、西方蒙古国より我が朝を襲ふべきの由牒状これを渡す。又同六年重ねて牒状これを渡す。既に勘文これに叶ふ。これに準じてこれを思ふに未来も亦然るべきか。この書は徴ある文なり。これ偏に日蓮の力に非ず。法華経の真文、聖の感応する所か。

文永六年十二月八日これを写す

(前掲書三一四ページ)

(2) 「開目抄」から(二七三)

「開目抄」は日蓮の全著作の中で第一の大作で、「立正安国論」の約四倍強の量となっている。竜ノ口ですでに首を切られた心境でいる日蓮が、自ら魂魄の書と語っているように、「開目抄」

は気魄にみちあふれた文である。受難・迫害こそは、法華經の行者のしるしであり、そのことは經文に合致するところであることを示す。法華經勸持品の偈を体験し、身読したのは誰か。今の時に、その人をもとめれば日蓮よりほかに誰があらうか、と言う。

此に日蓮案云、世すでに末代に入て二百余年、辺土に生をうく。其上下賤、其上貧道の身なり。輪廻六趣の間、人天の大王と生て、万民をなびかす事大風の小木の枝を吹がごとくせし時も仏にならず。大小乘經の外凡・内凡の大菩薩と修あがり、一劫・二劫・無量劫を経て菩薩の行を立、すでに不退に入ぬべかりし時も、強盛の惡縁におとされて仏にもならず。しらず、大通結縁の第三類の在世をもれたるか、久遠五百の退転して今に來か。法花經を行ぜし程に、世間の惡縁・王難・外道の難・小乘經の難などは忍し程に、權大乘・実大乘經極たるやうなる道緯・善導・法念等がごとくなる惡魔の身に入たる者、法花經をつよくほめあげ、機をあながちに下、「理深解微」と立、「未有一人得者」「千中無一」等とすかしゝものに、無量生が間、恒河沙度すかされて權經に墮ぬ、權經より小乘經に墮ぬ、外道・外典に墮ぬ、結句は惡道に墮けりと、深此をしれ

り。

日本国に此をしれる者、但日蓮一人なり、これを一言も申出すならば、父母・兄弟・師匠・国主王難必来べし。いわずは慈悲なきににたりと思惟するに、法花経・涅槃経等に此二辺を合見るに、いわずわ今生は事なくとも、後生は必無間地獄に墮べし。いうならば、三障四魔、必競起るべしとしぬ。二辺の中にはいうべし。王難等出来の時は、退転すべくは一度に思止べしと、且やすらいし程に、宝塔品の六難九易これなり。我等程の小力の者、須弥山はなぐとも、我等程の無通の者、乾草を負て劫火にはやけずとも、我等程の無智の者、恒沙の経々をばよみをぼうとも、法華経は一句一偈、末代に持がたと、とかるゝはこれなるべし。今度、強盛の菩提心ををこして退転せじと願じぬ。

既に二十余年が間、此法門を申に、日々月々年々に難かさなる。少々の難はかずしらず、大事の難四度なり。二度はしばらくをく。王難すでに二度にをよぶ。今度はすでに我身命に及。其上、弟子といひ、檀那といひ、わづかの聴聞の俗人など来て、重科に行る。謀反なんどの者のごとし。

(前掲書三五二ページ)

十八、 参考資料 御成敗式目 ごせいばいしきもく (別名、貞永式目) じょうえいしき (一二三二)

これは、鎌倉幕府の執権、北条泰時が主となって制定した、いわば幕府政治の法典である。それは日本にはじめてできた幕府政治というものの本質が、思想的精神的にかなり低次のものであることを端的に示している。「日本思想の系譜」と題した本書に採録するのは、やや表題の趣旨にそぐわない感もあるが、当時の政治思想ならびに世相を知るうえに役立つという見地から、とくに「参考資料」と題して挿入することとした。

御成敗式目は、当時の幕府の地方役人ともいへべき守護・地頭の職権の規定をはじめ、謀反人・殺人・強盗犯などの処罰、さらにその家族が受ける罰、また財産相続や訴訟手続など、細々しい法規が、五十一条にわたって記されている。従来の武家の慣習と源頼朝以降の先例をもとに成文化したものといわれ、幕府なりの社会秩序の維持のために、処罰の公正などを期したものである。この式目は、後の室町幕府でも基本法典として尊重され、戦国時代の諸大名の政治にも、少なからぬ影響を与えた。

ここには五十一条の全項目を引用したが、条文全文については主要なもののみにとどめた。具体的・現実的な規定であることがこの式目の特徴であるが、その大要の内容が察知できることと思う。処罰内容のきびしさ、京都の朝廷側に対する幕府側の姿勢なども散見されて、幕府政治のいくつかの基本的な特徴が見うけられるのも注目してよいところと思う。なお原文は漢文体であって読みにくいので、本書の引用は、岩波書店「中世法制史料集」第一巻の「御成敗式目仮名抄」に拠った。しかし適宜に句読点をつけて更に読みやすくした。

「御成敗式目」（貞永式目）から

一、神社を修理し祭祀を専にすべき事(1)

右神は人の敬ふ^{しん}によて威をまし、人は神の徳^{しん}によて運をそふ。しかればすなはち、恒例の祭祀陵夷をいたさず、如在の礼典怠慢せしむることなかれ。これにて関東の御分の国々並に庄園^{ごぶん}においては、地頭神主等^{ぢとうしんぬし}各々そのおもむきを存し、精誠をいたすべきなり。兼又有封の社^{かひてまたうか}に至りては、代々の符にまかせ、小破のとき且修理をくはへ、若大破に及^{もし}、子細を言上せば、其左右に随てそのさたあるべし。

一、寺塔を修造し仏事等を勤行すべき事(2)

右寺社ことなりといへども、崇敬これおなじ。よて、しゆざうの功、恒例のつとめ、よろしく先条に准じて後勘をまねくことなかるべし。但、ほしひまゝに寺用を貪、その役を勤ざらん輩においては、早かの職をかいゑきせしむべきなり。

一、諸国の守護人奉行の事(3)

右々大將家の御とき、さだめをかるゝ所は、大番催促謀叛殺害人(付たり、よろち・がらだろ・山ぞく・かいぞく)等の事。しかるを近年に至りては、代官を郡郷に分補し、公事を庄保にあて、課国司にあらずして国務をさまたげ、地頭にあらざして地利をむさぼる所行の企はなはだもて無道也。抑重代の御家人たりといふとも、当時の所帯なくば、駈催にあたはざれ。兼又、所々の下司庄官以下その名を御家人にかて、国司領家の下知をたいかんと、うん／＼。しかのごときともがらは、守護所役をつとむべきよし。たとひのぞみ申すといふとも、一切催をくわふべからず。はやく大將家の御ときの例に任て、大番やくならびにむほんせつがいのほか、守護の沙汰を停止せしむべし。若この式目をそむき、自餘の事をあひまじへば、或は国司領

家のせせうにより、或は地頭士民の愁鬱に就て非法のいたりけんぜんならば、所帯の職をあらためられ、穩便のともがらに補すべきなり。又、代官にいたりては、一人をさだむべきなり。

一、同守護人事のよしを申さず罪科の跡を没収する事(4) 一、諸国の地頭、年貢所当

をよくりうせしむる事(5) 一、国司領家の成敗、関東御口入に及ざる事(6)

一、右大將家以後、代々の將軍ならびに二位殿の御時あてたふ所の所領等、本主の訴訟によて改補せらるゝや否やの事(7)

右或は勲功の賞に募、或は官仕の勞によてこれをはいりやうする事、由緒なきにあらず。しかるを、先祖の本領と称し裁許を蒙らんにおいては、一人縦喜悅の眉をひらくといふとも、傍輩さだめて安堵の思をなしがたからんか。濫訴のともがら停止せらるべし。但、当時の給人罪科あらんとき本主そのつゝみでを守て訴訟をくはだてん事、禁制にあたはざるか。次に代々の御成敗畢のち、申乱とぎする事、その理なきによて棄置せらるゝともがら、歲月を歴てのち、せせうを企つる条、存知のむね罪科かるからず。自今以後代々の御成敗をかへりみず、猥に面々の濫訴をいたさ

ば、すべからく不実の子細をもて所帯の証文にかきのせらるべし。

一、御下文を帶すと雖、知行せしめずして年序をふる所領の事(8) 一、謀叛人の事(9)

一、殺害にんじやう罪科の事(付たり、父子のとがあひ互にかけらるゝや否やの事)(10)

右、或は当座の評論により、或は遊宴の酔狂によて、不慮のほか若殺害を犯さば、その身死罪に行はれ并に流罪に処せられ、所帯を没収せらるといふとも、その父その子あひまじはらずば、たがひにこれを懸べからず。次に刃傷の科の事おなじくこれに准ずべし。次に或は子、或は孫、父祖の敵を殺害せんにおいては、父祖たとひあひしらずといふとも、その罪に処せらるべし。父祖の憤を散ぜんがために、忽に宿意をとぐる故なり。次に其子、もしは人の所職を奪はんと欲し、若は人の財宝をとらむがために殺害を企といふとも、その父しらざるよしに状分明ならば、縁座に処すべからず。

一、夫の罪科により妻女の所領没収せらるゝや否やの事(11)

右、謀叛殺害ならびに山賊海賊夜討強盜等の重科においては、夫の咎をかくべきなり。たゞし当座の口論により、若忍傷殺害に及ばゞ、これをかくべからず。

一、悪口あつこうの咎とがの事(12)

右、斗殺とうせつのもととは、悪口より起る。それ重おもば流罪りゆうざいに処せられ、其軽その軽くば召こめらるべきなり。問注もんちゆうの時、悪口を吐はばすなはち、論所ろんじよを敵人てきじんに付つけらるべし。又論所の事、その理なくば、他の所領を没収もつしゆせらるべし。若もし所帯なくば流罪に処すべき也。

一、人をうつとがの事(13)

右、打擲ちやうちやくせらるゝ輩ともがら、その恥きよめんを雪がために定さだめて害心をあらはすか。人をうつ科、甚はなはだもて、かるからず、仍よそ、待まちにおいては所領を没収もつしゆせらるべし。所帯なくば流罪に処すべし。即すなはち從したが己下いげに至いたりては、その身を召禁めしせんせしむべきなり。

一、代官の罪過、主人しゆじんにかくるや否やの事(14)

一、謀書ぼうじよの罪科の事(15)

一、承久兵乱ひやうらんの時没収もつしゆの地の事(16)

右京方の合戦を致すよし聞食きんじき及ぶによて、所帯を没収せらるゝともがら、その過なきむね証拠けんこ分明ぶんめいならば、其替かはりを当給人たうきゅうにんにあてたび本主ほんしゆに返したぶべきなり。是則すなはち当給人たうきゅうにんにおいては、くんこう奉公あるゆへなり。次に関東御恩くわんとんごおんの輩ともがらの中に京方の合戦に交まじはるまじはること、罪科ざいこことにおもし。仍よそすなはちその身をちうせられ、所帯を没収せられ畢おは

んぬ。しかるをしぜんの運によて、のがれきたるやから近年聞食及ばよ、諱すでに違期いごのうへ尤もつとも寛宥くわんゆうの儀につゐて所領しやうりやうのうちを割さいて五分ごぶん一を没収ぼくしゆせらるべし。但御家人けにんのほか下司げし庄官しやうくわんのともがら京方のとが、たとひ露頭ろくとうすといふとも今更さらあらためきたにあたはざるよし、去年きせん儀定ぎぢやうせられをはんぬ。者は異儀ていれにをよばず。次に同おなじき没収ぼくしゆの地をもて本領主ほんりやうしゆと称おほしこたへ申事まうじ、当知行ちやうぢやうの人その過とがあるによてこれを没収ぼくしゆし、勲功しゆんこうの輩たうりにあてたび畢おはんぬ。しかるを、かのときの知行ちやうぢやうのものは非分ひぶんの領主りやうしゆなり。相伝さうでんの道理だうりに任まかせて、これを返し給たまはるべきよし訴うつたへまうす申まうす、たぐひ、そのきこへあり。すでにかの時の知行ちやうぢやうに就つて、あまねく没収ぼくしゆせられ畢おはんぬ。何ぞ当時の領主りやうしゆを闕さしをきて往代わうだいの由緒ゆいをたづぬべきや。自今しよこん以後いご、濫望らんまうを停止ちやうじすべし。

一、同おなじき時の合戦がくせんの罪過ざいご父子各別ふしごくべつの事こと

右父みぎちちは京方きやうかたに交まじはるといへども、その子こ関東せんだうにこうじ、子こは京方きやうかたにまじはるといへども、その父ちち関東くわんとうに候こずるともがら、賞罰しやうばつ已すでに異ちがなり、罪科ざいこ何ぞ混まからん。又西国さいこくの住人等ぢゆうにんらう、父ちちたりといふとも子こたりといふとも、一人京方きやうかたに参まば、住国ぢゆうこくの父子ふしその咎とがをのがるべからず。同道どうだいせずといへども、同心どうしんせしむるによてなり。但行程ただちやうぢやう境遥さうやうに音ね

信通じがたく、共に子細をしらずば、互に罪科に処せられがたきか。

所領女子に譲与へて後、不和の儀あるに於てその親悔かへすや否の事⁽¹⁸⁾ 親疎を

論ぜず、養養せらる輩、本主の子孫を違背する事⁽¹⁹⁾ 譲状をえて後、その子、父

母に先て死去せしむる跡の事⁽²⁰⁾ 妻妾夫の譲を得て、離別せられて後、かの所領を

領知するや否の事⁽²¹⁾ 父母所領配分のとき、義絶にあらざるといへども、成人の子息

に譲あたへざる事⁽²²⁾ 女人の養子の事⁽²³⁾ 夫の所領を譲うる後家、改嫁せしむる事⁽²⁴⁾

関東御家人、月卿雲客をもて、婿君として所領を譲に於て、公事の足減少する事⁽²⁵⁾

所領を子息に譲、安堵の御下文をたまはりて後、その領を悔還し、他の子息に譲与

る事⁽²⁶⁾ 未処分の跡の事⁽²⁷⁾ 虚言を構へ、讒訴を致事⁽²⁸⁾ 本奉行人を閣て、別人に

付て訴訟を企事⁽²⁹⁾ 問注をとぐるともがら、御成敗をあひまたず、権門の書状を執

進ずる事⁽³⁰⁾ 道理なきに於て、裁許を蒙らざるともがら、奉行人の偏頗たるよし訴

申事⁽³¹⁾ 盜賊悪党を所領内にかくし置事⁽³²⁾ 強竊二盜の罪科の事(付たり放火人の

事)⁽³³⁾ 他人の妻を密懐する罪科の事⁽³⁴⁾ 度々の召文を給といへども、参上せざる

科の事⁽³⁵⁾ 舊き境を改て、相論を致事⁽³⁶⁾ 関東御家人、京都に申傍官の所領の上司

を望補のぞみまする事37 惣地頭所領内の名主職をみやうしゆしや押妨おぼする事38 官爵所望のくわんしやくしやうともがら
 関東の御一行を申うくる事39 鎌倉中の僧徒恣ほしいまに官位をあらしま評事40 奴婢雜人の事41
 百姓逃散の時逃毀と称し、損亡せしむる事42 当知行と称して、他人の所領をかす
 め給はり、所出物をむさぼりとる事43 傍輩の罪過未断以前、かの所帯を競望する
 事44 罪過のよし披露の時ぎやうけつ札決せられず、所職改替する事45 所領得替の時、前司
 新司沙汰の事46 不知行の所領の文書をもて、他人に寄附する事(付たり名主職をもて
 本所にふれず、権門に寄進する事47 売買所領の事48 両方の証文理非けんぜん顯然のとき、対
 決を遂んと擬する事49 狼藉のとき子細をしらず、その庭にいでむか出向ともがらの事50
 問状の御教書をもんじやう帶し狼藉をろうぜきいたす事51

〔起請御評定の問理非決断の事〕

右、くだんの身みれうけんの及さるによて、若旨趣さうもるの事、更に心のまかる所に
 あらず。その外或は人の方人かたうどとして道理の旨を知りながら、無理のよしを称せう申、

又非扱たる事せうせきありと号し、人の短をあらはさゞ覽がために、子細を知らしめながら、善惡に付てこれ申さずば、意と事と相違し、後日の糺謬出来らんか。凡そ評定の間、理非に在いては親疎あるべからず。好惡あるべからず。只、道理のをす所、心中の存知傍輩をばゞからず、権門をおそれず、詞を出すべきなり。御成敗事ぎれ条々、縦道理に違せずといふとも、一同の憲法也。誤て非扱を行はるゝといふとも、一同の越度也。自今以後、訴人並に其縁者に相向ひ、自身は道理を存すといへども、傍輩の中、其人の説をもて、違乱をいたすよし、その聞へあらば、已に一味の義にあらず。殆諸人の嘲をのこさんか。兼又評定衆の中、一行をかきあたへられれば、自餘の計皆以無道のよし、独これを存せらるゝに似たるか。条々子細かくのごとし。もし一事たりといふとも、曲折を存し、違犯せしめば、梵天帝釈四大天王惣じて日本六十餘州の大小の神祇、殊には伊豆箱根両所の権現、三嶋の大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、ぶるいけんぞく、神罰冥罰各まかりかうぶるべき者也。

仍起請如件。

(貞永元年七月十日)

相模大掾藤原業時
玄蕃允三善康連
左衛門少尉藤原朝臣基綱
沙 弥 行 然
散位三善朝臣倫重
加賀守三善朝臣康俊
沙 弥 行 西
前出羽守藤原朝臣家長
前駿河守平朝臣義村
撰津守中原朝臣師員
武藏守平朝臣泰時
相模守平朝臣時房

十九、北^{きた}畠^{はたけ}親^{ちか}房^{ふさ}（二二九三—一三五四）

北畠親房は、南北朝時代の南朝の柱石的な人物。村上天皇の皇子の子孫。大覚寺統の後宇多・後醍醐・後村上三天皇に仕え、信任をうく。一三二九年に出家、宗玄・覚空と号したが、一三三三年建武中興となるや、嫡子陸奥守顯家とともに、皇子義良親王（後の後村上天皇）を奉じて任地に赴いた。後、足利尊氏反逆するや、西上して京都から西国に追う。尊氏九州から持明院統の光明天皇を奉じて攻めのぼるや、諸国の勤王の軍勢を糾合して之に当たる。一三三八年義良親王再び東国下向の折、次子顯信と従う。伊勢大湊を出船、途中暴風雨にあって一行四散し、親房は常陸国に漂着、以後、常陸を中心に東国・奥羽の経営に努力したが、小田・結城の豪族が次々に足利方に降服、遂に南朝の本拠地である吉野に帰ることになる。それに先立ち、翌一三三九年後醍醐天皇が崩ぜられるや、敵中において「神皇正統記」を著わし、新帝後村上天皇に献じた。以後吉野帰還後、後村上天皇に近侍して、南朝の勢力挽回に心肝をくだいた。

親房は、当代随一の学者であったといわれ、儒教・仏教・神道・歴史等各方面に通じ、前記者

作のほか、「元々集」「東家秘伝」などの神道書も彼の著作といわれ、また後世流布された官職制度の概説書「職原抄」も、彼の学識・思想をうかがうに足るものである。賀名生かなぶにて死す。本書への引用は、日本古典文学大系 87 「神統正統記・増鏡」からのものである。

神皇正統記(二三三九)

さきにも記したように、この一書は、親房が常陸国小田城で敵足利勢と対峙中、新帝後村上天皇の座右の書として記したものである。「大日本国者神国はなり。天祖(国常立命くにとこだちのみこと)はじめて基をひらき、日神(天照大神あまてらすおほみかみ)ながく統を伝給つたえたまふ、我国のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。此故に神国というなり。」この一文で始まる本書の精神はここに尽きている。歴代の天皇は天照大神の子孫で、かつ先帝から位を譲られると同時に、主権者(天皇)の具えねばならない三つの徳性の表象として三種の神器を即位の際に継承する。「鏡」は明・正直・無私を、「曲玉」は純愛、「劍」は正邪を判ずる知力を示す。以上の三条件がそなわってこそ、日本の天皇であるとする。神皇の正統とはこの意味を言う。「神代より正理にて受伝うけつたふる謂い(事実と理由)を述べん事を志して」あり触れた事実は述べない、これが著者の意図である。従って本書は歴史書と呼ぶには歴史事実をはぶき過

ぎ、哲学書として扱うには、史実に即しての理論を重んじているから、いずれとも言えない。いわば、歴史事実に即し日本の本質を解明した書物、といったらいいかもしれない。

「神皇正統記」から

後醍醐ノ条（卷六）

凡王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは人臣の道なり。かならず必これを身の高名とおもふべきにあらず、しかれども後の人をはげまし、其あとをあはれみて、賞せらるゝは、君の御政まつりごとなり。下としてきはひあらそひ申べきにあらぬにや。ましてさせる功なくして過分の望をいたすこと、みづからあやぶるはしなれど、前車の轍てつをみることは、まことに有がたき習なりけんかし。中古までも人のさのみ豪強なるをばいましめられき。豪強になりぬれば必ずおごる心あり。はたして身をほろぼし、家をうしなふためしあれば、いましめらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸国の武士の源平の家に属することをとゞむべしと云制符たびくありき。源平ひさしく武をとりてつかへしかども、事ある

時は、宣旨を給て諸国の兵をめしぐしけるに、近代となりてやがて肩をいるゝ族おほくなりしによりて、此制符はくだされき。はたして、今までの乱世の基なれば、云かひなきことになりけり。

此比よりのことわざには、一たび軍にかけあひ、或は家子郎從節にしぬるたぐひもあれば、「わが功におきては日本国を給、もしは半国を賜はりてもたるべからず。」など申すめる。まことにさまでおもふことはあらじなれど、やがてこれよりみだるゝ端ともなり、又朝威のかるゝしきも、おしはからるゝものなり。「言語は君子の枢機なり。」といへり。あからさまにも君をないがしろにし、人におごることはあるべからぬことにこそ。さきにしるしはべりしごとく、かたき氷は霜をふむよりいたるならひなれば、乱臣賊子と云者は、そのはじめ心ことばをつゝしまざるよりいでくる也。世の中のおとるふると申すは、日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらず。人の心のあしくなり行を末世とはいへるにや。昔許由と云人は、帝堯の国を伝んと有りしをきゝて、潁川に耳をあらひき。巢父はこれをきゝて此水をだにきたながりてわたらず、其人の五臓六腑のかはるにはあらず、よくおもひならはせるゆへにこそあらめ。猶

行すゑの人の心おもひやるこそあさましけれ。大方おのれ一身は恩にほこるとも、万人のうらみをのこすべきことをばなどかかへりみざらん。君は万姓の主にてましませば、かぎりある地をもて、かぎりなき人にわかたせ給はんことは、おしてもはかりたてまつるべし。もし一國づゝをのぞまば、六十六人にてふさがりなむ。一郡づゝといふとも、

日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人はよろこぶとも千万の人は不よろこほじ悦。況日本の半を心ざし、皆ながらのぞまば、帝王はいづくをしらせ給べきにか。かゝる心のきざしことばにもいで、おもてには恥る色のなきを謀反むはんのはじめと云べき也。昔の将門まさかどは比叡山にのぼりて、大内を遠見して謀反をおもひくはだてけるも、かゝるたぐひにや侍けん。昔は人の心正くて自ら将門にみもこり、きゝもこり侍りけん。今は人々の心かくのみなりにたれば、此世はよくおとろへぬるにや。

(前掲書一八四ページ)

二十、太平記 (十四世紀の作と推定)

太平記は、後醍醐天皇の御即位(一三二八)から一三六七年までの五十年間にわたる南北朝時代のことを書いた戦記物語で四十卷。著者と著作の年代とはともに未詳。ただ比叡山の僧、玄惠法師が書き出したものを、その他二・三人で書き継ぎしたもの、といわれていた。また小島法師の作ともいう。著作年代は一三四四—一三四六年の間に一応できあがり、後二三七〇—一三七一年ごろに増補完成したもののようである。二・三の人の書き継ぎと見るのは、全体が三部に分れ、元弘の乱を中心にした一—十二卷と、建武中興から足利幕府の成立までを扱った十三—十九卷と、さらに、その後の足利氏の内紛、南朝の不振を書いた二十一—四十卷の三つの部分で、筆致などの相違がみられるからである。

軍記物語としては、平家物語・源平盛衰記の後に出来たものであるが、特有の語調をもち、その内容は、忠臣烈士の事蹟を、心魂を傾けて追慕する心情で綴られている。徳川時代に及んで巷間「太平記読み」という講演者まで生むに至ったのもそのゆえであろう。写本は、今出川本・神田

本等、沢山の異本がある。ここでは、「卷三」(これは神田本そのものに欠けている)からのものは、岩波の日本古典文学大系34「太平記」から、また「卷十六」および「卷二十六」からの引用のものは、神田本(明治四十年国書刊行会出版)によつた。

(1) 「太平記」(卷三)から(楠正成笠置山に参上)

〔主上御夢事付楠事〕

元弘元年八月廿七日、主上笠置へ臨幸成テ本堂ヲ皇居トナサル。始一兩日ノ程ハ武威ニ恐レテ、参リ仕ル人独モ無リケルガ、叡山東坂本ノ合戦ニ、六波羅勢打負ヌト聞ヘケレバ、当寺ノ衆徒ヲ始テ、近国ノ兵共此彼ヨリ馳参ル。サレドモ未名アル武士、手勢百騎トモ、二百騎トモ、打セタル大名ハ一人モ不レ参。

此勢許ニテハ、皇居ノ警固如何有ベカラント、主上思食煩ハセ給テ、少シ御マド口ミ有ケル御夢ニ、所ハ紫宸殿ノ庭前ト覚ヘタル地ニ、大ナル常盤木アリ。緑ノ陰茂テ、

南へ指タル枝殊ニ栄へ蔓レリ。其下ニ三公百官位ニ依テ列坐ス。南へ向タル上座ニ御坐ノ畳ヲ高ク敷、未坐シタル人ハナシ。主上御夢心地ニ、「誰ヲ設ケン為ノ座席ヤラン。」ト怪シク思食テ、立セ給ヒタル処ニ、鬢結タル童子二人忽然トシテ来テ、主上ノ御前ニ跪キ、涙ヲ袖ニ掛テ、「一天下ノ間ニ、暫モ御身ヲ可レ被レ隠所ナシ。但シアノ樹ノ陰ニ南へ向ヘル座席アリ。是御為ニ設タル玉屐ニテ候へバ、暫ク此ニ御座候へ。」ト申テ童子ハ遥ノ天ニ上リ去ヌト御覽シテ、御夢ハヤガテ覚ニケリ。

主上是ハ天ノ朕ニ告ル所ノ夢也ト思食テ、文字ニ付テ御料簡アルニ、木ニ南ト書タルハ楠ト云字也。其陰ニ南ニ向フテ坐セヨト、二人ノ童子ノ教ヘツルハ、朕再ビ南面ノ徳ヲ治テ、天下ノ士ヲ朝セシメズル処ヲ、日光月光ノ被レ示ケルヨト、自ラ御夢ヲ被レ合テ、憑敷コソ被ニ思食ニケレ。夜明ケレバ当寺ノ衆徒、成就房律師ヲ被レ召、「若此辺ニ楠ト被レ云武士ヤ有。」ト御尋有ケレバ、「近キ傍リニ、左様ノ名字付タル者アリトモ、未ニ承及一候。河内国金剛山ノ西ニコソ、楠多門兵衛正成トテ、弓矢取テ名ヲ得タル者ハ候ナレ。是ハ敏達天王四代ノ孫、井手左大臣橘諸兄公ノ後胤タリト云ヘドモ、民間ニ下テ年久シ。其母若カリシ時、志貴ノ毘沙門ニ百日詣テ、夢想ヲ感ジテ設タル子

ニテ候トテ、稚名ヲ多門トハ申候也。」トゾ答ヘ申ケル。主上、サテハ今夜ノ夢ノ告是也ト思食テ、「頓テ是ヲ召セ。」ト被ニ仰下ケレバ、藤房卿勅ヲ奉テ、急ギ楠正成ヲ被レ召ケル。

勅使宣旨ヲ帶シテ、楠ガ館ヘ行向テ、事ノ子細ヲ演ラレケレバ、正成弓矢取ル身ノ面、何事力是ニ過ント思ケレバ、是非ノ思案ニモ不レ及、先忍テ笠置ヘゾ參ケル。主上万里小路中納言藤房卿ヲ以テ被レ仰ケルハ、「東夷征罰ノ事、正成ヲ被ニ憑思食ニ子細有テ、勅使ヲ被レ立処ニ、時刻ヲ不レ移馳參ル條、叡感不レ浅 処也。抑天下草創ノ事、如何ナル 謀ヲ廻シテカ、勝事ヲ一時ニ決シテ太平ヲ四海ニ可レ被レ致、所存ヲ不レ殘可レ申。」ト勅定有ケレバ、正成 畏テ申ケルハ、「東夷近日ノ大逆、只天ノ譴ヲ招候上ハ、衰乱ノ弊ヘニ乘テ天誅ヲ被レ致ニ、何ノ子細力候ベキ。但天下草創ノ功ハ、武略ト智謀トノ二ニテ候。若勢ヲ合テ戰ハ、六十余州ノ兵ヲ集テ武蔵相摸ノ兩國ニ対ストモ、勝事ヲ得ガタシ。若 謀ヲ以テ争ハ、東夷ノ武力只利ヲ摧キ、堅ヲ破ル内ヲ不レ出。是欺クニ安シテ、怖ル、ニ足又所也。合戦ノ習ニテ候ヘバ、一旦ノ勝負ヲバ、必シモ不レ可レ被ニ御覽。」正成一人未ダ生テ有ト被ニ聞召ニ候ハ、聖運遂ニ可レ被レ開ト被ニ思食ニ候

へ。ト、頼シゲニ申テ、正成ハ河内へ帰ニケリ。

(日本古典文学大系34「太平記二」九六ページ)

(2) 「太平記」(卷十六)から(楠正成の死)

〔楠正成自害の事〕

記 平 太 二十、

楠判官正成舍弟ノ七郎正季ニ向ツて申けるハ敵前後ヲ遮ツて御方ハ陣ヲへだてたり今ハのかれぬ所也いさやマツさきなる敵ヲ一ちらし追ヒ捲ツて後口なる敵ニ戦ハント申けれハ正季然ルへしと同じて七百ヨキヲ前後ニ立テて大勢ノ中ヘソかけ入りける左馬頭ノ兵者菊水ノハタヲ見てヨキ敵なりと思ヒ取こめて此ヲうたんとスレ共正成正季「東西へ破ツてとをり南北へ追ヒなびかし」百度アヒ千度ハナル其志シ偏ヘニ左馬頭ニアヒ直ニ勝負ヲ決セント也されハ直義ノ五十万ギ正成ガ七百ヨキニかけちらされて須磨ノ上野へ引のく大将左馬頭ノのられたる馬鏃リヲフミたて、右ノ足ヲ曳ける間楠カ兵共せメ近付ヒて已ニうたれんとし給ひける処ヲ薬師寺十郎次郎只一キ返シ合せ馬より飛ンて下り二

尺五寸ノ小長刀ノ石ヅキヲとりのかべてかゝる敵ノ馬ノヒラ首ヲ胸カヒツクシニツキタテテハ跳リ落させ／＼七八キ計リソ落トしける間ニ直義朝臣馬ヲのりかへてはるかニ落のび給ひけり此勢追ヒなびけられて引のく有さまヲ將軍はるかに見給ヒて直義うたすなあらてニ入レかへよと下知せられけれハ吉良石塔畠山高上杉ノ人々六千ヨキニて湊河ノ東へ打出て跡ヲ切ントソ取マキける楠兄弟か兵取ツて返して「此ニはせ合て組ンて落るもアリ」彼ニ打違へて斬ツて落スもアリ」人馬ノ息ヲモつがせず三時計リノ間ニ十六度迄ゾもミアヒけるされハ楠か兵皆打レて僅カニ七十ヨキニゾ成ニける正成ハ打破ツて落ツべかりしか共都ヲ出しより世間ノ事今ハ是迄ト思ヒ定メたりけれハ一ト足もひかズ戦ヒて機已ニつかれけれハミなど河ノ北ニ在家ノ一村アル中へ走り入ツて腹ヲきらんとて舎弟正季ニ向ヒて抑最後ノ一念ニ依ツて善悪ノ生ヲ得トいへり九界ノ中ニハ何レノ処か御辺ノ願ヒなるやと問ヒけれハ正季から／＼ト笑ヒて七生までも只同し人間ニ生レて朝敵ヲ亡ホサハやとコソ存候ラへと云ヒけれハ正成よにも快ケなる気色ニて罪業フかキ妄念なれ共我レもかやうニ思フ也いささらハ同ク生ヲかへて此本懐ヲ達セント盟りて兄弟さしちがへて同しまくらニ臥ニけり橋本八郎正員宇佐美河内守正安神宮寺太郎兵衛正

延元元年五月廿五日

師和^{モロ}田五郎正隆同太郎成隆ヲ始メとして宗^{ムネ}との一族十六人相隨フ兵五十ヨ人思ヒ思ニ並ヒ居て一度ニ腹ヲソ斬ツたりける菊池七郎武朝ハ兄肥前守か使として須磨ノかせんノ体ヲ見ンとて来りけるか正成か腹ヲきる処へ行逢フてこゝヲハ争^{いひ}か帰ルヘキとて同ク腹ヲかき切ツて枕ヲ合せてふしたりけるおしきかなや元弘已来忝モ君ニたのまれ奉ツて忠ヲいたし功ニ誇ル者幾千万ゾや然ルヲ此乱不慮ニ又出来て後不^ル知^ラ耻^ツ者ハ朝恩ヲ棄テ忽ニ敵軍ニ属シ無^キレ勇者ハ苟モ死ヲ遁ンとて却ツて刑戮ニ逢ヒ時ノ変ヲモ弁ヘスシテ道ニカナハヌ事ノミ多かるニ仁智勇ノ三徳ヲ兼て「死ヲ善道ニ守リ〓功ヲ天朝ニ施ス」事古より今ニ至る迄此正成ほととの者ハ未タなかりつるニ兄弟共ニ自害しけるコソ「聖主再ヒ国ヲ失ヒ〓逆臣横ニ威ヲ振フ」ベキ其前表なれとて有智ノ人ハヒソかニ眉ヲゾヒソメける

(前掲神田本二三九ページ)

(3) 「太平記」(卷二十六) から (楠正行の死)

〔四条合戦事〕

京勢うんかノ如ク淀八幡ニツキヌト聞えしかハ楠帶刀正行舎弟次郎正時二人ハ一族若た

正平二年

う三百ヨキニテ十二月廿七日吉野ノ皇居ニ参ツて四条中納言隆資卿ヲ伝奏ニテ申けるハ
亡父正成尪弱ノ身ヲもつて大敵ヲ威ヲ碎キ先皇ノ宸襟ヲ休メ進らせ候ラヒし後天下程ナ
ク乱レて逆臣西海よりセメ上りさうらひし間見^テ危^ヲ致^ス命^ヲ所兼て思ヒ定メさうらひけるか
ニよつてツキニ撰州湊河ニシテ打死仕り候ラヒ訖^モ其時正行十三載ニ罷成候ラヒしヲ戰場
へハ伴なひ候ハて河内へかへし遣しさうらひし事ハ死ニのこりて候ハんスル一族若たう
等ヲふちしたてゝ朝敵ヲ亡し君ヲ御代ニ即ケ進らせよと申置しニテ候然ルヲ今正行正時
已ニ壮年ニ及候ラヒながら天下ノ草創ヲ聖運ノ開クル処ニ待て我と手ヲくだくかせんヲ
仕候ハスハ且ハ父か遺言ニ違ヒ又ハ武略ノ云カヒなき謗ニ落ヌト覺え候有^ル待^ツノ身思フ
ニ似ヌ習ニてさうらへハ自然ニわれら病ニ犯されて早世仕ル事もさうらひナハ只君ノ御
為ニハ不忠ノ身トなり父ノ為ニハ不幸ノ子たるベキニテ候間今度師直師泰ニ対し身命ヲ
尽スカせんヲ仕ツてかれらか頸ヲ正行か手ニかけて取候か正行正時かくひヲかれらニと
られ候か其二ツノ戦ヒノ雌雄ヲ決スベキニテ候今生ニて今一度君ノ竜顔ヲ拝し進らせ候
ハん為ニ参内仕ツて候と申モアヘス泪ヲ鎧ノ袖ニかけて義心其気色ニ顯レけれバ伝奏未

夕奏せさる先ニ直衣ノ袖ヲソぬらされける主上則南殿ノ御簾ヲたかくまかせて玉顔殊ニ麗クシテ諸卒ニ照臨アツて以前兩度ノ戦ヒニかつ事ヲ得て敵軍ニ氣ヲ屈せしメ叡慮マツ憤リヲ慰スル条累代ノ武功返々も神妙也大敵今勢ヲ尽ヒて向フナレハ今度ノかせんハ天下ノ安否たるべし「進退当レ度ニ变化応レ機」事ハ勇士ノ心トスル処ナレハ今度命ヲ下スベキニあらズトいへとも「進ムベキヲ知ツて進ムハ時ヲ失ナハジが為也」退クヘキヲ見テ退クハ後ヲ全クセン為也」朕汝ヲ以テ股肱ノ臣トテ慎テ命ヲ全スヘシト仰出されけれハ正行首ヲ地ニ付てとかくノ勅答ニ及ハス是サイゴノ参内也と思定メて退出ス正行正時和田新発意同新兵衛已下今度ノ軍難儀なれハ一足も引ス一所ニて打死せんと内々約諾したりける兵百四十三人先皇ノ御廟へ参ツて今度ノ軍難儀ならハ打死仕ルヘキ由ノ御暇ヲ申シ如意輪堂ノ壁板ニ各々己カ名字ヲ過去帳ニ書列ネて其奥ニ

かへらじとかねて思へハあつさ弓なきかすニいる名をそとむる

ト一首ノ歌ヲ書留め逆修ノ為とおほしくて各ピンノかみ少し切て仏殿ニなけいれ其日吉野ヲ打出て敵陣へとぞ向ヒける。

(同書四四五ページ)

(4) (附) 菊池一族の家憲

ここに(附)として記載する菊池一族の家憲は、太平記にのせられているものではなく、現在菊池神社に現存する一文である。九州肥後の菊池氏は、代々熊本を根拠として、一族を挙げて累代皇室に忠誠を尽した。その第十四代の主、菊池武重は、建武中興が失敗して世情混沌としていた一三三八年に、次のような家憲ともいべき「寄合衆の内談の事」をととのえ、重要な問題に当面した時には一族がどのような心がまえで相談すべきかを決めた。それを讀むと、この時代の人の「物事を協議する姿勢」の一端がうかがわれて興味深い。政治・法制的見地からも注目すべき価値があると思ひここに紹介することにした。

(なお、この菊池武重の七番目の弟菊池武吉は、建武中興の戦いの折、広島県福山あたりの戦いで、足利直義の軍勢と交戦中、兄の命をうけて楠正成との連絡に赴いた。そして湊川に着くと、ちようどその時、正成が切腹しようとする所に出会う。正成は武吉に向つて、敗戦のことや自分の最後の様子を兄に知らせよ、と言つて折返し帰るようすすめた。しかし武吉は「菊池の家に生まれたる者、比の際を見捨てて人に告ぐるなんど、

さる未練の儀をば存ぜざるものを、ここはいかて帰るべき」と答えて、同じく切腹したと伝えられている。太平記「正成自害」の段ではこの「武吉」を「武朝」と記し、又「兄肥後守」武重を「兄肥前守」と記しているわけでも、作者の勤ちがい又は誤記と思われる。

〔寄合衆の内談の事〕

一、天下の御大事は、内談（なひだん）の議定（ぎじやう）ありと云ふとも、落居（らつきよ）の段（だん）は武重（ぶじゆう）が所存（しよせん）に落し（おと）着（つ）くべし。

一、国務（こくむ）の政道（せいだう）は、内談（なひだん）の議（ぎ）を尙（しやう）すべし。武重（ぶじゆう）勝（す）れたる議（ぎ）を出（い）だすと云ふとも、管領（くわんれい）以下（げ）の内談衆（なひだんしゆ）、一統（いつとう）せずば、武重（ぶじゆう）が議（ぎ）を捨（す）てらるべし。

一、内談衆（なひだんしゆう）、一統（いつとう）して、菊池（きくち）の郡（こをり）に於（おひ）て堅（かた）く畑（はた）を禁制（きんせい）し、山（やま）を尙（しやう）して茂生（もしやう）の樹（き）を増（ま）し、家門（かもん）正法（しやうぽう）と共に、童華（りうげ）の晝（あかつき）に及（およ）ばんことを念願（ねんぐわん）すべし。謹（つと）んで八幡大菩薩（はちまんだいぼさつ）の明照（みやうせう）を仰（あは）ぎ奉（たてまつ）る。

延元三年七月廿五日

藤原武重（血判花押）

二十一、宗良親王（二二一—二三八五）

後醍醐天皇の第八皇子、信濃宮とも申上げる。天台座主に補し、尊澄法親王と称す。兄護良親王もりながと共に北条氏討滅の謀に参画し、のち還俗。村上天皇の時、征夷大將軍となり、東国に赴いて賊軍と戦いつぶさに艱苦を嘗められた。御足跡は、西国は讃岐に、東国は遠江・駿河・信濃・越後・甲斐・武蔵等に及び、各地に転戦往来されて吉野朝廷のために尽瘁なさった。信濃国高遠城さうらに大川原に立て籠られたことは有名である。「李花集」はこの御壮年時代、王事に東奔西走せられた頃の御歌を集められたもので、悲痛切実なる御体験から詠み出された御歌が多く、吉野朝悲歌の代表作である。また本集には北畠親房の八十三首に対する御唱和の御歌八十三首をふくんでいる。親王の撰集「新葉和歌集」の吉野朝忠臣たちの和歌とともに、幕末勤皇の志士たちの精神を振起し、その詩作の模範となった。親王は元中二年、御年七十四で薨ぜられたという。本書引用の御歌は岩波文庫松田武夫校訂「李花集」に拠った。歌集名の「李花集」は、親王が式部卿であら

れたことから、式部卿の唐名「李部」に拠つて名付けられたものであらうという。歌の選択については、川田順著「吉野朝の悲歌・三部作」を参照した。(夜久)

「李花集」より

中院准后(北畠親房)よみて見せ侍りし歌中に「小山田の苗代水のひきひきに人の心のにこる世ぞろき」とありしそばに、書き加へ侍りし

おのづから道ある御代にまかすれば苗代水もにこらざりけり

遠江国に侍りし頃、月歌とてよみ侍りし

湊江や夕しほ深くなるまゝに月にぞ浮ぶうらの松原

竹間月といへる心を

窓ちかき竹の葉わけにもる月の影さだまらぬよはの秋風

ある所にかりねし侍りしに、風いとさむかりし夜

霜さむき小篠が原のかり枕ひとよをだにもあかしかねつゝ

名所関を

君が代にあふ坂までといそげども闇の外なる身こそ老いぬれ

正平十五年東國の凶徒ども河内國にせめ入りて行宮もあやふく聞えしかば、なにともしてひとつ所へな
と思ひ侍りしかど、ふとはかなひ侍らで心ぐるしうききわたり侍りし、程なうもとの如くにうち従へら
れて、あまさへ御入浴あるべきにて、住吉へうつらはせ給ふ程、信濃よりとく力をあはせてせめのぼる
べきよしおほせられしに、秋冬までになりければ、おそく侍りとて「いつまでかわれのみひとりすみ
よしのとはぬ恨みを君にのこさむ」と仰せられしかば、返事に奏せさせ侍りし

わがいそぐ心をしらばすみよしのまつ久しさを恨みざらまし

冬の程は馬の脚なども木曾路のこほりに難儀なるべきよし申すとて

木曾路河あらしにさえて行く浪の滞るまをしばし待たなむ

暮れ行く山路のはるばると心ほそくおぼえ侍りしに、松の一木たてるも峯の雲にしろくみえける折柄
哀れにて

をちこちのたかねに見ゆる一つ松帰るさまには道しるべせよ

いみじうおそろしき山中にまだひて夜もすがらつかれ侍りけるにや、松風にもさはらずうちまどろみし
に、昔の御面影夢にみえければ、驚きて思ひつゞけ侍り

ひとり行く旅の空にもたらちねの遠きまもりを猶たのむかな

信濃国伊那と申す山里にとしへて住み侍りしかば、今はいつかたの音信もたえはてて、同世にありとも

きかればやなどおぼえし頃、よみ侍りける

我を世にありやと問はば信濃なるいなとこたへよ嶺の松風

嵐にまよふ浮雲も我が身のよそならず覚え侍りしに

吹きはらふ嵐をいたみ中空にうき立つ雲は我が身なりけり

かくて又の年の半まですみ侍りしかども、さすが又我が世へぬべき所にもあらねば、こゝをも立ちいで

侍らんとせしに、狩野介貞長などやうのものども、夜もすがら名残惜みてさかづきたびたびめぐり侍り

し程、過ぎにし方猶行末の事まで二心なきことなど申しあつめつゝ、はては多ひなきなどせしかば、い

つの程よりのなじみにかとあはれに覚えて、出でざまにその壁に書きおきし

身をいかにするがの海の沖の浪よるべなしとして立ち離れなば

戦場に出で侍りし道すがら、いさみあるべき事などつはものどもに仰せふくめ侍りし次に、思ひつゞけ

侍りし

君がため世のため何か惜しからむすててかひある命なりせば

遠国に久しく住み侍りて、今は都の手ぶりも忘れはてぬるのみならず、ひたすら弓馬の道にのみたづきはり侍りて、征夷將軍の宣旨など給はりしも我ながらふしぎに覺え侍りければ、歌よみ侍りし次に

思ひきや手もふれざりし梓弓おきふし我が身なれむ物とは

都を出でて後は時のまもやすき心ちなく侍り

世の中の浪のさわぎにこぎいでしあまの小舟ぞよる方もなき

信濃国大河原といふ深山に籠りて年月をのみ送り侍りしに、さらにいつと待つべき期もなければ、香坂

高宗などが朝夕の霜雪を払ふ忠節も、そのあとかたならん事さへかたはらいたく思ひつゞけられて

いはで思ふ谷の心もくるしきは身を埋木とすぐすなりけり

建徳二年九月二日鎮西より便宜に中務卿親王懷良九州宮（懷良親王の歌）

日にそへて遁れむとのみ思ふ身にいとよき世の事しげきかな

しるやいかに世を秋風の吹くからに露もとまらぬ我が心かな

同年十二月到来して後に便宜にかくぞ申しつかはし侍りし

ともかくに道ある君の御世ならば事しげくとも誰かまどはむ

草も木もなびくとぞきくこの頃のよを秋風と歎かざらなむ

二十一、世阿弥 (一三六三—一四四三)

世阿弥もろきよ元清は、室町時代の「能」のうの大成者で、観阿弥の子。幼名は藤若、のち元清と改めた。世阿弥は法号。三代將軍足利義満の同朋衆となり、父観阿弥の死後、観世座の名跡を継ぎ、従来からあつた諸芸能の長所を綜合して、猿楽さるがくを大成した。

六代將軍足利義教のとき、佐渡に流されるなど不遇の目に遭つたが、義教の死後、許されて帰京、大和越智に隠退した。現在のわが国の「能」の多くは、この世阿弥の作である。

「風姿花伝」

これは、世阿弥が父観阿弥の教えを、自らまとめたもので、能学的芸術論である「花」について考究したものである。

一般には「花伝書」と呼ばれているが、正しくは「風姿花伝」といわれ、「年来稽古」「物学ものまね条々」「問答条々」「神儀に云はく」「奥義に云はく」「花修に云はく」「別紙口伝」の七篇からなりたつ

ている。

第一の「年来稽古」では生涯を「七歳」から「五十有余」までの七期に分け、それぞれの時期を体験を通して具体的に述べている。「唯生涯にかけて能を捨てぬより外に稽古あるべからず」という言葉にしても、人生に於ける一つの危機に対して、それを乗り越えてゆく智慧が的確に示されている。第二の「物学条々」では大和猿楽の特色たる「ものまね」について九つに分けて説明を加え、第三の「問答条々」では演出や演技に関することをこれまた九つに分けて論じている。それで、この「風姿花伝」はこの三篇の内容からみて、この三篇だけが先きに出来上がったものと思われる。次いで第四「神儀」で猿楽の歴史や芸道の伝説などが書かれ、第五篇「奥義」では花が能の中心生命であることや、一座を建立するための工夫や公案が述べられていて、この二篇は家道の発展と尊厳とを念願して書いたものと思われる。そうして第七「口伝」では「花」についてあらゆる方面から考究されている。他の六篇と違って、いわゆる口伝で別に相伝されたものであり、この篇のある伝本は存在していない。

なお本書への引用は、岩波・日本古典文学大系65「歌論集・能楽論集」からのものである。(葛西)

(1) 「風姿花伝」第一「年来稽古条々」から

① 「十七・八才」

この比は、又、あまりの大事にて、稽古多からず。先声変りぬれば、第一の花、失せたり。体も、腰高になれば、かゝり失せて、過ぎし比の、声も盛りに、花やかに、易かりし時分の移りに、手立はたと変りぬれば、氣を失ふ。結句、見物衆も、をかしげなる気色見えぬれば、恥づかしさと申し、彼是、こゝにて、退屈するなり。此比の稽古には、たゞ、指を指して人に笑はるゝとも、それをばかへりみず、内にては、声の届かざる調子にて、宵暁の声を使ひ、心中には、願力を起して、一期の堺こゝなりと、生涯にかけて、能を捨てぬより外は、稽古あるべからず。こゝに捨つれば、そのまゝ能は止まるべし。惣じて、調子は声によるといへども、黄鐘・盤渉をもて、用ふべし。調子にさのみかゝれば、身なりに癖出で来る物也。

(前掲書三四四ページ)

② 「二十四・五才」

この比、一期の芸能の、定まる始めなり。さる程に、稽古の堺なり。声も既に直り、体も定まる時分なり。されば、この道に、二の果報あり。声と身形也。これ二は、この時分に定まるなり。年盛りに向ふ芸能の、生ずる所なり。さる程に、よそ目にも、すは、上手出で来たりとて、人も目に立つるなり。もと、名人などなれども、当座の花に珍らしくして、立合勝負にも、一旦勝つ時は、人も思ひ上げ、主も上手と思ひ染むるなり。是、返々、主のため仇なり。これも、まことの花にはあらず。年の盛りと、見る人の一旦の心の珍らしき花なり。まことの目利は、見分くべし。この比の花こそ、初心と申す比なるを、極めたるやうに、主の思ひて、はや、申楽に側みたる輪説とし、至りたる風体をする事、あさましき事也。たとひ、人も褒め、名人などに勝つとも、これは一旦珍らしき花なりと、思ひ悟りて、いよ／＼物まねをも直ぐにし定め、名を得たらん人に、事を細に問ひて、稽古をいやましにすべし。されば、時分の花をまことの花と知る心が、真実の花に猶遠ざかる心也。たゞ、人毎に、この時分の花に迷ひて、やがて

花の失するをも知らず。初心と申すは、この比の事也。

一、公案して思ふべし。我が位のほどを、能々心得ぬれば、それほどの花は、一期失せず。位より上の上手と思へば、元ありつる位の花も失する也。よく／＼心得べし。

(同書三四五ページ)

(2) 「風姿花伝」第三「問答条々」から

問。是に大なる不審あり。はや劫入(り)たる為手の、しかも名人なるに、只今の「若(き)」為手の、立合に勝つ事あり。これ不審也。

答。これこそ、先に申(し)つる、三十以前の時分の花なれ。古き為手は、はや花失せて、古様なる時分に、珍らしき花にて、勝つ事あり。真実の目利は見分くべし。さあらば、目利・目利かずの、批判の勝負になるべきか。

さりながら、様あり。五十以来まで花の失せざらん程の為手には、いかなる若き花なりとも、勝つ事はあるまじ。たゞ是、よき程の上手の、花失せたる故に、負くる事あり。いかなる「名木」なりとも、花の咲かぬ時の木をや見ん。犬桜の一重なりとも、初花

のいろ／＼と咲けるをや見ん。かやうの譬へを思ふ時は、一旦の花なりとも、立合に勝つは理なり。

されば、肝要、此道は、たゞ花が能の命なるを、花の失するをも知らず、もとの名望ばかりを頼まん事、古(き)為手の、返々誤りなり。物数をば似せたりとも、花のある様を知らざらんは、花咲かぬ時の草木を集めて見んが如し。万木千草に於ひて、花の色も皆々異れども、面白しと見る心は、同じ花也。物数は少くとも、一方の花を取り極めたらん為手は、一体の名望は久(し)かるべし。されば、主の心には、随分花ありと思へども、人の目に見ゆるゝ公案なからんは、田舎の花・藪梅などの、いたづらに咲き匂はんが如し。

又、同(じ)上手なりとも、そのうちにて、重々あるべし。たとひ随分極めたる上手名人なりとも、この花の公案なからん為手は、上手にては通るとも、花は後まではあるまじきなり。公案を極めたらん上手は、たとへ能は下るとも、花は残るべし。花だに残らば、面白き所は一期あるべし。されば、真の花の残りたる為手には、いかなる若き為手なりとも、勝つ事はあるまじき也。

(同書三六〇ページ)

(3) 「風姿花伝」第七「別紙口伝」から

一、秘する花を知る事。「秘すれば花なり。秘せずは花なるべからず」となり。

この分目を知る事、肝要の花なり。抑、一切の事、諸道芸に於いて、その家々に秘事と申すは、秘するによりて大用あるが故なり。しかれば、秘事と言ふ事を現せば、させる事にもなきものなり。これを、させる事にもなしと言ふ人は、未だ秘事と言ふ事の大用を知らぬが故なり。先、この花の口伝に於きても、たゞ珍らしきが花ぞと、皆人知るならば、さては珍らしき事あるべしと思ひ設けたらん見物衆の前にては、たとい珍らしき事をするとも、見手の心に珍らしき感はあるべからず。見る人の為、花ぞとも知らでこそ為手の花にはなるべけれ。されば、見る人は、たゞ思ひの外に面白き上手とばかり見て、これは花ぞとも知らぬが、為手の花なり。さる程に、人の心に思ひも寄らぬ感を催す手立、これ花なり。

例へば、弓矢の道の手立にも、名将の案・計らいにて、思ひの外なる手立にて、強敵に

も勝つ事あり。これ、負くる方の為には、珍らしき理ことわりに化かされて、破らるゝにはあらずや。これ、一切の事、諸道芸に於いて、勝負に勝つ理なり。かやうの手立も、事こと落居らつきよして、かゝる謀はかりごとよと知りぬれば、その後はたやすけれども、未だ知らざりつる故に、負くるなり。さる程に、秘事とて、一つをばわが家に残すなり。こゝをもて知るべし。たとへ現あらはさずとも、かゝる秘事を知れる人よとも、人には知られまじきなり。人に心を知られぬれば、敵人、油断ゆだんせずして用心を持ってば、かゑつて、敵かたきに心を附つくる相さうなり。敵方用心せぬ時は、こなたの勝つ事、猶なほたやすかるべし、人に油断をさせて勝つ事を得るは、珍らしき理ことわりの有用なるにはあらずや。さる程に、わが家の秘事とて人に知らせぬをもて、生涯しやうがいの主になる花とす。秘すれば花、秘せねば花なるべからず。

二十三、蓮れん

如によ（一四一五—一四九九）

蓮如は、室町時代の浄土真宗の僧で、諡号は慧灯大師。応永二十二年春、洛東大谷坊舎に生れた。父は本願寺七世存如。六歳の時父が正妻を迎えるに当って、彼の生母はひそかに家を出て行方を消した。そのため彼は壮年の日まで日陰者の辛酸を嘗め尽した。四十三歳、父の死のあとをうけて本願寺第八世となり、俄然教化活動を展開した。五十一歳、比叡山衆徒のため大谷坊舎破却せられ、近江に逃れた。文明三年五十七歳にして越前吉崎に赴き、盛んに北陸地方を化益、本願寺の強大の基を築いた。後に山科・石山に本願寺を建立。明応八年（一四九九）三月、八十五歳で山科本坊に逝く。彼の著述としては、門弟に与えた法語——おお文文とも御御文文章章とも云云わわれる——が、その平易流麗をもつてよく知られている。ここに抄録した「蓮如上人御一代聞書」は、彼の側近にあった人々の手になる聞書で、彼の実際の言行の記録として貴重なものである。筆録者の名を取った空善記、実悟記、筆録者不明の昔語記の三部より成る。ただ功成り名遂げた晩年

の言行の記録であるだけに、彼を高くまつりあげている気味のあるのが惜しまれる。

ここに引用したのは、稲葉昌丸校訂の岩波文庫「蓮如上人御一代問書」からである。（桑原）

(1) 「空善記」から

①

一七 上様御うしろに腫物いでき候に、三位殿そのうみをのごひたまへ、と仰せの時、杉原をおしたゝみ、すでにのごはせたまはんとの時、仰せに、わが身はその紙をばいづくよりいできたると心得て、さやうに、じゆんたくにするぞやと。そのとき（三位）杉原を三つにさき切りてのごはせたまひ候時、かやうにいふときばかり也。かげが本にてあるなり。かまへて仏法の冥加をよく／＼おもへ、このたまへり。

（前掲同書二六ページ）

②

三 仏法には捨身の行をするが本なれば、たれに（も）恩にきせはせねども、身をすてゝ聖人の御流をすゝめまします、とおもひ入りて信ずるひとなし、と御述懐を仰せありけり。わが御身ほど身をすてゝ仏法すゝめたるはなきなり、と仰せ候ひき。

（同書二〇ページ）

③

六 仰せに、身をすてゝ平座にてみなと同座するは、聖人の仰せに、四海の信心の人はみな兄弟なり、と仰せられたれば、われもその御ことばのごとくなり。又、同座をもしてあらば、不審なる事をもとへかし、信をよくとれかしとのねがひなり、と仰せ候ひき。

（同書五九ページ）

④

空 ある時仰せに、わが御身の御母は、西国の人なりときゝ及び候ほどに、空善をたのみはりままでなりともくだりたきなり。わが母は我が身六ツの年にすてゝ行きかたしらざりしに、年はるか後に、備後にあるよし、四条の道場よりきこえぬ。これによりて、はりまへくだりたきといひければ、空善はしりまはり造作し候よし候、命あらばひとたびくだりたきなり、と仰せ候ひき。

(同書六二ページ)

⑤

一四 われ信をとりて、人にも信をとらせよ。われは奥州へ御下向の時、前下向に一人聴聞してよろこびしその人、もしあるや、と御たづねあり、夫婦ともに信をえてよろこぶよしきこしめして、二日路のあひだを御下向あり。しかるに、かのあるじ申し事に、御下向はかたじけなきに、なにをくごにそなへ申すべき、とかなしみけり。きこしめして、なんぢらはなにを食するぞ、と御たづねあり。ひえと申す物ばかりたべ候よし、申し候とき、なんぢらがしよくする物をこしらへてまゐらせよ、と仰せ候間、ひえのかゆをきこしめして、一夜御かたりありて、きか

せけり、と仰せ候ひき。されば、かやうに御身をすて御辛勞ありて、御すゝめありたる御事、と思ひたてまつりてしるし申し候也。
(同書六六ページ)

(2) 「実悟記」から

①

一六 蓮如上人仰せられ候、堺の日向屋は、卅万貫持ちたれど、死にたるが、仏にはなり候まじ。大和の了妙は、帷かたぢ一ツをもきかね候へども、此の度仏になるべきよ、と仰せられ候由に候。
(同書八九ページ)

②

一八 蓮如上人仰せられ候、同行寄合ひ候ときは、たがひに物をいへく、と仰せられ候。物を申さぬ者はおそろしき、と仰せられ候。信不信ともに物をいへ、と仰

せられ候。物を申せば、心中もきこえ、又人にもなほさるゝなり、たゞ物を申せ、と仰せられ候。

(同書九三ページ)

③

三七 一宗の繁昌と申すは、人の多く集り威の大なることにてはなく候。一人なりとも、人の信を取るが、一宗の繁昌に候。しかれば、「専修正行の繁昌は遺弟ゆゐていの念力より成ず」とあそばしおかれ候。

(同書一〇四ページ)

④

三九 蓮如上人昔はこぶくめをめされ候。白小袖とて御心易く召され候御事も、御入りなく候よしに候。いろく御かなしかりける御事ども折々御物語候。いまくの者はさやうの事を承り候て、冥加を存ずべきの由、くれぐれ仰せられ候由に候。

二四〇 よろづ御迷惑にて、油をめされ候はんにも、御用脚なく候間やうく京の黒木

をすこしづゝ御とり候て、聖教など御覧候よしに候。又、少々は月の光にても聖教をあそばされ候。御足をも大概水にて御洗ひ候。又、二三日も御膳まゐり候はぬことも候よし、承り及び候。

三二 人をも甲斐くしく召使はれ候はであるゆゑ、幼童の襦袢むつぎをも御ひとり御洗ひ候など、仰せられ候由に候。(同書一〇九ページ)

⑤

三〇 仏法談合のとき物を申さぬは、信のなきゆゑなり、わが心にたくみ案じて申すべきやうに思へり、よそなるものをたづねいだすやうなり。心にうれしきことはそのまゝなるものなり、寒ければ寒い、熱ければ熱いと、そのまゝ心の通りいふなり。仏法の座敷にて物を申さぬことは、不信のいろなり。又、油断といふことも、信のうへのことなるべし、細々に同行によりあひ讚嘆申さば、油断はあるまじき由に候。

(同書一三〇ページ)

蓮如上人細々御兄弟衆等に、御足を御みせ候、御わらちの跡くひ入り、きらりと御入り候。かやうに京田舎御自身は御辛勞候て、仏法を仰せひらかれ候由、仰せられ候ひし、と云云。

(同書一六四ページ)

二十四、中世における歴代天皇の御歌

後鳥羽天皇（第八十二代）御在位一一八五—一一九八

祝言（御集「詠百首和歌」）五首のうち

千早振神ぞ知るらむふしておもひおきてかぞふる万代のおく

古寺花（御集拾遺「五十首御会」建仁元年九月）

はつせ山やまたちはなれちる花を行方定めずさそふ風かな

秋（「詠五百首和歌」）

天の原くも吹きはらふあきかぜにやまのは高く出づる月かげ

淡路島月おちかかる明方にこぐやみ舟の音ぞ身にしむ

冬（同）

難波がたそよぎしあしも霜がれてしほせの浪の音のみぞする

雪つもる民の家ゐにたつ煙これも世にふるみちやくるしき

雜(同)

わがおもひつもりつもりて新玉あらたまの年をあまたもなげきこしかな
久方の空もあはれとてらさなむあふぐかひなく年のへぬれば

熊野の道にてよませ給ひける(御集)

岩にむす苔ふみならずみくま野の山のかひあるゆくすゑもがな

雜(元久二年三月日吉三十首)

みずしらぬ昔の人の恋しきは此の世を歎くあまりなりけり

寄山雑(承元二年三月住吉御歌合)

おく山のおどろが下もふみわけて道ある世ぞと人にしらせむ

寄海朝(承元四年九月粟田宮御歌合)

とまりする一夜の契ちぎりこぎわかれおのがさまざまいづる舟人

秋(建曆二年十二月二十一日二十首五人百首)

まだ深き秋の木の葉を吹きたててまたしぐれゆく山おろしの風

雜(遠島御百首)

藻塩やく蟹あまのたく繩うちはへてくるしとだにもいふかたぞなき
波間より沖のみなとにいる舟のわれぞこがるるたえぬ思ひに
何なにとなく昔がたりに袖ぬれてひとりぬる夜もつらきかねかな
われこそは新島守よおきのうみのあらし波風こころして吹け

土御門つちみ天皇かど（第八十三代）御在位一一九八―一二二〇

松

たかまどやあれのみまさる宮のうちに残るむかしの庭の松かぜ

夏（承久四年正月二十五日）

庭のおものつちさへさくる夏の日ひとり露けき姫ゆりの花

花（貞応元年十二月三日）

いそのかみふる野の花にこととはむかかぬ歎きやありし昔も

名所春

菅原や伏見のあら田うちかへし民のしわざになれるこの頃ごと

祝（建保四年九月）

天津空雲井をさして行く鶴つるのゆくすゑ遠き声ぞ聞ゆる

承久三年阿波国へつかせたまひて（承久記）

浦浦によするさなみにこと問はむ隠岐のことこそきかまほしけれ

順じゆん徳とく天皇（第八十四代）御在位二二一〇—二二二一

秋虫（建保二年八月十六日）

秋の野の尾花ふきちる風の上うへにありか定めぬ虫の声かな

夏草（建保三年正月十五日）

夏草はしげりもゆくかいにしへの野中の清水かげ曇るなり

春寄松祝（建保三年四月）

百敷ももしきや庭の小松の若葉にもさしてぞ千代の影は見えける

田家（承久二年八月ころ）

さびしさも思ひなれてやながむらむ田中の庵の秋の夕ぐれ

春

なげやなげや忍ぶの山の呼子鳥終にとまらむ春ならずとも

秋

追風おひかぜにたなびく雲のはやければ行くとも見えぬ秋の夜の月

後鳥羽院かくれさせ給ひてのち御惱のほどの御文を御覧じて（新拾遺集）

君もげにこれぞかぎりの形見かたみとは知らでや千代の跡をとめけむ

後ご嵯峨さ天皇（第八十八代）御在位二二四二—二二四六

位におましましける時、うへのをのこども題を探りて歌つかうまつりけるついでに霞を（続後撰集）

敷島ややまと島根のあさがすみもろこしまでも春はたつらし

宝治二年、前のおほきおほいまうちぎみ（太政大臣）の西園寺の家に御幸ありてかへらせ給ふ御おくり

物に、代代のみかどの御本たてまつるとて、おとど包紙に「つたへきくひじりの御代のあとを見てふる

きをうつす道ならはなむ」と書きつけける御返し（同）

知らざりし昔に今や帰りなむかしこき世世の跡ならひなば

夕立

かきくらす空ともみえず夕立のすぎ行く雲に入日さしつつ

河夏被

河べなるあらぶる神にみそぎして民しづかにと祈る今日かな

述懐の歌に（統古今集）

ささ竹のわがよの程の思出にしのばれぬべきひとふしもがな

建長五年、住の江に御幸侍りて、行旅述懐といふ事を講ぜられ侍りけるによませ給ひける（統千載集）

跡たれし神代に植ゑば住吉すみよしの松も千年をすぎにけらしも

建長六年、三首歌合に（新千載集）

吹く風の恨は身にぞかへりぬる治さむられる世は花もちらじを

龜山天皇（第九十代）御在位一二五九—一二七四

春

四方よもの海浪をさまりてのどかなる我が日の本に春は来にけり
世のためも風をさまれと思ふかな花のみやこの春のあけぼの

雑

あふぎ見る空なる星の数よりもひまなきものは心なりけり
津の国のなにはのあしの世の中をのどかにと思ふわが心かな
世のために身をばをしまぬ心ともあらぶる神はてらしみるらむ
すべらぎの神のみことをうけきつといやつぎつぎに世を思ふかな
神風や伊勢の少女をとめが袖たれていのるひつきにわがよやすけむ

擗衣

もの思ふとねられぬ賤がなぐさめに幾夜かさ重ねて衣うつらむ

神祇のこころを詠ませ給ひける（統拾遺集）

今もなほ久しく守れちはやぶる神のみづ垣よよを重ねて

後^ヒ宇^ウ多^ダ天皇（第九十一代）御在位二二七四—二二八七

百首の歌めされけるついでに（統千載集）

わが国に内外の宮もあらはれて伝へしのをいままもるらむ
世をおもふわがすゑまもれ石清水^{いしづみ}きよき心のながれひさしく

寄国祝といへる心をよませ給うける（同）

かたぶかぬ速日の嶺にあまくだるあめのみまごの国ぞわがくに
千首歌をよませ給ひける御時（統後拾遺集）

こころにてやがて心をつたふるぞ三世にかはらぬ誠なりける

亀山殿の七百首の歌に、苗代（同）

せきかくる苗代水のさまさまにわくるや人のこころなるらむ

祝

今もかも天の日嗣ひつぎのたえせねば限もあらじよよのすべらぎ
樛つがの木つがのいやつぎつぎに伝ふべき天の位は神のまにまに

伏見ふし天皇み（第九十二代）御在位一二八七—一二九八

雑

代々たえずつぎて久しくさかえなむ豊あし原の国やすくして

述懐の御歌の中に

いたづらにやすきわが身ぞはづかしきくるしむ民の心思へば

河月といへる心を

五十鈴川いすずがはたえぬながれの底きよみ神代かはらずすめる月かげ

雑の御歌の中に

世を救ふ心のうちのなほざりに民のうれへをなすぞかなしき

いなづまを

よひのまのむら雲づたひ影見えて山の端めぐる秋のいなづま

苗代

春雨のうるほひうけてこの頃は水ゆたかなる小田の苗代

早苗

傾くる田子の小笠のいくならびおなじ心にとるさなへかな

掃衣

長月や身にしむ風の夜をかさねうつやきぬたの声いそぐなり

後伏見天皇（第九十三代）御在位二九三十一—三〇一

春

昨日けふ春とやそらのかすむらむもの思ふ身は時もしらぬを

榮枯

時すぎし古木のさくらいまは世にまつべき花の春もたのまず

祝

跡たれて神のてらせる日の本の国のかためはひさにつきせじ

万葉集の詞一句を題にて人人によませさせ給うけるに「ひかりは清く」といふことを

天つ日のひかりは清くてらす世に人のこころのなか曇れる

建武のころ、雑の御歌の中に

しづみぬる身は木がくれの石清水さても流の世にし絶えずば

花園院位におはしましける時、大なるたかむな(笈)を奉らせ給ふとて包紙にかきつけさせ給うける

百敷にみどりそふべき呉竹のかはらぬかげは代代ひさしかれ

神祇の御歌の中に

やはらぐる光くもらずもろ神のうけまもるべき国はたのもし

後ご二に条じょう天皇(第九十四代)御在位一三〇一一—一三〇八

雨後蟬

村雨の晴るるこずゑの山たかみすずしきつゆにせみぞなくなる

暮林鳥

夕あらしのさむき林のむらすずめやどりあらそふ声きこゆなり

人人に百首の歌めされけるついでに、神祇を

ちはやぶる神のすごもに霜さえてそのあかつきは今も忘れず

述懐

人としていかでか世にもありふべき五つの常のみちはなれては

花園はなぞの天皇すめみま（第九十五代）御在位一三〇八一—一三二八

春雨

浅みどりみじかき草の色ぬれてふるとしもなき庭の春さめ
夕がすみ霞みまさと見るままに雨になりゆくいり相の空

冬

さむからむ民のわらやを思ふにはふすまの中の我もはづかし

雑

てりくもりさむきあつきも時として民に心のやすむまもなし
葦原やみだれし国のかぜをかへて民の草葉もいまなびくなり

神祇を

神風にみだれしちりもをさまりぬ天照す日のあきらけき世は

秋の御歌の中に

ながめつるゆふべの空はくれはてて萩の葉風の音のみぞする

祝のころを

ちはやぶる神のたもてる我国のあまつひつぎは今もたえせず

雑

誓ひおきし心のすゑの違はずば神と人との道はみだれじ

正しきとまがれるとわく道なくばかすむるままに世は乱れなむ

後醍醐天皇（第九十六代）御在位一三一八—一三三九

聞辯衣といへるころを

急ぐなる秋のきぬたの音にこそ夜さむの民のころをも知れ

百首の歌奉りしとき、雑

世をさまり民やすかれと祈るこそ我が身につきぬ思なりけれ

百首の歌めされけるついでに、夏

民のため時ある雨をいのるとも知らでや田子の早苗取るらむ

うへのをのこども、歌合せ侍りけるついでに、夏夜言志といふことをよませ給うける

みじか夜ははやあけがたと思ふにも心にかかる朝まつりごと

十首の歌めしけるととき、秋夕雨といふことをよませ給うける

夕づく日しぐれてのこる山の端のうつろふ雲に秋かぜぞ吹く

笠置の行宮におはしましける時

うかりける身を秋風にさそはれて思はぬ山のみぢをぞ見る

笠置の行宮をのがれ出で、有王山といふところまで落ちのびさせ給ひて、幽谷の岩を枕にて、うつつの夢にふし給ふ折しも、梢を払ふ松の風を雨の降るかときこしめして木の蔭に立ちよらせ給ひたれば、下露のはらはらと御袖にかかりけるを御覽じて

さしてゆく笠置の山をいでしより天が下にはかくれがもなし

隠岐の国へうつされさせ給ふべき日、六波羅にて

遂にかく沈みはつべきむくいあらば上なき身とは何生れけむ

御心地なやましくて、美作国（岡山県北部）に二三日やすらはせ給ひけるととき

あはれとはなれも見らむ我が民をおもふ心は今もかはらず
よそにのみ思ひぞやりしおもひきや民の籬をかくて見むとは

雑の御歌の中に

埋るる身をばなげかずなべて世のくもるぞつらき今朝の初霜

後^ご村^{むら}上天^{かみ}皇（第九十七代）御在位一三三九—一三六八

吉野山の行宮にてよませ給うける御歌の中に

おのづから故郷人のことづてもありけるものを花のさかりは

百首の歌よませ給ひて前大納言為定の許へつかはされける中に

すなほなる昔にかへれたねとなる人のこころのやまと言の葉

雑の御歌の中に

鳥の音におどろかさされて暁のねざめしづかに世をおもふかな

賀の御歌の中に

四つの海なみもをさまるしるしとて三の宝を身にぞつたふる

九重にいまもますみの鏡こそなほ世をてらすひかりなりけれ

建武の頃、花山院（平安京の東北にあった）を内裏になされて侍りける時御元服ありし事など思召し出でてよませ給うける

花山の初もとゆひの春の庭わが立ち舞ひし昔恋ひつつ

上のをのことも歌合し侍りけるついでに、思往事といふことをよませ給うける

忘ればや忍ぶも苦しかずかずに思ひ出でても帰り来ぬ世を

長慶天皇ちやうけい（第九十八代）御在位一三六八—一三八三

吉野の行宮にて、人人に千首の歌召されしついでに、山花といふ事をよませ給ひける

わが宿とたのまずながら吉野山花になれぬる春も幾とせ

寄煙述懐

高き屋に煙をのぞむいにしへにたちもおよばぬ身をなげきつつ

寄道述懐

教へおくひじりの道はあまたあれどなすは一つの誠なりけり

伊勢

神路山かみちやまあふげば高くいづる日の上なくてらす光をぞみる

千首の歌めされしついでに、花挿頭かざしといふことをよませ給うける

をさまらぬ世の人事のしげければ桜かさしてくらす日もなし

後ご 龜山かめやま 天皇てんこう (第九十九代) 御在位一三八三—一三九二

嵯峨の奥に住ませ給うける秋の頃

思ひやる人だにあれな住みなれぬ嵯峨野の秋の露はいかにと

後ご 小松こまつ 天皇てんこう (第百代) 御在位一三九二—一四二二

野外夏草

みゆきせし千世の古道あたとどてただいたづらにしげる夏草

竹為師といふことを

ここのへの庭の河竹かはらねば代代の跡あるしるべとぞ思ふ

後^ご花^{はな}園^{ぞの}天皇（第百二代）御在位一四二八—一四六四

時雨

村時雨ふるかた見えて山の端にうつりさだめぬ夕日かげかな

田家

あき過ぎてもる人もなきいほりにもなほ通路の見ゆる小山田

述懐

いかばかり心をそへてまつりごとすぐなる世ぞと人にいはれむ

神祇

誰人もさぞあふぐらむ神風やみもすそがはのきよきながれは

述懐の心をよませ給うける

敷島の道ある代代のいにしへに猶立ち越えむ跡をしぞおもふ

暁鶏

鳥の音は時をたがへず聞ゆなりをさまらぬ世をおもふねざめに

雑

迷はじなことしげき身の行末もすぐなる代代の道をたづねば

神祇

よろづ民うれへなかれと朝ごとにいのるころを神やうくらむ

神祇

天地のその神代よりうごきなき我が日の本とまもるかしこさ

御消息のおくに書きつけさせ給へる御歌

あはれ知れ今はよはひも老の鶴の雲居にたえず子を思ふこゑ

後土御門天皇ごつちみかど（第百三代）御在位一四六四—一五〇〇

寒草霜

浮草の枯葉やのこるたきつ瀬のこほらぬうへも霜とぢて見ゆ

炭竈

身の業をなげきこりつみさゆる日にあはれ翁の堪へて炭やく

田家

冬もなほあぜの細道ゆきかよひかど田の面ぞ人めかれせぬ

思往事

夢うつつ誰に問はまし過ぎ来つる身のいにしへの定かならぬを

述懐

神ならでをさめむことやかたをかの森の嵐のさわがしき世を

擲衣

おほかたに吹く秋かぜもしづは猶身にさむければ衣うつなり

海路

波風のさわがばさわげわたの原すぐなる舟のみちはかはるな

瑞籬

へだてなく神やまもらむみづがきの久しく我も頼みきぬれば

山月

世をまもるためしに神よ三笠山さしのぼる日にくもりあらずな
さやかに月こそいづれみかさ山神も光をさしやそふらむ

社頭花

神もいま風しづかにもまもるらし宮木にまじる花のさかりは

祝言

いにしへに天地人もかはらねばみだれは果てじあしはらの国

後ご 柏かしわ 原はら 天 皇 (第百四代) 御在位一五〇〇—一五二六

述懐

浪のうへ野山のすゑにおもふなよ道とは人のこころなりけり

述懐

をさめしる我が世いかにと波風のやそしまかけてゆく心かな

寄国祝

こころをば隔てぬものかはるかなる人の国まで仰ぐこのとき
この国の日の本さしてあふぐなり高麗もろこしの遠つ人まで
敷島のやまとの国のいやつぎにさかゆく道ぞ神のまにまに

寄神祇祝

あふぎみよ月日の影もあまてらす神代は今にくもりあらめや

後ご奈な良ら天 皇（第百五代）御在位一五二六—一五五七

田家

傾ける小田のかり庵はますらをが露霜ながらもりあかしけむ

神祇

いそのかみふるき茅萱の宮柱たてかふる世に逢はざらめやは

寄日祝

仰ぎ見むひかり和ぐ日の影ものどかなる世のためしならずや

寄夢懷旧

諫むるもありしながらにたらちねのいくたび夢の昔をか見し

独述懷

愚なる身も今さらにそのかみのかしこき世世の跡をしぞ思ふ

附

録

附 録

(一) 古代・中世に作成された、その他の史料の紹介

(読者の理解の便のため、本文に掲載したものも、作成年代の順序を知りやすくするために、一部を重複させた。)

1 「天皇記・国記・臣連伴造国造百八十部并公民等本記」(六二〇年、第三十三代、

推古天皇二十八年)——これは、日本で最初の官撰国史で聖徳太子が蘇我馬子とともに編集されたもの。しかし六年後の、六二六年、蘇我氏の滅亡の折に焼失した

(日本書紀による)。

2 「帝紀」(未詳)——古代における皇位継承を中心とした天皇の系譜・皇居・山陵の記録。

「古事記」などの原史料であるが原形は伝わっていない。

3 「旧辞」(前に同じ)——古代日本に伝承されていた事柄を編集した記録。六世紀前半の

成立といわれ、「古事記」などの原史料であるが、原形は伝わっていない。

4 「大宝律令」(律六卷、令十一卷)(七〇一年、大宝元年)——第四十二代、文武天皇が

藤原不比等らに命じて、つくられたもの。唐の律令によく似ており、日本の歴史の古いことを支那に示すことによつて、支那と対等の外交を持つとうとした面がうかがわれる。一部を除き現存しない。

5 「古事記」(三卷)(七二二年、和銅五年)——歴史書として日本に残っている最古のもの。神代から第三十三代、推古天皇まで。

6 「日本書紀」(三十卷)(七二〇年、養老四年)——古くは「日本紀」ともいう。勅撰の歴史書として現存する日本最古のもの。神代から第四十一代、持統天皇まで。「六国史」の一。

7 「続日本紀」(四十卷)(七九七年、延暦十六年)——「日本書紀」の続きという意味で、第四十二代、文武天皇から第五十代、桓武天皇まで九十三年間。「六国史」の二。

8 「日本後紀」(四十卷)(八四〇年、承和七年、藤原冬嗣ら十六名編)——第五十代、桓武天皇から第五十三代、淳和天皇まで四十二年間。「六国史」の三。

9 「続日本後紀」(二十卷)(八六九年、貞観十一年、藤原良房ら七名編)——第五十四代、仁明天皇の時代十八年間。「六国史」の四。

- 10 「日本文徳実録」(十卷)(八七九年、元慶三年、藤原基経ら八名編)——第五十五代、文徳天皇の時代十九年間。「六国史」の五。
- 11 「日本三代実録」(五十卷)(九〇一年、延喜元年、藤原時平ら六名編)——第五十六代、清和天皇、第五十七代、陽成天皇、第五十八代、光孝天皇の三代三十年間。「六国史」の六。(勅撰の歴史書は、平安朝の中期から後は、朝廷の政治勢威の衰退のためか、中絶するに至った)
- なお時代は前後するが、
- 12 「風土記」(七一三年、和銅六年に編纂の発令)——第四十三代、元明天皇が諸国に命じて編纂させた地誌。現在では、そのうち播磨・常陸・出雲・豊後・肥前の五風土記だけが残っている。
- 13 「古語拾遺」(八〇七年、大同二年)——古くから祭祀部族の一族であった斎部氏について、その祖先の功績が伝承されていたものを、斎部広成が、「古事記」・「日本書紀」に洩れていたものを拾い集めてまとめて、献上したもの。
- 14 「類聚国史」(本編二百卷、目録二卷、帝王系図三卷)(八九二年、寛平四年)——菅原

道真が編集したもので、前記の「六国史」の内容を、神祇・帝王・後宮・政理などの項目別に分類し年代順に再編集したものの。「六国史」を補う点もあり、古代研究の重要史料。現存しているのは、六十一巻。

- 15 「日本紀略」(三十四巻)(平安末期に成立)——勅撰史書にかわって、神代から第六十八代、後一条天皇まで。編年体の歴史書。前半は「六国史」から抜粋し、後半は新たに編集したもの。「日本紀類」「編年紀略」ともいう。

- 16 「本朝世紀」(二十巻)(未定稿で三十巻とも四十六巻ともいう)(平安末期に成立、藤原通憲編)——「六国史」に続ける形をとって、第五十九代、宇多天皇から、第七十六代、近衛天皇まで。後鳥羽上皇の命によって編纂。承平五年(九三五年)から仁平三年(一一五三年)までが、断続的に現存する。

- 17 「扶桑略記」(三十巻)(平安末期に成立、皇円編)——漢文の編年体の史書。仏教色が濃くて必ずしも全面的には信頼できないが、出典が明示されている。神武天皇から、第七十三代、堀河天皇まで。二巻から六巻までと、二十巻から三十巻までが現存する。

- 18 「栄華物語」(四十卷)(十一世紀に成立、赤染衛門あるいは出羽弁の作ともいわれるが、作者未詳)——藤原道長を中心とした藤原氏全盛の様子を記した歴史物語。天皇の年代でいえば、第五十九代、宇多天皇から、第七十三代、堀河天皇までの、十五代二百年間。歴史書として初めての和文。
- 19 「大鏡」(八卷)(十二世紀後半、平安後期の成立と見られる)——翁(老人)の大宅世継と夏山繁樹との対談形式になっている歴史物語。藤原道長を中心とする藤原氏の栄華を語る所は、前記「栄華物語」と同じであるが、藤原氏に対する辛辣な批判が加えられているのが特色で、そのはげしさは、歴史物語の中でも類がないといわれる。「世継物語」ともいう。「四鏡」の一。
- 20 「今鏡」(十卷)(一一七〇年、嘉応二年に成立)——天皇・藤原氏・村上源氏などの伝記、逸話を書いたもの。「大鏡」のあとを受けて、第六十八代、後一条天皇から、第八十代、高倉天皇まで。和文。「小鏡」「統世継」ともいう。「四鏡」の二。
- 21 「水鏡」(三卷)(十二世紀末、平安末期に成立)——「大鏡」の形式にならった和文。神武天皇から、第五十四代、仁明天皇まで。史料的价值は余り高くない。「四鏡」の三。

22 「増鏡」(二十卷)(十四世紀後半に成立)——一八〇年(治承四年)の第八十二代、後

鳥羽天皇から、一三三三年(元弘三年)に第九十六代、後醍醐天皇が京都に還幸されるまで。その間の公武関係を、公家側の立場に立って記したものの。「四鏡」の四。

23 「吾妻鏡」(五十二卷)(鎌倉後期に成立)——一八〇年(治承四年)から、一二六六年

(文永三年)までの、鎌倉幕府の事蹟を記した史書。鎌倉時代の政治史や武家社会史の研究にとって重要な史料。初期の記述には多少問題があるといわれている。「東鑑」とも書く。

24 「愚管抄」(七卷)(一二二〇年、承久二年、慈円の作)——日本で最古の歴史哲学書とも

いふべきもの。末法思想と道理の理念によって、日本歴史の展開を叙述。七巻のうち年代記二巻、本文四巻、付録一巻に分れる。承久の乱の後に増補されている。

25 「元亨釈書」(三十卷)(一二二二年、元亨二年、東福寺の虎関師鍊の著)——一巻から

十九巻までは僧伝、二十巻から二十六巻までは資治伝、二十七巻から三十巻までは志。仏教伝来から鎌倉末期まで、すなわち第三十三代、推古天皇から第九十六代、後醍醐天皇までの、約七百年間の仏教史を記す。

26 「神皇正統記」(六卷)(一三三九年、延元四年、北畠親房著)——南北朝時代の南朝の

正統を主張する史書。

27 「梅松論」(二卷)(一三四九年、正平四・貞和五年)——「神皇正統記」が南朝の正統

性を立証しようとするのに対して、鎌倉時代から足利尊氏が政權を握る過程を、史實的に記したもの。足利方の家臣の筆になるといわれている。

(二) 近世・近代に作成された、史料の紹介

(本叢書の次の「近世」「近代」の部に掲載されるものもあるが、史料の内容には、古代・中世のことも含むので、ここにあわせて並記することにした。)

28 「本朝通鑑」(二百七十三卷、外に提要三十卷、付録五卷、凡例・引用目錄二卷)(一六七

〇年、寛文十年、林羅山の草稿に林鶯峯が手を入れた著作)——江戸幕府が林家に命じて編纂させた。近世初期において武家の立場で書かれた最初の日本通史である。

林家は儒家の正統といわれる関係から、排仏的な傾向や、支那崇拜の傾向も見られ

る。「神代」から一六一一年、慶長十六年まで。漢文の編年史。前篇は神代三卷、正篇は神武天皇から第五十九代、宇多天皇まで四十卷、続篇は第六十代、醍醐天皇から第百七代、後陽成天皇まで二百三十卷の三部から成る。

29

「大日本史」(三百九十七卷)(一六五七年、明暦三年から始め、一九〇六年、明治三十

九年まで、二百五十年間も引き続きわが国最大の国史編纂事業として、世界にも類がない。)——徳川御三家の一である水戸家での作業による。水戸光圀の命により

開始。水戸学の精神を凝結させたものと見てよい。明治維新における王政復古の原動力の一端ともなった。神武天皇から、第百代、後小松天皇までの歴史を、朱子学流の大義名分論を中心に、漢文体の紀伝体で編述。本紀七十三卷、列伝百七十卷、志二十六卷、表二十八卷からなる。神功皇后を皇位から除き、大友皇子を(第三十九代)弘文天皇として皇位に加え、南朝を正統とした三つの点の特筆といわれる。

30

「統史愚抄」(八十一卷)(一七九一年、寛政三年、柳原紀光撰)——一二五九年、第九

十代、龜山天皇から、一七七九年、第百十八代、後桃園天皇までの史書。

31

「日本外史」(二十二卷)(一八二七年、文政十年、頼山陽著)——源平二氏から徳川氏

に至る武家興亡を、武家の家別に記し、政治の大権が武門に帰した由来・経過を明らかにした。幕末の尊皇思想に大いに影響を与えた。簡にして要を失わず、叙事、議論に精彩があることから広く世に普及した。

32

「日本開化小史」(六卷)(一八七七—八二年、明治十—十五年、田口卯吉著)——經濟學と文明開花、社会進化の法則の統一を目ざした。古代から明治維新までの日本歴史の概観。

33

「大日本史料」(既刊二百五十余冊)(一九〇〇年、明治三十三年出版開始、一九六七年現在に続く、東大史料編纂所編)、——日本史の基礎史料集。「六国史」のあとをうけて、八八七年、仁和三年から、明治維新までの諸事件を、年月順に抽出掲書してある。平安時代から江戸時代までを全十六編に分け、鎌倉初期の一八五五年、文治元年から、一二二一年、承久三年までの第四編は完了。

一八六八年、明治二年、「修史ニ関スル御沙汰書」に基き、修史事業が続けられている。

(三) 日本精神史に関する主要叢書の紹介

- 34 「群書類従」(正篇五百三十卷六百六十六冊、目録一冊、続篇千百五十卷千八百十五冊)
(一七七九年、安永八年編纂開始、一八一九年、文政二年に正篇出版完了、塙保己一撰)——わが国の古書を集録・合刻した大叢書。
- 35 「史籍集覧」(四百六十八冊)(明治十四—十八年、近藤瓶蔵編)(明治三十三—三十六年、改訂・増補)——「群書類従」にならって、国史に関係ある書籍を編録したものの。
- 36 「国史大系」(正篇十七冊、続篇十五冊)(明治三十三—三十七年、田口卯吉編)(新訂増補版は六十冊、昭和四—三十八年刊、黒板勝美編)——国史の研究に最も根本的で確実な史書・法令、物語などを集成校訂した叢書。
- 37 「国書刊行会叢書」(二百六十冊)(明治三十八年から大正十一年まで、八期にわたって刊行された。)

- 38 「故実叢書」(明治三十二—三十七年に刊行され、昭和三年に増訂書が刊行、また昭和三十一年から「新訂故実叢書」四十巻が、吉川弘文館から刊行)——儀式・礼法・故実などに関する書籍を集録。
- 39 「史料大成」(三十冊)「続史料大成」(十二冊)(昭和九年から刊行)(最近臨川書店で復刻)——公家の日記の集大成。
- 40 「大日本古記録」(既刊三十七冊、一九六六年現在)(昭和二十七年から刊行開始、東大史料編纂所編)——各時代の主要な日記を原本ないし写本で刊行。
- 41 「大日本古文書」(既刊百四十三冊——一九六六年現在)(一九〇一年、明治三十四年刊行開始、東大史料編纂所編)——主として、六八六年、天武十五年から、七八〇年、宝亀十一年の間の、正倉院文書を編年順に整理刊行した編年文書と、東大寺・高山・浅野家・上杉家などの所蔵者別にした家別け文書と、一八四九年、嘉永二年以後の、幕末の対外関係文書を整理刊行したものの三種がある。古代の主要古文書を集めたものとしては竹内理三編「な寧楽遺文」「ら平安遺文」がある。
- 42 「日本古典文学大系」(第一期六十六冊、第二期三十四冊、索引各期一冊、岩波書店)

——日本文学書・思想書をはじめ、古来の基本的な書籍は、ほとんど集めてある。

43 「日本古典全書」(百十五冊、朝日新聞社)——古来の基本的な書籍を集めてある。

44 「皇学叢書」(十二冊)(物集高見編)——日本精神史上、主要な図書を集めたもの。

45 「大日本仏教全書」(百五十冊、別巻十冊、目録一冊)(明治四十五年から、仏教全書刊行会刊)——日本の仏教関係の書を集めたものとして最大。

46 「高僧名著全集」(十八巻)(昭和五年、平凡社)——日本の名僧の遺文を集めたもの。

47 「勤王文庫」(六巻)(大正八年、大日本明道会刊)——歴代天皇の御製、詔勅をはじめ、

聖徳太子、古事記以降、各時代における日本精神発揚者・幕末志士の遺文を集め、

また御陵に関する記録をも集録。

48 「古事類苑」(千巻)(明治二十九年から大正三年まで刊行)——明治十二年に文部省に

編纂係を設けて以来、三十五年を費し、その間、東京学士会院、皇典講習所、神宮

司庁と引き継がれて完成。歴代の制度・文物・社会百般の事項を、天・歳時・地・

神祇・帝王以下三十部に類別し、「六国史」以下慶応三年以前の基本的な文献から採

録した例証を、原文のまま列举したもの。昭和四十二年から復刻が出る。

49 「歴代御製集」(六卷、目録一卷)(大正四年、芙蓉会刊)——神武天皇以前が十首、神

武天皇以降孝明天皇までの御製のうち、本集に集められたものは、合計一万八千七百七十四首。一番多いのは、第一百十二代、靈元天皇の三千八百四十二首。次が第四百四代、後柏原天皇の二千二百三十二首。第八十二代、後鳥羽天皇の二千三十五首。第百八代、後水尾天皇の千四百九十三首。第八十四代、順徳天皇の千三百九十五首などである。ほかに明治天皇御製は、六百二十首だけが選ばれてある。

50 「列聖全集」(二十五冊)(大正四—六年、列聖全集編纂会刊)——歴代天皇の御製・宸記・詔勅・宸筆を集めたもの。

51 「歴代詔勅全集」(八巻)(昭和十五—十七年、三浦藤作編、河出書房刊)

(四) 書籍解題・目録・解説などの紹介

52 「日本国見在書目録」(一卷)(九世紀末に、藤原佐世の撰)——漢籍の書籍目録としては、現存するものとして最古のものである。当時、日本に存在した漢籍を、四十

部門、一五七九部、一六七九〇巻にわたって収録している。第五十九代、宇多天皇の勅によって撰された。漢籍の目録である。

53 「本朝書籍目録」(一卷)(十三世紀末に成立)——日本の書籍の目録としては、現存最古のもの。「仁和寺書籍目録」・「日本書籍総目録」・「御室書籍目録」ともいう。

54 「本朝法家文書目録」(一卷)(十三世紀末に成立)——神事・帝紀など二十項に分類して、四九三部の書名・巻数・著者などを記したものの、いわば、古代法制書類の目録である。

55 「群書一覽」(六卷)(一八〇一年、享和元年、大阪の書店主、尾崎雅嘉の著)——江戸時代にかなり一般的に流布した書である。刊本一〇七七部、写本六五二部を三十四部に分類し、さらに簡単な解説を付したものの。

56 「統群書一覽」(明治二十五年、西村兼文の著)——尾崎雅嘉の「群書一覽」を補正したもの。

57 「参考群書一覽」(昭和六年、入田整三の補訂)——尾崎の「群書一覽」の二十九版までの刊本を注記したもの。

- 58 「群書備考」(大正五年、村井善令)
- 59 「国書解題」(明治三十八年、佐村八郎編)
- 60 「史籍解題」(昭和十一年、遠藤元男、鈴木俊・原種行・田中正義らの編)
- 61 「日本叢書索引」(昭和十四年、広瀬敏編)
- 62 「国史文献解説」(昭和三十二年、遠藤元男・下村富士男編、朝倉書店刊)——個々の成書文献と叢書・全集と外国文献の三つに分れている。
- 63 「国史文献解説・続」(昭和四十年、右に同じ)
- 64 「日本思想史文献解題」(昭和四十年、大倉精神文化研究所刊)——日本思想史文献とはっきり定義した上で、日本人的思想、すなわち日本で独自に発達した思想、儒教・仏教・その他を受け入れながら、それを日本的に消化し発展させた思想、また日本思想形成の上に重要な役割をしめた文献、という立場から編集と解説がなされている。
- 65 「国書総目録」(全八巻の予定)(昭和三十八年から刊行開始、森末義彰・市古貞治・堤精二編、岩波書店)——目録であると同時に、簡単な解題の役をなしている。

(五) コロンビア大学における日本思想研究書の紹介

67 「Sources of Japanese Tradition」(第一巻、五百六頁)(一九五八年、編集代表 Wm. Theodore de Bary)——古代日本からはじめ、日本思想に本格的に取り組んでゐる。古事記にはじまり、数ヶ所の引用と解説。各項の表題を辿っていくと、次のようにくわしいものになっている。

推古天皇、聖徳太子、仁徳天皇、藤原鎌足、天智天皇、嵯峨天皇、奈良仏教、維摩経、聖武天皇、道鏡、最澄、空海、白河天皇、紫式部、藤原定家、一遍、源信、法然、親鸞、歎異抄、日蓮、禅、栄西、道元、夢窓国師、北畠親房、世阿弥、能、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、藤原惺窩、林羅山(林一家)、山崎闇斎、水戸学、水戸光圀、貝原益軒、陽明学、中江藤樹、熊沢蕃山、古学、山鹿素行、武士道、伊藤仁斎、荻生徂徠、室鳩巢、近松門左衛門、俳句、松尾芭蕉、新井白石、富永仲

基、三浦梅園、海保青陵。

68 「Sources of Japanese Tradition」(第二卷、四百六頁、一九六三年、編集代表 Wm.

Theodore de Bary) ——近世から進んで近代の日本思想を中心課題とし、リズム・ナシヨナリズム・ソシアリズムなどの動きをとらえようとする。おもな項目、人名などを追ってみると、次のごとくである。

荷田春満、神道、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤、徳川時代、本多利明、佐藤信淵
二宮尊徳、会沢正志斎、佐久間象山、吉田松陰、福沢諭吉、明治時代、明治天皇、
木戸孝允、西郷隆盛、さむらい精神、大久保利通、伊藤博文、大隈重信、板垣退
助、尾崎行雄、山県有朋、吉野作造、美濃部達吉、幣原喜重郎、山室宗文、権藤成
郷、北一輝、大川周明、橋本欣五郎、徳富猪一郎、幸徳秋水、安部磯雄、河上肇、
河合榮治郎、赤松克麿、大山郁夫、内村鑑三、西田幾太郎、田中耕太郎、長谷川如
是閑、亀井勝一郎。

（六）年表・辞典などの紹介

- 1 「国史大年表」（日置昌一）
- 2 「日本史年表」（歴史学研究会編、昭和四十一年）
- 3 「国史辞典」（五冊）（富山房刊、昭和十五年）
- 4 「日本歴史大辞典」（十九巻・別巻一卷）（河出書房新社刊、昭和三十一年—十五年）
- 5 「日本史辞典」（高柳光寿・竹内理三編）（角川書店、昭和四十一年）
- 6 「読史備要」（復刊）（史料編纂所編）（講談社）
- 7 「読史総覧」（人物往来社、昭和四十一年）

以上のうち、手軽なものとしては「年表」としては2、「辞典」としては5を、おすすめする。

また、中・高校生が使う「日本史年表」（児王幸多編、吉川弘文館刊）も年表として簡便であるし、辞書としては、多くの人が手にしている「広辞苑」（新村出編、岩波書店）が、歴史上の人物や古書名についても、簡単な解説を載せていることを、若い人たちは案外に知らないでいる。活用されるとよいと思う。

あとがき

本書の編集は、いろいろな事情によって、きわめて短い期間でまとめなければならなかった。編集の開始から、本になるまでのすべてを含めて、三ヶ月という制約では、とうてい編者ひとりで出来る作業ではなかった。それがともかくにも、ほぼ予定通りに仕上がることができた。何ともうれしいことである。

しかし、その背後には、得難い特殊な協力、私にとって三十年來の先輩、知友たちのご助言とご協力があつた。それはいわば、「同信の友」と名づけさせていただいたもよいと思われる方々である——そのお名前は「はしがき」のところで、謝意を表させていただいたが——その方々からの、惜みないご指導とご鞭撻がなかったならば、この本は世に出なかつたにちがいない。少なくとも、こうした内容をととのえての出版には至り得なかつたことと思う。

この「同信の友」とでも申したい方々と私とは、お互いに日本文化の価値のとらえ方

についても、日本思想の系譜の辿り方についても、長いあいだご一緒に勉強してきた関係もあって、思想的というよりも、気持ちのうえでびったりした触れ合いが保持されてきた。従って編集作業の勿々のあいだに、電話一本、ハガキ一枚で、断片的に寄せられるその御助言は、世間の普通のケースのように、その一つ一つについて時間をかけて討議したり討論したりする必要がなかった。それらはいつも素直に編者の心に泌み入るように受けとめられていった。しかも私は、その一つ一つのご助言にいつも深い感謝を捧げながら、いつも「この本はまた良いものになるな」と感じては、それらを受け容れさせていただったのである。こうして出来上った本書であってみれば、表向きは編者として私の名が出ているが、内実は、決してそうとはいえないような気がする。こうした行き方で本書の編集における特異な効率的な協力作業が実ったといわねばならない。そして「協力作業」というものが、こうも以心伝心的な「思想・精神の無礙の交流」のもので行なわれ得るものか、と、改めて、強く認識させていたのだいわけである。

本書に続いて、「日本思想の系譜」の「近世」と「近代」の分が続刊されていくことになる。本書にもまして充実したものを、と思うにつけても、この方々ならびにさらに

広い範囲での同信的知友の方々が、力強いご助言をお寄せしてくださいさるであらうと思うと、底知れぬ喜びと勇気を覚えずにはいられない。明治百年を明年に迎えるというとき「明治日本」のバイタリティーの源泉となった「日本思想の系譜」であることを思つて、なんとしても年内の完成にこぎつきたいものである。

終わりに、「附録」作成の資料蒐集と校正の全般作業に、とくに格別なご協力をいただいた国学院大学の岡崎正博君、作業全体の推進に細心の努力をくださった石井恭子さん、それに無理な期間をよくこなしてくださった東京綜合印刷の久保達男社長、鬼島雄二の両氏に深い感謝を捧げたいと思う。(編者)

編者略歴

- 一、大正三年東京都新宿区（旧四谷区）に生まれる、家系は山口県萩市
- 一、学習院初等科、東京府立一中、第一高等学校を経て、東京帝国大学法学部政治学科を中退
- 一、現職、亜細亜大学講師、社団法人国民文化研究会理事長

日本思想の系譜—文献資料集（上）

国文叢書 No. 4

昭和四十二年三月二十五日 発行

資料Ⅱ非売品

編者 小田村寅二郎

発行所

社団法人国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

東京都中央区銀座七一三柳瀬ビル
電話（五七二）一五二六一七
振替東京六〇五〇七番

印刷所

東京綜合印刷

東京都新宿区早稲田鶴巻町三〇四

